

都市政策

季刊 '07. 4

第127号

特集

ソーシャルキャピタルと 地域づくり

巻頭言

幸せな国といわれるフィリピンの秘密 …………… 新野幸次郎

論文

ソーシャルキャピタルと地域づくり …………… 立木 茂雄

神戸市内の地域ソーシャルキャピタルに関する

実証分析 …………… 柴内 康文

「友愛のまち」北須磨団地の

ソーシャルキャピタル …………… 松原 永季

六甲アイランドのまちづくり …………… 水野 優子

地域と企業が共生する秘訣 …………… 森崎 清登

海外レポート

英国スコットランドにおけるソーシャル・エンタープライズと

コミュニティ・プランニング …………… 本荘 雄一

行政資料

「デザインをまちづくりに生かすための研究会」報告書（概要）

神戸市中小企業活性化プログラム（概要）

平成17年度神戸ブレイン研究支援事業の報告について

神戸市の最新のプロジェクトや施策を網羅

主要プロジェクト

こうべ

～豊かさ創造都市の実現に向けて～

リニューアル！ 2006年11月発行

定 価 1,000円 (税込)
全ページカラー印刷 A 5 版 250ページ



神戸市の最新の施策・プロジェクトをコンパクトに網羅し、市政の新事業・方向を知ることが出来る冊子「こうべ主要プロジェクト」を大幅リニューアルし、好評発売中。

今回は、従来の各事業プロジェクトの紹介だけでなく、2010年を目標にした神戸の将来像「神戸2010ビジョン」「区中期計画」に基づいた取組みや、社会経済情勢などの総論部分を1～2章として新たに設け、増補・刷新しました。

神戸市を知る上でのコンパクトな便覧として、今まで以上にご活用いただけます。

内 容

第1章 神戸を取り巻く人口・経済・財政の状況について図を中心に紹介

第2章

第1節 「神戸2010ビジョン」「区中期計画」。2005年6月に策定した計画の概要と、平成17年度に実施した計画の検証・評価の結果を紹介

第2節 「行政経営方針」目標達成の基礎となる行財政の方向性と取組み状況を掲載

第3節 「平成18年度予算の主要事業」一覧表

第3章 神戸市の重点事業84プロジェクトの紹介

資料編 事業・統計のデータ集

内容お問合せは—

神戸市文書館

☎651-0056 神戸市中央区熊内町1-8-21 ☎078(232)3437 Fax078(232)3840

購入お申込みは—

田中印刷出版(株)内 みるめ書房

☎657-0845 神戸市灘区岩屋中町3-1-4 ☎078(871)0551 Fax078(871)0554

神戸市内主要書店でも発売中

巻頭言

幸せな国といわれる フィリピンの秘密

（助）神戸都市問題研究所理事長 新野 幸次郎



世界的に読まれている雑誌『タイム』が、特集「幸福の科学」（2005年2月28日号）で皆さんが唖然とするような記事を載せたことがある。「貧困と汚染のような重圧があるにも拘わらず、フィリピン人は幸せなようだ。」というのがそれである。これは、ミシガン大学がその前年に82カ国を対象に、住民の主観的福祉感について行った調査をもとにして発表したものである。それによると、フィリピンは、貧困で政治的混迷、台風、地震、環境破壊などの多い国であるが、住んでいる人々の主観的判断では、日本や台湾や韓国などよりも遙かに幸せとされているというのである。その理由としては、たとえ物的には豊かでなくても、家族や友人や地域コミュニティなどで相互扶助がこれらの国々よりも行き届いており、グループの一員としての幸福感が強いことがあげられている。

これは、本特集の中でとりあげられている「ひとりでボウリングをする」（R. D. パットナム著 邦訳『孤独なボウリングー米国コミュニティの崩壊と再生ー』柏書房、2006年）国とりわけ米国などとは違って、一つのソーシャル・キャピタルに恵まれた国の例と言えるかもしれない。

ソーシャル・キャピタルという言葉は、色々な解釈が含まれているいわゆるアンブレラ・タームではあるが、いま、もし、それをパットナム流に、本誌の柴内論文にとりあげられているように「社会的ネットワーク、および、そこから生じる互酬性と信頼性の規範」とすると、フィリピンの社会的ネットワークは、たしかに、一つのソーシャル・キャピタルの要因ではある。ただ、それが、フィリピン経済の発展にどれだけ積極的に寄与しているかということになると問題は残るのではあるが。

その点、私たちは、阪神・淡路大震災を契機にして、フィリピンとは違った意味で助け合い思いやりの心を生み出す社会的ネットワークの重要性を再認識し、復興につとめてきた。その意味で、まだわが国で必ずしも十全に科学的に検討されたテーマとはいえないソーシャル・キャピタルの問題を、大震災を経験した神戸市の歩みの中から発信し、それを分析したいくつかの論考を集めることは、決して無意味ではないと思う。わが国におけるソーシャル・キャピタルの実証的研究は、未だその緒についたばかりである。私は、本特集がこの問題についての有意義な展開の契機となることを期待する。

特集 ソーシャルキャピタルと地域づくり

巻頭言

幸せな国といわれるフィリピンの秘密 新野 幸次郎

論文

ソーシャルキャピタルと地域づくり 立木 茂雄 4
神戸市内の地域ソーシャルキャピタルに関する実証分析 柴内 康文 20
「友愛のまち」北須磨団地のソーシャルキャピタル 松原 永季 28
六甲アイランドのまちづくり 水野 優子 37
地域と企業が共生する秘訣 森崎 清登 45

海外レポート

英国スコットランドにおけるソーシャル・
エンタープライズとコミュニティ・プランニング 本荘 雄一 51

歴史コラム 神戸歴史最前線

『交詢社兵神支社』
ー明治10年代開港場神戸の都市経営を担った人々 奥村 弘 72

潮流

地方自治法改正（平成18年）の概要 74 / 観光立国推進基本法 74 / 建築士法等の改正 75 / 信託法改正 75 / 住民基本台帳ネットワーク訴訟問題 76 / 教育再生会議第一次報告 76 / 日本経済の進路と戦略 77 / 再チャレンジ 77 / 大都市への人口移動 78 / PLC（電力線搬送通信） 78 / 美しい日本の歴史的風土100選 79 / 国民保護法と神戸市国民保護計画 79

行政資料

「デザインをまちづくりに生かすための研究会」報告書（概要）
..... 神戸市企画調整局 80
神戸市中小企業活性化プログラム（概要）
ー価値を創造する元気な産業のまちを目指してー 神戸市産業振興局 85
平成17年度神戸ブレイン研究支援事業の報告について
..... (財)神戸市産業振興財団 92

新刊紹介

自治体の人材マネジメント 97 / ソーシャル・インクルージョン 97 / 都市は誰のものか 97 / コミュニティの自立と経営 98 / 元気なまちのスゴイしかけ 98 / 国際都市神戸の系譜 98

特集『ソーシャルキャピタルと地域づくり』にあたって

近年、我が国における地域コミュニティの多くが、様々な問題に直面している。高齢化・少子化・過疎化・価値観の多様化などの時代の潮流の影響を受けて、コミュニティを巡る様々な潜在的問題（地域の子育て力、高齢者の地域見守り、地域の防災・防犯力など）の発生や、人と人が触れ合う機会の減少、人間関係そのものの希薄化などの状況を生み出している。こうしたコミュニティの問題解決に向けた政策手段の一つとして、信頼に裏打ちされた社会的な繋がりあるいは豊かな人間関係を捉えた新しい概念であるソーシャルキャピタルの視点が注目され、検討が始まっている。

阪神・淡路大震災の被災地神戸でも、震災後の復興過程で、ソーシャルキャピタルにより地域は様々な課題を乗り越えてきたことが明らかにされた（神戸市復興・活性化推進懇話会（2004年3月）「復興の総括・検証」）。これを踏まえて、神戸市は、これからの神戸づくりの指針となる「神戸2010ビジョン」（目標年次2010年）を貫く考え方として、ソーシャルキャピタルを位置づけている。

しかし一方で、我が国におけるソーシャルキャピタルに関する調査研究は、まだ緒に就いたばかりの段階である。特に、身近な地域単位で検討を行った研究は少ない。また、今、ソーシャルキャピタルの重要性に対する理解が、ソーシャルキャピタルの主役である市民・社会に浸透していくことが求められている。

このような問題意識の下、当研究所は昨年6月に、市民・大学・事業者の関係者と協働で政策研究・提言する「ソーシャルキャピタル協働政策研究会」を設置した。当研究会では、中長期的な視点から、地域のソーシャルキャピタルの形成促進要因を把握するとともに、ソーシャルキャピタル醸成に向けた民・学・産と行政の各主体の役割について調査研究をすすめてきた。

今号では特集テーマを、「ソーシャルキャピタルと地域づくり」として、当研究会メンバーの論文を掲載し、ソーシャルキャピタルについての理解やその醸成に向けて各主体が取り組むべき方策を検討する上での一助としたい。

まず、論文「ソーシャルキャピタルと地域づくり」では阪神・淡路大震災を契機とした神戸におけるソーシャルキャピタルを巡る議論と、このたびの当研究会の調査研究内容について概括的に論じ、「神戸市内の地域ソーシャルキャピタルに関する実証分析」では、小学校区単位での計量的実証分析の結果について論じる。次に、『友愛のまち』北須磨団地の「ソーシャルキャピタル」「六甲アイランドのまちづくり」では、ソーシャルキャピタルが豊かであるとされる神戸市内の地域における具体的活動事例を紹介し、「地域と企業が共生する秘訣」では、事業者の視点から、地域との連携につながる勘所について、被災地長田の復興の中での事例を交えて述べる。

ソーシャルキャピタルと地域づくり

同志社大学社会学部教授 立木茂雄

本稿では、神戸におけるソーシャルキャピタルと地域づくりについて、これまでの都市政策的な経緯や背景を概観し、ソーシャルキャピタルに、なぜ今注目するのか、ソーシャルキャピタルとはそもそも何か、について整理するとともに、2006年6月から2007年3月まで9回にわたって神戸都市問題研究所で行ってきた「ソーシャルキャピタル協働政策研究会」（以下「SC研」と略）の討議とその成果を活用し、ソーシャルキャピタルの醸成を通じて地域力を強化するために、今後求められる具体的な方針や施策例について鳥瞰図的なまとめを行いたい。

1. 自律と連帯

阪神・淡路大震災は、超巨大災害が都市の人口密集地を襲ったという意味では、1959年の伊勢湾台風以来のできごとである。しかも、戦後の復興を乗り越え経済的繁栄を勝ち得た後の都市巨大災害としては空前のできごとであった。その結果、阪神・淡路大震災からの復興では、伊勢湾台風災害を受けて成立した災害対策基本法では想定していなかった政策的課題が数多く出現することになった。一人

ひとりの被災者の生活再建という課題も、そのような新しい政策課題のひとつである（立木・林，2001；立木，2004a，2004b）。

震災5年目を目前にした1999年夏に「生活再建とは被災者にとって何を意味するか」、「生活再建を進める上で役に立つと被災者が考えている要因は何か」を明らかにすることを目的に、神戸市内で12回の草の根検証会（ワークショップ）を実施した。ワークショップには被災者や支援者など総勢269名が参加し、1,623枚の意見カードを提出した。この意見カードを整理・分類したところ、被災者にとっての生活再建は7つの要素に集約されることがわかった。①すまい、②（人と人との）つながり、③まち（づくり）、④こころとからだ、⑤そなえ、⑥景気・生業・くらしむき、⑦行政とのかかわり、という7要素である。このうち①すまいと②人と人とのつながりという2要素だけで全体の過半数の意見が占められていることがわかった（立木・林，2001）。

震災10年目を目前にした2003年および2004年の夏にも、それぞれ神戸市内、兵庫県南部地域で5年目の検証と同様のやり方で生活再建草の根検証ワークショップを開催した。

2003年の神戸市内ワークショップは神戸市内全9区でそれぞれ開催し、188名の市民が763枚の意見カードを提出した。翌2004年の被災兵庫県南部地域の5つの県民局単位（東播磨、淡路、神戸、阪神北、阪神南の各県民局）でのワークショップには279名の市民が748枚の意見カードを出した。図1は、生活再建の5年目検証と10年を目前にした検証作業の意見カードの割合を比較したものである。それによると「すまい」に関する意見は2003年・04年のワークショップでは皆無となる一方で、「つながり」が群を抜いて意見数が多く、また「まち（づくり）」や「そなえ」も意見数の上位にとどまっていることがわかった（立木、2004a, 2004b）。

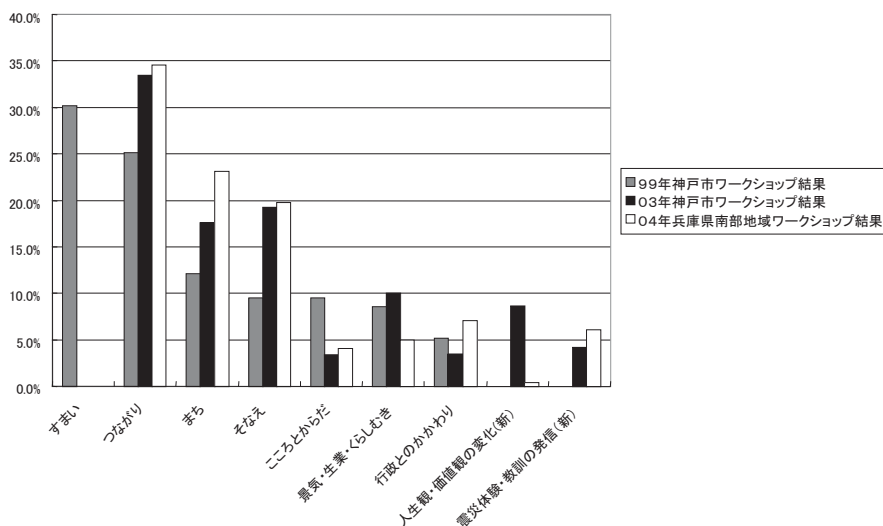
震災から5年目、10年目と常に上位にあり、一人ひとりの生活再建を進める上で鍵となる「つながり」は、煎じ詰めると二つの市民的価値規範に集約された。第一は、「自分のことは自分で決定し、自らを律していく」、「まちづくりの主役は自分たちだ」という意識をもつ、「自助を出発点とする」といった発言に

代表される「自律」規範であった。もうひとつは、「みんなが強いわけではないから助け合う」、「しかし、助けられて当然とか、自分だけは特別という身勝手は許されない」という「連帯」規範である。自律した市民が連帯して市民社会を構築していくことが、震災から5年目、そして10年目においても復興を進めていく上で重要であるという教訓が得られたのである（神戸市復興・活性化推進懇話会、1999, 2004）。

2. ソーシャルキャピタルへの注目

震災から10年を視野にいれて進められた神戸市における復興の総括・検証作業では、自律や連帯という市民的価値規範の重要性は、「これからの神戸づくり」のなかでどのように発展・継承させていくのかについて検討をおこなった。その方向性として、「①地域力の強化は協働と参画のまちづくりが鍵となる」、「②個別具体の課題対応からうまれたまちづくりの手法を、持続的・総合的に展開させて

図1 生活再建を進める上で重要だと指摘された意見群の変化



生活再建を進める上で重要だと指摘された意見群の変化：
震災5年目検証と10年目検証ワークショップの結果から

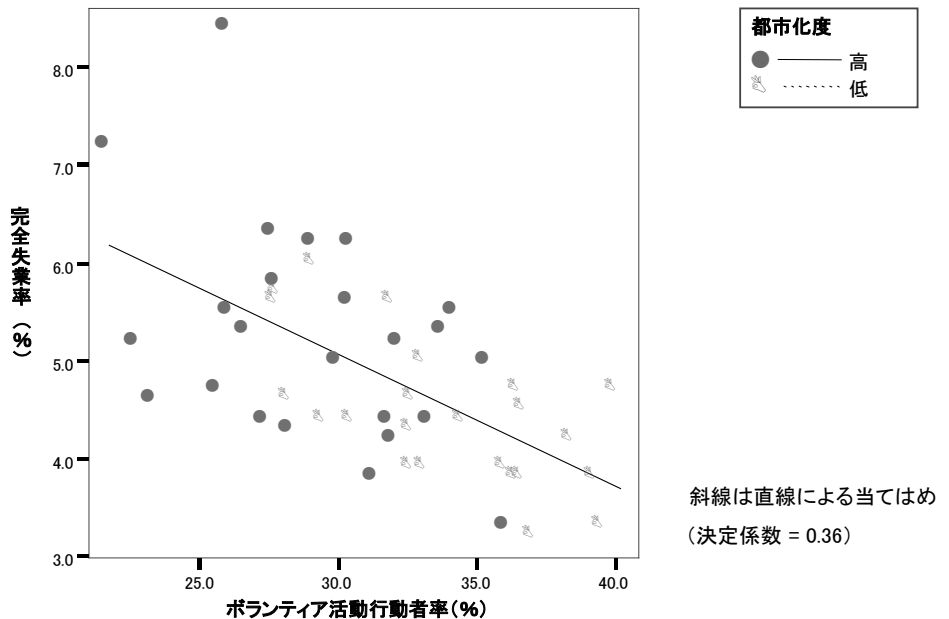
いく」,「③水平的で開放性の高いネットワークとしてのソーシャルキャピタルの醸成」という3点をあげた(神戸市復興・活性化推進懇話会, 2004, p.233)。

協働と参画のまちづくりを進める上での推進要素については, 2002年に神戸市全9区で公募性のワークショップを2度にわたり開催し, 市民意見の整理・分類・確認・合意作業を行った。その結果, 協働と参画の活動を直接に規定するのは自律・連帯といった市民的価値規範ではあるが, これらの価値規範はさらに地域への愛着・関心・つながりといった先行する要因によって影響されることが明らかになった(立木, 2004b)。このような自律・連帯の市民的価値規範や, この価値規範に基づく地域活動の実践をささえる資源として, 地域への愛着や関心を契機として生まれる社会的なつながりや相互の信頼感の重要性に注目し, 神戸市復興・活性化推進懇話会(2004)は「ソーシャルキャピタル」という

言葉を用いて, 今後の神戸のまちづくりを進める上での鍵概念として提言するに至った。また, この提言を受けて「新たなビジョン(中期計画)」(2005年6月策定)でも, 重要テーマの一つとして「ソーシャルキャピタル」の醸成を掲げている。

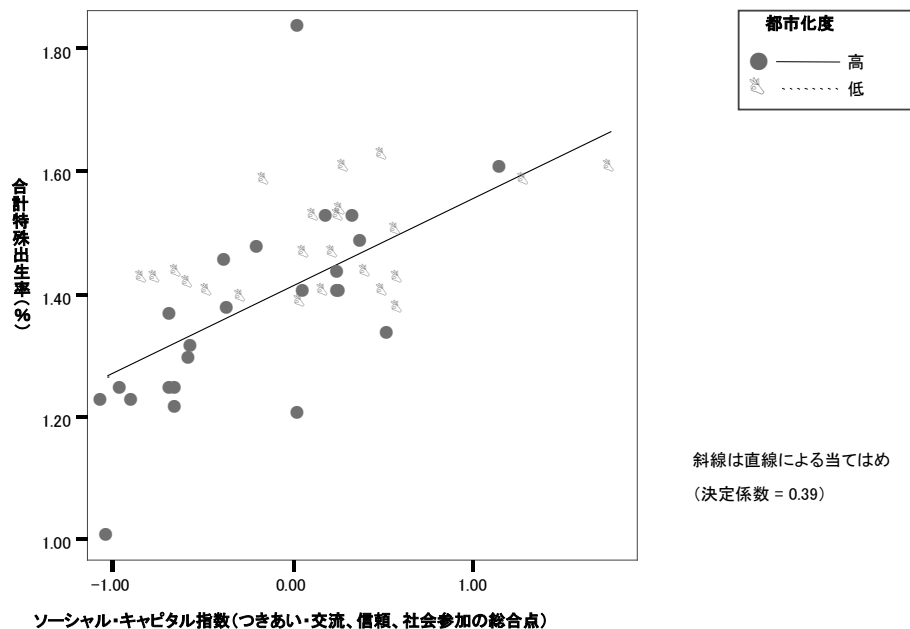
そもそもソーシャルキャピタルとは, あまり面識のない他人同士の間にも, 共通の目標に向けて協調行動を促すことにより, 社会の効率を高め, 成長や開発, またその持続にとって有用に働く社会関係上の資源を意味する。アメリカの政治学者R. パットナムは, 他者との間の信頼, 互恵的な規範, 対等で開放的な市民参加といった特徴が社会に蓄積されているほど行政の効率や信頼が高くなることを, 南北イタリアの地方自治体の調査(パットナム, 2001/1994)や全米51州のマクロ統計を駆使した比較調査(パットナム, 2006/2000)を基に実証した。わが国では市民活動の活性化との相互関連性から注目を集めるようになって

図2 都道府県単位でのボランティア活動と完全失業率の関係



(平成14年度内閣府委託調査報告書「ソーシャル・キャピタル:豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて」より, 独自に作成)

図3 都道府県単位でのソーシャル・キャピタル（つきあい、交流、信頼、社会参加率）と合計特殊出生率の関係



(平成14年度内閣府委託調査報告書「ソーシャル・キャピタル:豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて」より、独自に作成)

た。2002年度の内閣府の委託研究によれば、社会活動基本調査などの都道府県単位のマクロ統計指標を用いて共同体的な人間関係が比較的維持され、ソーシャル・キャピタルが豊かな地域ほど、安全・安心な暮らしに関連する失業率(図2参照)や犯罪率が低く、また出生率(図3参照)が高いことを示唆している。なお図2・図3を見ると人口集中地区の人口比率が高い地域では、ソーシャル・キャピタルが低くなる傾向はあるが、その一方でNPOの設立など新たな市民参画の機運が高まっている。これは、都市における新たなソーシャル・キャピタルの蓄積を意味するのかもしれない(立木, 2006)。

3. 地域におけるソーシャル・キャピタルを醸成するために

上述のごとくソーシャル・キャピタルは、これからの神戸のまちづくりを進める上での鍵

となる概念である。しかしながら、これまでのソーシャル・キャピタル研究では、実証的な調査研究が依拠するデータは都道府県や州単位といったマクロ指標に基づくものが大半であり、ソーシャル・キャピタルの形成促進要因やその効果について、身近な地域単位で検討を行った研究は少ない。その意味で、本特集テーマに収められた柴内論文は小学校区を分析の単位とし、神戸市内の行政調査区である町丁目の全情報を小学校区単位に再集約するとともに、神戸市民1万人アンケートの個票に記入された7ケタの郵便番号をもとに小学校区単位ごとの指標を求めるという大変に手間のかかる作業を通じて、地域活動にとってより示唆に富む実証的検証を行った。これは、わが国におけるソーシャル・キャピタル研究の画期となるものである。

小学校区単位での実証調査研究の成果の紹介は柴内論文に譲るが、これはSC研の成果の一つである。SC研は、事務局を神戸都市

問題研究所に置き、行政側からは市民参画推進局、保健福祉局、都市計画総局、東灘区、長田区、垂水区、消防局の担当職員が参加した他、北須磨団地自治会、六甲アイランド CITY 自治会、神戸市シルバーカレッジ卒業生で組織された NPO 法人であるグループわ、近畿タクシー、神戸大学ヒューマン・コミュニティ創生研究センターという、市民・大学・事業者側からもメンバーを招き、また、アドバイザーとして、筆者とともに同志社大学柴内康文准教授、武庫川女子大学水野優子助手、コンサルタントの松原永季氏が参加し、多様な関係者（ステークホルダー）の協働と参画を通じてソーシャルキャピタルの形成促進要因について、事例検討と実証調査結果の考察を毎回繰り返してきた。具体的に検討した地域活動の事例は下記の通りである。

- 1) 北須磨団地自治会（2006年7月28日 北須磨在宅福祉支援センター「すこやか友が丘」にて）
- 2) 六甲アイランド CITY 自治会（2006年9月15日 六甲アイランドウェストコート3番街1番館コミュニティホールにて）
- 3) のびやかスペースあーち（神戸大学ヒューマン・コミュニティ創生研究センター）（2006年10月31日）
- 4) 神戸市東灘区民生委員・児童委員協議会（2006年10月31日）
- 5) 神戸市長田区真野地区（2006年10月31日）
- 6) 株式会社神戸ながたティ・エム・オー（2006年11月21日）
- 7) 神戸市垂水区社会福祉協議会（2006年11月21日）
- 8) グループわ（2006年12月19日 アスタくにつか1番館にて）
- 9) 中央区二宮地区の「美しいまち」づくり（2007年1月30日）

以上のような事例提供と相互討議の成果物として、本特集号では柴内論文に加えて、ソーシャルキャピタルが豊かであると SC 研の誰もが感心した3事例をとりあげる。すなわち北須磨団地自治会の取り組みに関する松原論文、六甲アイランドのまちづくりに関する水野論文、地域と企業のつながりに関する森崎論文である。それぞれソーシャルキャピタルを醸成する上で鍵となる知見について深い考察の行き届いた珠玉の論文ばかりである。

本稿では上述の9つの地域活動事例の報告での知見と、それに関連する先行研究を整理・分類することを通じて、①ソーシャルキャピタルおよびその形成促進のための軸を明らかにし、それぞれの軸での政策の方向性を構造化（整理・分類）する。次に、②個々の方向性に基づく具体的な施策や事業例を挙げるとともに、その主体が誰なのかを明記することによって、2006年度の SC 研の作業の成果を鳥瞰図的に提示したい。

ところで「ソーシャルキャピタル」は、研究者以外ではあまりなじみのない言葉である。そこで第2回の SC 研では、「地域のつながりを豊かにするには」というテーマで、参加者全員による親和図作成（KJ法）を行い、「漠然としかつかめていない対象」を構造化する試みを行った（立木・林，2001）。その結果、「ゆるやかな人のつながりができる」・「互いに思いやり、信頼、親切、おせっかいをやく」・「お互い助け合い、友だちになる」といったことが生じている時、その場のソーシャルキャピタルは豊かであると定義することにした。

以上を踏まえて、地域におけるソーシャルキャピタルの醸成はどのような取り組みから育まれるのかについて、第2回の SC 研での意見カードの構造化を出発点とし、以後の各回の SC 研で提供された9つの事例から浮か

んできた重要なポイントを整理し、それらを全て統合化して再度構造化を行った。図4は各軸がどのようにしてソーシャルキャピタル形成を促すのかを図示したものである。

図4に示すように、ソーシャルキャピタルの形成促進のために8つの軸が考えられた。

1. 地域・テーマへの興味・愛着を深める,
2. あいさつ,
3. イベント,
4. 子どもとの関わり,
5. 多様な住民参加,
6. 共通の課題,
7. 行政の支援,
8. 組織の自律力という8つの軸である。次に示した表1の第1列にそれぞれの軸の名称をリスト化している。表1の第2列は、各軸に沿った活動について、その具体的な方向性をまとめたものである。これは、毎回の事例提供を受けて、各事例でユニークであった点、有効であった点を整理し、それが8つの軸のどこに分類されるかについて検討しながらまとめたものである。

図4および表1は、ソーシャルキャピタル醸成の各軸について一般的な方向性をまとめたものであるが、その方向性のそれぞれについて、第3回以降のSC研では具体的な活動のアイデアを全員で出し合って行った。以下に示す表2から表9は、各軸の方向性ごとに

具体的な活動を例示するとともに、その主体は誰であるのかを系統図(立木・林, 2001)としてまとめたものである。

1. 地域・テーマへの興味・愛着を深める軸では、「地域」と「テーマ」がキーワードとなった。地域については、その土地の伝統・文化・歴史などを調べ、その中から魅力やウリ(自慢できるヒト・コト・モノ)を掘り出して発信する。あるいは、地域の中に、せせらぎや公園の落ち葉のように世話を焼く必要なものを創ることによって愛着が生まれることもある、といった方向性が示された。一方、地域を離れてテーマ中心での人のつながりも生まれる。このつながりを通じて地域に再度目を向けさせる取り組みの好例が、シルバークレッジ卒業生で組織されたグループである。グループでは会員を地域割して、関心のあるテーマについて活動を継続するとともに、自治会などの地域活動にも積極的に参加することを励行していた。

表2では地域・テーマへの興味・愛着を深めるための活動の方向性に沿ってSC研の討議から生まれてきた具体的活動を表の第3列に、その主体を第4列に示している。この中

図4 ソーシャルキャピタルの形成促進要因とその効果

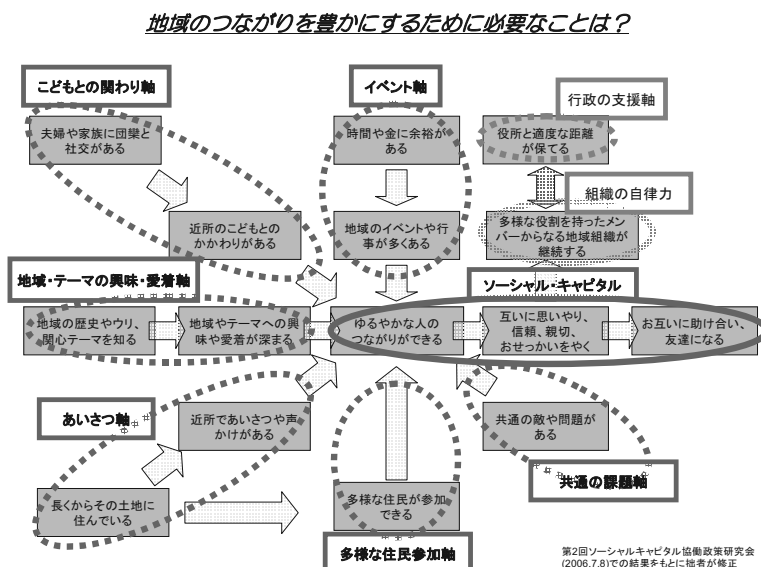


表1 地域のつながりを豊かにするためにできること（課題の構造化）

接近軸	活動の方向性
1. 地域・テーマへの興味・愛着を深める	地域の伝統・文化・歴史・魅力、生活に役立つ情報を知る 地域の魅力やウリ（自慢できるヒト・コト・モノ）を掘り出し、発信する 地域で世話を焼くものをつくる 「地域」から離れて、「テーマ」を中心とした人の輪もできるので、この活動を通じて地域活動に目を向けさせる たまり場を活用する
2. あいさつ	様々な年齢・性別・社会階層間で、あいさつを励行する 子ども・学校・地域を活用 あいさつを地域に浸透させる技術を確立する
3. イベント	住民主体で企画する 住民主体で開催する 住民が参加する 具体的にできるイベント例 イベントを支援する 地域課題解決のために活動をイベント化する
4. 子どもとの関わり	子どもと大人の共同参加を広げる 多様な年代の幼児・児童・生徒が集えるたまり場をつくる 子どもの手によるイベントづくり、参加を進める 学校・団体と連携する
5. 多様な住民参加	自治会だけでなく、商店街、事業者などが集える「多様な参加の場」をつくる 地域にあるサークルや井戸端会議の場を発掘し、広げ、地域活動とつなげていく 多様な市民が互恵・対等・平等に参加するための技術を身につけるとともに、多様なステークホルダーをつないで橋渡しをする仲介者を活用する 多様な参加を保証する組織運営を行う
6. 共通の課題	地域課題に関する情報を共有し、解決の必要性・可能性への住民の気づきを促す 地域課題を共有するための場やしきみをつくる
7. 行政の支援	直・間接の合意形成の支援 地域担当制によって顔の見える行政化を進める 地域の自律性・自主性に応じて資金の支援をする 既存制度の拡大
8. 組織の自律力	地域リーダー・フォロワーの存在が自律のためには不可欠 組織の継続性の確保 自主事業を行うための自主財源を確保する 事業者・団体との連携

で特徴的な活動をいくつか例示したい。

地域を知るといふ第1の方向性について、SC研の活動の一環として行政が町丁目で収集したデータや、1万人アンケートで得られた個票から得られる郵便番号情報をもとに小学校区単位の指標値を求める作業を柴内准教授にお願いした。しかし、これは実に大変な作業であることがわかった。小学校区は、行政が調査区としている町丁目とは一致していないからである。「〇〇小学校区は〇〇町〇丁目の一部を含む」といった事態が生じる。このため人工的に按分して小学校区単位の指標を求めざるを得なかった。1970年代以来、コミュニティ活動の基本単位は小学校区として施策は進められてきた。しかし小学校区の正確な社会活動や人口動態指標は把握できていないのが実情であり、基礎的データの収集のためにこの点での改善が必要であることが明らかになった。

さらに神戸市では、毎年1万人の市民を対象に市民意識調査（俗に「1万人アンケート」と称されている）を実施しているが、現実の回収率は4割程度である。仮に有効回答が180の小学校区から均等に寄せられたとしても、1小学校区からは20名強の回答にしかならない。これでは、個票をもとにした集計で地域の特性を求めるには無理がある。毎回の意識調査の設問数を考えるなら最低でも1小学校区あたり100名程度は有効回答があるような調査を計画する必要がある。

テーマ中心での人のつながりについては、今後は招待制で実名がわかる形でネット上の「コミュニティ」づくりを容易にするSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などのICT技術がさらに進んで行くことが予想される。あるいは地域密着型のCATVによって、市民が身近な地域の情報を視聴することにより地元の活動について知る有効な

表2 地域のつながりを豊かにするためにできること（系統図）

接近軸	活動の方向性	具体的活動	実施主体		
			地域	行政	団体・事業者
1. 地域・テーマへの興味・愛着を深める	地域の伝統・文化・歴史・魅力・活動、生活に役立つ情報を知る	<ul style="list-style-type: none"> ・年長者と若者層が直にふれあうことで歴史、知恵などを継承させる ・まちの歴史を知る会を広める ・地域の伝統行事を洗い出す ・「自分の住むところはどんな場所なのか」知るための情報を知る（ICTが活用できるかもしれない） ・住民自身による「地域情報の集約」活動をする ・行政が行う社会意識調査のサンプル数が小学校区で100件程度となれば各学区の特徴を個人の回答をもとに推定することができる ・行政調査は、町丁目単位に加えて小学校区単位でも取る 	○		
	地域の魅力やウリ（自慢できるヒト・コト・モノ）を探し出し、発信する	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のウリを探す ・地域自慢マップを作ってみる ・地域自慢の発信のためのまちのフォトコンテンツ→カレンダー配布 ・地域自慢の投稿→ミニコミ・CATV発信 ・「まちの歴史・文化」大使制度を始める 	○		○
	地域で世話を焼くものをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・公共物のアドプト制度を街路以外にも拡大する ・クリーン作戦を定例で実施する ・地域の中にやっかいなものをつくる（例：せせらぎ、そうじ） 	○	○	
	「地域」から離れて、「テーマ」を中心とした人の輪もできるので、この活動を通じて地域活動に目を向けさせる	<ul style="list-style-type: none"> ・団塊世代を「テーマ」型のコミュニティと呼び込み、そこから地域社会貢献への使命感を持たせて、地域に目を向けさせることができる ・シルバーカレッジでは、団塊世代が地域から離れ、テーマごとに「共通の学び体験」を提供し、併せて同好の仲間づくりの場を提供している。 ・シルバーカレッジでは、会員を地域割りし、地域社会貢献への使命感を醸成し、ボランティアや自治会活動につなげている ・テーマ型のコミュニティ形成では、SNSなどに代表される新しいICTや地元密着型のCATVなどが有力な武器になるかもしれない。 	○		
地域にあるたまり場が、地域への関心・愛着の源泉になる	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校開放を通じて、各種団体のたまり場にする ・地域のたまり場調査をする ・学区内にあるたまり場（コミュニティセンターなど）を活用する 	○	○	○	

道具になるかもしれない。ICTを活用したテーマ型コミュニティでは、時間・空間の制約がなく、地球全体で興味・関心を同じくする人たちの交流が行われている。このようなツールは、例えば各地でまちづくりに関わっている関係者を結びつける電子的なプラットフォームとして知恵の交流の場を形成する可能性を秘めているかもしれない。しかしながら、その一方で本特集の柴内論文が示すように、小学校単位でのインターネット利用率は、その小学校区のあいさつ指標を下げる効果がある。あいさつはソーシャルキャピタル醸成の大変重要な軸である。このようにICTを

活用したソーシャルキャピタルの醸成には、好ましい側面と、そうではない側面の両方があることに注意して行かなければならないだろう。

2. あいさつ軸では、北須磨団地のように、自治会が毎年小学校3年生を相手にあいさつ運動を自治会主導で行っている事例がSC研では出されたが、地域にあいさつを浸透させるには知恵や技術が必要で、それを身につければ他地域でも活用が可能だといった方向性が示された。これを受けて、具体的な活動としては、安心してあいさつができる近所の人たちを通学・下校時に子どもたちが知るため

に、運動についての広報誌の配布・地域住民の学校訪問・子どもたちの地域探検などのしくみをつくる、先生・地域住民が率先してあいさつを行い、それを見て子どもたちも地域

の人や来街者にあいさつをするような風土づくりが提案された（表3参照）。

3. イベント軸では、住民主体での企画・開催・参加の重要性が確認された。また、二

表3 あいさつを広めるための系統図

接近軸	活動の方向性	具体的活動	実施主体		
			地域	行政	団体・事業者
2. あいさつ	様々な年齢・性別・社会階層間で、あいさつを励行する	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつはまず自分から ・あいさつ運動を地域で広める ・地域であった人には必ずあいさつをするようにする ・高齢者も積極的に声かけする ・年配者から進んで声かけする ・ゴミステーションでのあいさつ（立ち番） 	○		
	子ども・学校・地域を活用	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもからのあいさつ運動（学校教育の中で指導を） ・子どもの通学時のあいさつ運動 ・小学校内でのあいさつ運動 ・地域の信頼できるオジサン、オバサンに（通学時外にいる人）関わってもらう ・地域の商店では、あいさつ（いらっしゃい！）が商売の基本なので、あいさつしやすい 	○	○	
	あいさつを地域に浸透させる技術を確立する	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ浸透の技術について検討する ・「ご近所の（安心してあいさつできる）ヒト」を知るためのしくみをつくる（配布物、学校訪問、商店探検隊） ・あいさつの流れをつくる（先生・リーダー→子ども→地域の人、来街者） 	○	○	○

表4 イベント活用の系統図

接近軸	活動の方向性	具体的活動	実施主体		
			地域	行政	団体・事業者
3. イベント	企画する	<ul style="list-style-type: none"> ・主催する立場の住民自身が楽しめるものであることが大事 ・地域ブランド（ほっかけ、お好み焼き、鉄人28号）を発掘してイベント化し続ける ・主催者側の住民個々に役割があり、それが尊重される運営が重要 ・地元の子供、若者にイベントを企画、実施してもらう ・イベントの主催者に一回はなってもらい仕組みを作る 	○		○
	開催する	<ul style="list-style-type: none"> ・季節ごとに地域内でイベントを定期的で開催する ・年中行事を当然のようにやる（お年寄りから） ・地域の小公園を活用する 	○		
	参加する	<ul style="list-style-type: none"> ・地域行事にできるだけ参加する ・参加する意識を高めるように地域で盛り上げる 	○		
	具体的にできるイベント例	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ体操 ・まつり ・盆踊り ・誰もが参加できる楽しい行事 	○		
	イベントを支援する	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動イベント助成の仕組みを確立する ・自らイベントを住民がつくっていくためのツール、機会、資源を用意する 	○	○	
	地域課題解決のために活動をイベント化する	<ul style="list-style-type: none"> ・住民自らが楽しめる行政課題（ゴミ・暴力団事務所・テレクラ等）に対応した地域活動のイベント化をはかる ・二宮地区のゴミ問題では、「ゴミマナーを守ろう」のほりのももたろう行列やゴミ出し日の立ち番をイベント化することで住民のやる気を高めた 	○	○	

宮地区の「美しいまち」の取り組みでは、ゴミ出しマナーを守ることを地域住民に訴える「桃太郎行列」を行った。このように地域の課題解決をイベント化することによって住民の関心が高まり、結果的にゴミ出しマナーが守られるようになった例が提示された（表4参照）。

4. 子どもとの関わり軸は、「子どもを引き出せば大人が出てくる」という地域活動の知恵にまとめられる。さらに、大人と子どもだけでなく、多様な世代の子どもたちが集える「たまり場」づくりや、そのようなたまり場を通じて子どもの手によるイベントづくりなどのアイデアも出された。そのような実例も存在している。神戸市須磨区にある名谷ユー

スプラザでは、ロックバンドの練習ができる音楽スタジオや、1日200名が利用するフリースペースがあり、このようなたまり場での交流からプラザ利用者の生徒たちが企画・主催し、地域の文化団体も巻き込んで手作りの文化祭などが開かれるようになった（協働と参画のプラットフォーム、2002）。

子どもとの関わりを広める、深めるといった上で学校や事業者・団体の果たす役割は大きい。例えば長田区真野地区に本社を置く三ツ星ベルトは、環境活動の一環としてビオトープづくりにかかせない遮水シートを活用して、阪神・淡路大震災の翌年の1996年から、小学校児童を対象に校庭に「とんぼ池」をつくる運動を企業市民活動として行っている。灘区

表5 子どもとの関わりの系統図

接近軸	活動の方向性	具体的活動	実施主体		
			地域	行政	団体・事業者
4. 子どもとの関わり	子どもと大人の共同参加を広げる	<ul style="list-style-type: none"> 「子どもが集まれば親も集まる」ことの重要性を再確認する必要あり 「将来の担い手を育てる」という意識で大人が関わるのが大事 公園の清掃への親子参加を促す 地域イベントへの子ども参加のコーディネートを行う 地域のスポーツ活動を大人が積極的に応援する 	○		
	多様な年代の幼児・児童・生徒が集えるたまり場をつくる	<ul style="list-style-type: none"> 子どもと大人が集える場（空間、機会など）づくりを進める ビオトープを公園で実施すると子どもと親が集まってくる 子どもの成長過程に応じた「集まれる場」を提供する 児童、生徒（中・高生）それぞれの年齢層にあったたまり場をつくる（例えば名谷のユースプラザ） たまり場には兄貴分、姉貴分がいるようにする 母親同士のつながりを広げる（あーち、東灘区子育てサポーターなど） 母親の情報交換の場を意識的に作る 	○	○	○
	子どもの手によるイベントづくり、参加を進める	<ul style="list-style-type: none"> 「将来の担い手を育てる」という意識で関わるのが重要 子ども参加型のイベント実施（例：子どもまちあるき） 子どもの行事にできるだけ参加する 「子ども」「子育て世代」を対象とした地域活動の企画・運営 	○	○	○
学校・団体と連携する		<ul style="list-style-type: none"> 学校行事（音楽会・運動会・文化祭等）に地域も参加できるようにし、PRを活発に行う 小学校、中学校、高校が地域イベントの情報の共有し、協力しやすくする 小学校3年生くらいで地域の見守ってくれる大人に自分からあいさつをさせるような取り組みを地域から学校にしている（北須磨団地） 灘区では神戸大発達科学部と連携した「あーち」（子どものたまり場）活動で、東灘区では「まち育てサポーター」として子育て支援をして子育てサークルを広げている 	○	○	○

では、神戸大学発達科学部と連携して子どものたまり場である「あーち」を開設し、地域の子育て支援を実践的研究として行っている。このように、地域が積極的に学校と連携することによって、子どもと関わり、その関わりを通じて親が地域活動に関与する動きが生じている。このような事例は各所に活用ができるものとする（表5参照）。

5. 多様な住民参加軸は、自治会だけでなく商店街や事業者なども含めて多様な関係者（ステークホルダー）とゆるやかに連携することにより、地域の実情や課題が共有化され、課題解決のための活動への合意形成がなされた事例として六甲アイランドまちかど会議での落書き問題の解決の実例が紹介された。さ

らに、長田 TMO での事業者や商店街をつなぐ「つなぎ役」が多様なステークホルダー参加のためには重要であることが確認された（表6参照）。

上述のような六甲アイランドまちかど会議や長田 TMO の事例では、包括的・多面的な目的・機能をもち、任意加入でゆるやかに組織が連携することにより、その折々の地域課題や新テーマが共有化され、特定の課題に対応する分科会活動を産み出す「かまど」のような働きをしていることが注目された（鯉坂、2006参照）。

東灘区では、ゆるやかな関係者（ステークホルダー）の連携がコミュニティ・バスを複数の地域で運営している。この問題の専門家

表6 多様な住民参加を進めるための系統図

接近軸	活動の方向性	具体的活動	実施主体		
			地域	行政	団体・事業者
5. 多様な住民参加	自治会だけでなく、ボランティア、NPO、商店街、事業者など「多様なステークホルダー」が参加できるプラットフォームをつくる	<ul style="list-style-type: none"> まちかど会議（六甲アイランド）では、住民・事業者・行政のゆるやかなつながりで情報の集約・共有・課題解決にむけた合意形成ができていく まちかど会議（六甲アイランド）は、「任意加入」かつ、地域課題を「総合的・統合的」に話し合う場として働いている まちかど会議（六甲アイランド）では、課題の共有化から問題解決にむけた個別分科会が生まれる「かまど」のようなところが良い 地域活動に多様なステークホルダーを迎え入れることによって正便益不採算事業（外部経済）を内部化することができる 	○	○	○
	地域にあるサークルや井戸端会議の場を発掘し、広げ、プラットフォームに誘い、地域活動につないでいく	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが参加でき、井戸端会議的な話し合いのできる場が必要 井戸端会議をしている場を探し、地域活動への参加を促す取り組みが必要 世代や性別や興味など様々な切り口のサークルを広げる 無関心層の活性化策が必要 郊外型ショッピングセンターは、雇われ・アルバイト店長が多く地域に関心無し。地域活動の端緒が困難。 急速な高齢化でリーダーは平均70歳代。リーダーの得手不得手に地域活動が依存し、差が大きい。 	○	○	
	多様な市民が互恵・対等・平等に参加するための技術を身につけるとともに、多様なステークホルダーをつないで橋渡しをする仲介者を活用する	<ul style="list-style-type: none"> ワークショップなど市民参加の技術を多くの住民が習得する 行政や事業者といっても、結局は「窓口になる人」で組織は判断される。 信頼されるブローカー（仲介者）は「よそ者」の方が良く、知らない人同士を結びつける力を持っている 	○		○
	多様な参加を保障する民主的な組織運営を行う	<ul style="list-style-type: none"> 上意下達型の地域組織を改革し、民主的な意思決定ができるようにする 多様な参加には、役割の分担と尊重、輪番制や連絡体制など「参加の技術」が重要 役員（スタッフ）に情報集約担当（HP作成など）が必要 	○		○

である京都大学工学部の中川大は、公共交通の運営費用を事業者だけに負担させれば、ほとんどが不採算路線となると述べている（田上，2007）。しかしながら、公共交通機関があることにより地域住民や事業者は大きな正の便益を受ける。そこで、コミュニティ・バスの運営・維持にあたっては、利用者である住民の理解と協力をいかに得るか、路線の設計にあたっては地域内の事業者にとっても利用者増が見込める互恵的な関係性をいかに築くかが鍵となる、と述べている。まさにゆるやかな連携を通じた多様なステークホルダーの参画が「正便益・不採算」事業解決の鍵となることを東灘のコミュニティ・バスの試みは実証している。

6. 共通の課題軸は、長田区真野地区での地域活動のきっかけは公害問題であったこと、六甲アイランドや二宮地区での「美しいまち」の取り組みの事例でも地域の共通課題の解決が、様々な立場の市民や事業者、行政を連携させる誘因になったことを示している。特に

注目すべき点は、地域課題の共有化にあたっては、地域内のオピニオンリーダーを介して地域住民に情報が流れるようにすること（いわゆる WOM, Word of Mouth）が有効であることが確認された（表7参照）。

7. 行政の支援軸では、地域の自律度に応じて直接・間接の支援策が必要であること、東灘区で進められている地域担当制やまち育てサポーター制度が地域のソーシャルキャピタルの醸成で効果的であることが確認された。具体的な活動に注目すると、駅の近傍に位置し、単身者など地域とのつながりが希薄な住民が多く、しかも一部をのぞいて大半の町丁では自治会が存在していない中央区二宮地区の事例は、行政の支援と住民のやる気が起これば主体的な地域活動に発展する潜在力があることが示された。これは、ソーシャルキャピタルの形成促進を施策として実施することの有効性を事例で示すものである（表8参照）。

二宮地区の成功は、担当した職員のファシリテーション能力に負うところも大きいよう

表7 共通の課題を共有し、地域活動を具体化させるための系統図

接近軸	活動の方向性	具体的活動	実施主体		
			地域	行政	団体・事業者
6. 共通の課題	地域課題に関する情報を共有し、解決の必要性・可能性への住民の気づきを促す	<ul style="list-style-type: none"> • まち（コミュニティ）を一からつくらなくてはならず、それが住民共通の課題となった（北須磨、六甲アイランド） • 共通の課題の例：公害問題、暴力団事務所、ニューカマー増加、自治会解散、ゴミマナー、住民高齢化、人口増による子育て世帯増、商店街活性化、リタイア後の人生を豊かにする、新しい仲間をつくる、生きがいが欲しい • 「共通の課題」としての震災復興のプロセスで「地域のつながり」の重要性が意識され、それが継承されている • 初期は「地域課題に関する行政の情報提供」→「住民による現状認識」→「地域主体の協働体制づくり」へと進んでいく • 地域課題を気づいてもらう仕掛けづくり（Push型でなくオピニオンリーダーを通じた2段階WOM（Word of Mouth 口コミ型）の流れで）を活用する • コミュニティ・チャリン、HP など頻繁な情報提供 • 地域情報のメールマガジン化 	○		
	地域課題を共有するための場やしくみをつくる	<ul style="list-style-type: none"> • 地域の事業者への公害反対運動が、逆に事業者の地域密着化の契機となった • 共通の課題を解決する（ごみ、犬猫のふん、カラス対策、古紙等の協同回収） • チャリンなどで地域課題をPRする • 周辺住民にも参加を呼びかける 	○	○	○

に感じられた。同様に、東灘区で試験的に始まり、住民から地域活動の支援策として高い評価を受けている地域担当職員制でも、職員自身のファシリテーション技能によって、制度の効果が大きく左右されると考える。行政としては、当然このような技量を高めるような研修や訓練の機会、人材の配置を考えるべきであるが、同時に行政内だけで人材の対応が無理な場合には、まちづくりコンサルタントなどの専門家派遣といった事業も、さらに拡充していくことが大切であると考えます。

これまで行政からの地域コミュニティへの支援では、コミュニティセンター建設などの「ハコ物」行政施策が主流であったが、今後の地域づくりではむしろ地域が本来有している潜在力を高めていく方向に舵を切る必要があることは衆目の一致するところである。その際に、これまで行政の部局ごとに縦割り

交付してきた助成金を、自治力の高い地域では一括して交付するブロックグラント方式の活用も有効である。神戸市のある区の小学校区で活動している地域団体において、年間に交付されている助成金を合算すると、500万円ほどにも上ることがわかった。これだけのまとまった予算を地域が自律的に管理できるなら、地域住民のニーズにより即した事業が住民の協働・参画のもとに行えるようになるだろう。

グループわの実践は、これから退職を迎える団塊世代が選べるひとつのライフコースのモデルとして考えられる。グループわは、シルバーカレッジの卒業生によって組織化されているが、会員の分布を見ると、シルバーカレッジに地理的に近い神戸市北部・西部に多く、中央部・東部では少ない傾向がある。そこで、同カレッジと同じ機能を持つ施設を中

表8 行政の支援についての系統図

接近軸	活動の方向性	具体的活動	実施主体		
			地域	行政	団体・事業者
7.行政の支援	直・間接の合意形成の支援を行う	<ul style="list-style-type: none"> 状況に応じて合意や協働体制づくりのプロセスは時間がかかることも認識しておくべき どんな地域でも主体的な地域活動を行える潜在力はある、と考える（二宮地区） 行政は、地域の潜在力が発揮されるための「呼び水」としての触媒の役割を果たす 行政職員や地域で活動する人材のファシリテーション能力を高め、活用する コンサル派遣による合意形成支援は効果的、拡充を図る 行政はリーダー、サブリーダーを支援する 	○	○ ○ ○ ○ ○	
	地域担当制によって顔の見える行政化を進める	<ul style="list-style-type: none"> 行政は通常縦割りだが、地域担当制によって地域の問題について誰が行政窓口になるのか、「顔」の見える関係が地域実現でき、支援されていると感じる 「地域担当者制」は地域に概ね好評で、今後もっと拡充する 地域担当者にはファシリテーション能力が必要で、それを人事評価に反映させるべき 地域担当者には、制度や予算を地域の実情に合わせ、活用できるように翻訳できる能力が必要 		○ ○ ○	
	地域の自律性・自主性に応じて資金の支援をする	<ul style="list-style-type: none"> 地域の自律性・成熟度に合わせた段階的な地域活動支援策の展開・活用 自治力・自律力の高い地域から、現在の縦割り部局ごとの地域団体助成システムを総合化し、包括的な役所の助成金（ブロック・グラント）制度を始める 市民税？%は小学校区で使えるようにする 		○ ○	
	既存制度の拡大	<ul style="list-style-type: none"> シルバーカレッジと同じような役割を持つ機能・施設を市内で拡大 まち育てサポーターを現行の各区ごとから、よりのき細かく配置へ 		○ ○	

央から東部の地域にも設置することは、団塊世代をテーマ型コミュニティ参加を経て地域コミュニティに目を向けるための施策として有効であると考えられる。

8. 組織の自律力軸では、継続的な地域活動のためには地域リーダーとそれを支えるフォロワーが必要なこと、自主事業のための自主財源の確保、事業者・団体との連携などによって地域組織の自律性がむしろ高まることなど

が方向性として示された。

表9は地域の自治力を高めるための4つの方向性とそれぞれの具体的活動例を系統図で示している。このなかでも組織の継続性を確保するために、組織運営のノウハウを属人化させるのではなくハンドブックや運営事例（例えば絹川、2006）として文書化すること、さらには自治会などの地域団体の役員のOB・OGが持続的に集まり「まちの賢者」として

表9 組織の自律力を高めるための系統図

接近軸	活動の方向性	具体的活動	実施主体		
			地域	行政	団体・事業者
8.組織の自律力	核となる複数のリーダーと、リーダーを支えるフォロワーの存在が自律のためには不可欠	<ul style="list-style-type: none"> 人望があり、有能なリーダーがいるところは活動活発。それも複数名（5名程度）いることが理想 「強力なリーダー」だけでなく、地域にはファシリテーション型など多様なタイプのリーダーが存在 地域運営ではリーダーだけでなく、それを支えるつなぎ役（「サブリーダー」や「フォロワー」）の存在も大きい 	○		
	組織の継続性を確保するために知恵をしぼる	<ul style="list-style-type: none"> 地域組織運営ハンドブック・運営事例集をつくる リーダーが交代する際の仕組みが地域活動の継続の上でも重要 日頃からリーダーになりそうな人に参加を呼びかけておく サブリーダーを養成し、リーダーを順送りに継承してもらう慣習をつくる 輪番制で皆が役割を体験することが大事 「多様な参加の技術」の集約と啓発 多様なリーダー像のイメージを地域に即した「リーダーチーム」の構築 各団体で多くのリーダーを育てる。リーダーを全体のリーダーに育てる 地域活動やまちづくりに関わる「共通体験、OB・OG体験」を経た住民が継続的に集まることのできる機会や場所の提供 長年の公害反対運動や住民運動の蓄積によって組織維持のノウハウの蓄積がある リーダーを讃える地域顕彰制度をつくる まちづくり学校でノウハウを蓄積・共有していく 	○	○	○
	自主事業を行うための自主財源を確保する	<ul style="list-style-type: none"> まちの管理の受託→自主財源に公園・街路樹の剪定とか 行政の支援もある資源回収など地域のできる事業で財源をつくる 何らかの事業を持つことが必要 地域自身がビジネスをする 「自主財源」確保のバリエーションの豊富化と活用 地域通貨導入 地域団体自主財源コンテストで良いアイデアを募る 小学校区単位で「まちの共益費（BIDの地域住民版）」を徴収する 	○	○	○
	多様な事業者・団体と連携することで、逆に組織の自律性を高めることができる	<ul style="list-style-type: none"> 地域とのつながりが企業生き残りの鍵と考えている事業者がいる 住民組織と連携したいと考えている商店街は元気である 大学側が、研究活動の一環として地域との連携に熱心になってきている 	○		○

現役役員の知恵袋的な働きをすること、あるいはまちづくり学校を活用して、地域活動組織運営のノウハウを蓄積・共有・発信していく活動などが重要になることが示された。

自主事業をおこなうためには自主財源が必要であるが、指定管理者として行政から委託を受ける以外にも、小学校区単位で「まちの共益費」として運営資金を集約している北須磨団地や六甲アイランド CITY 自治会などは注目すべき動きである。

千葉県市川市が2005年4月から始めた「1%条例」（「納税者が選択する市民活動団体支援に関する条例」）なども、ボランティア団体やNPOなど、市民の自主的な活動に対して、個人市民税納税者が支援したい1団体を選び、個人市民税額の1%相当額（団体の事業費の2分の1が上限）を支援しているが、地域団体の自主財源確保策として有効かもしれない。

1%条例では、個人単位での財源確保であるが、これまで市街地事業者の活性化の方策として考えられてきた BID（ビジネス・インプラブルメント・ディストリクト）制度のコミュニティ版のようなアイデアも SC 研では出された。BID とは、米国に端を発する制度で、州政府の法律や自治体の条例を根拠として、地域を限定のうえ、その地域内の不動産所有者や小売業者が NPO を組織し、事業者の規模に応じて負担金を出し合い、地区計画をもとに、治安維持・清掃・公的施設管理などのプラスアルファの公益サービスや産業振興・マーケティングサービスなどを独自に特定地域に提供するアメリカの負担者自治制度のことである（立木，2002）。たとえば小学校区内で住民投票を行い、投票者の過半数の賛同が得られたら、その学区内の住民税を上乗せ（どの程度上乗せするかは住民投票提案者が決める）して徴収し、上乗せ分は地

域組織に還元するといった方法が考案された。

4. さいごに

本稿では、震災復興の検証から自律・連帯が市民活動を促進する上での価値規範となっていたことを概観し、ポスト震災復興10年という新しい段階に入り、日常性が回復した神戸市において市民的価値規範を高め、地域活動を活性化させるために人と人との間に結ばれる豊かなつながりの核心にある「ソーシャルキャピタルと地域づくり」の関連性を提示した。その結果、漠然として語られてきたソーシャルキャピタルにふくまれる諸側面を整理（構造化）し、要因間の関連性を連関図で示し、これにもとづいて具体的な政策・施策・事業・実施主体を系統図として示すことができた。系統図作成の最終段階は、個々の事業について、その効果と費用について検討し、もっとも効率的・効果的な事業について優先順位を決めることである。2006年度の研究会では、そこまで踏み込むことは出来なかったが、この点については今後の課題としたい。

参考文献

- 鯉坂 学（2006）「地域住民組織と地域ガバナンス」岩崎信彦・矢澤澄子監修，玉野和志・三本松政之編『地域社会の政策とガバナンス』地域社会学講座第3巻，東信堂，pp.173-187.
- 絹川正明（2006）「地域住民主体の防災・防犯の取り組み」『都市政策』（神戸都市問題研究所），No.124，pp.19-39.
- 神戸市復興・活性化推進懇話会（1999）『神戸市震災復興総括・検証報告書』神戸市
(<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/06/013/kensyou/index-5.htm>).
- 神戸市復興・活性化推進懇話会（2004）『H15年度復興の総括・検証報告書』神戸市
(http://www.city.kobe.jp/cityoffice/06/013/kensyou_15/saisyuuhoukoku/)

saisyuuhoukoku.htm).

- 協働と参画のプラットフォーム (2002)「名谷ユースプラザ」『協働と参画のプラットフォーム通信』第1号 (http://www.kobe2001.or.jp/kyoudou_suma/suma001.htm).
- 田上貴士 (2007)「公共交通は『正便益・不採算』京都大学大学院工学研究科 中川大助教授」『土木学会誌』Vol.92, No.3, pp.74-75.
- パットナム, R. (2001/1994)『哲学する民主主義—伝統と改革の市民的構造』NTT 出版.
- パットナム, R. (2006/2000)『孤独なボウリング—米国コミュニティの崩壊と再生』柏書房.
- 立木茂雄・林春男 (2001)「TQM 法による市民の生活再建の総括検証—草の根検証と生活再建の鳥瞰図づくり—」(共著者)『都市政策』(神戸都市問題研究所). No.104, pp.123-141.
- 立木茂雄 (2002)「BID」『Imidas2003』, 集英社, p.844.
- 立木茂雄 (2004a)「神戸における「自律と連帯」の現在」『都市政策』(神戸都市問題研究所), No.116, pp.88-105.
- 立木茂雄 (2004b)「市民参画と協働が成立する社会的条件」『ボランティア学研究』(国際ボランティア学会), No.5, 2005, pp.5-27.
- 立木茂雄 (2006)「市民活動」『Imidas2007』, 集英社, p.656

神戸市内の地域ソーシャル キャピタルに関する実証分析

同志社大学社会学部准教授 柴内康文

■地域コミュニティのソーシャルキャピタル把握

本稿の目的は、神戸市における各地域コミュニティ単位のソーシャルキャピタル（社会関係資本、以下 SC）を計量的、また網羅的に比較検討するための手法を解説し、またそれと諸変数との関連についての分析の概要を示すことにある。

SC 概念の定義、またその分類についてはさまざまな議論があるところであるが、ここでは SC 論の重要文献の一つと目されるロバート・パットナム『孤独なボウリング』での定義に倣い、「社会的ネットワーク、およびそこから生じる互酬性と信頼性の規範」とする。¹⁾ パットナムの実証および議論では、SC の豊かな地域においては地域の安全や住民の健康の増進、児童の健全な成長や経済発展などが実現されやすいとされ、国内でも近年、地域のあり方について検討される際に重要な概念とされつつある。²⁾

したがって SC の発達を規定する要因、またそれがもたらす帰結を計量的に分析することは理論的観点からも、また実践的・施策的観点からも重要な課題であるが、ここで問題

となるのは、SC の帰属する領域（また分析単位）をマイクロな個人レベルに置くか、あるいはマクロな集合レベルに置くかという点である。個人レベルでは SC を（人間関係に富む／乏しい個人のように）個人、あるいは個人間に属するものと考え、何がそれを規定しているか、また個人の SC の多寡が何をもたらすのかについての分析を行うことが可能であり、社会調査データなどを用いることによって、個人のネットワーク規模や所属組織数、社会参加の程度、あるいは一般的信頼感や一般的互酬性といった SC の基礎を構成するとされる変数に関する分析を行うことはこれまでもさまざまに行われている。しかし一方で SC には集合的（あるいは公共財的）な側面がある、すなわち「SC に富む地域に住むこと」は個人レベルでの SC の多寡とは独立して影響を持つ可能性が考えられるため、個人レベルの分析のみでは SC の重要な側面を見逃すことになりかねない。³⁾ このようにマクロな水準で SC（またその関連変数）を計量分析することは、特に地域自治やコミュニティの問題を考える上で重要なことと思われる。

マクロな SC の測定をするにあたって問題

となるのは、その適切な単位を設定することであろう。パットナムは自らの実証の中で、各種組織数や投票率といった統計資料、また社会調査の集計結果を統合する形でアメリカ各州別の SC 総合指数を算出し、それが治安や公衆衛生に与える影響を比較検討している。またこれと類似したアプローチにより、内閣府国民生活局も各都道府県別の SC 指数の試算を行っている。しかし都道府県、あるいは市区町村といった単位で SC を指数化して検討することは、もちろん比較の方法として重要な意味があるとはいえ、いくつかの問題があるように思われる。特にそれは、SC が地域住民に対してどのようなメカニズムで作用するのかをあいまいにしかねないという点である。住民のネットワークや地域の市民参加が多いことが、そこに居住する個人の一般的信頼感や本人の市民参加に影響を与える、あるいは個人の SC の集積がその地域の安全や健康に結びつくとしても、例えば都道府県平均レベルの SC 関連変数が実際に個人に対して持つ意味がどの程度かを考えた場合、あくまでそれは比較の問題であって実際に与える影響力はそれほど大きなものであるとは考えにくい。また現実に発生する問題解決が重要な施策的観点から考えても、より細かな居住コミュニティにおける SC を把握することには一定の意義があるように思われる。

これをふまえ本稿では神戸市全域を対象に、住民にとって実質的な意味を有するコミュニティ単位での SC 把握を試みたい。ここで、市内住民にとって「人のふれあいがある」や「近頃物騒だ」といった実感を持つ居住コミュニティの分割単位を考えた場合、最大では各行政区、最小では町丁（あるいは自治会）といったレベルを考えることができるが、行政区は前述の点から入ってもまだ規模の大きな可能性があり、一方で神戸市内において町丁

は現在三千強存在し、分析の実際の観点からはあまり有効とは言いがたい。⁴⁾ また自治会も市内全域にわたって網羅的に組織・維持されているとは呼べない現状がある。ここで本稿では、市内に170ある小学校区を地域コミュニティの単位として分析単位とした。神戸市において小学校区は、ふれあいのまちづくり協議会や地域福祉センター、防災福祉コミュニティや総合型地域スポーツクラブの設置単位となっている。また地域の小学校は祭りをはじめとした地域の各種行事・集会等の会場として使われるなど、住民にとって実質的に意味のあるコミュニティ単位の一つとして機能していると考えられる。小学校区は原則として排他的かつ悉皆的に市内を各地域に分割するため、これを分析単位とすることによって市内全域を網羅的に、適切な単位で分析することが可能となる。

■データと分析手法

170の小学校区を単位として神戸市の SC を分析するにあたり、ここで用いることができたデータはその元来の集計単位を元として3つの種類に分けられる（表1）。⁵⁾

もとより小学校区を集計単位としたデータ(A)は、当該小学校、またそこに拠点を置く総合型地域スポーツクラブに関するものに限られている。⁶⁾ ここで人口等、町丁目を単位に収集されたデータ(B)について、平成17年度版の校区表に基づいて各町丁の属する小学校区を同定し、各小学校区ごとの再集計を行った。町丁によって複数の小学校区（最大で7小学校区）が割り当てられている場合には、そのデータを各小学校区に対し等分する（すなわち、人口1,000人の町丁についてその町丁内の場所により通学先が4つの小学校に分けられる場合は、当該町丁の人口が各小学校区に

表1 分析に用いた主なデータとその集計単位

データ集計単位 (概数)	データ
(A)小学校区(170)	(1)市立小学校学年別児童・学級数等 (平成17年5月1日) (2)神戸総合型地域スポーツクラブ会員数 (平成17年度)
(B)町丁目(3,193)	(3)町丁別世帯数・5歳階級人口等 (平成17年3月31日) (4)放火事案発生住所地 (町丁) (平成8～16年)
(C)郵便番号(778)	(5)市教育委員会登録市民専門講師郵便番号一覧 (平成18年度) (6)社会福祉協議会登録ボランティア・NPO団体郵便番号 (平成18年9月) (7)神戸市民1万人アンケート (平成17年11～12月実施)

対し250人ずつ存在すると見なす)方法を適用した。ここで、町丁目には原則的に対応する郵便番号を充てることが可能であるので、収集データに郵便番号が付されている場合(C)も、それを小学校区に対応させ集計することが可能である。この方法により市民専門講師やボランティア団体の所在といった郵便番号一覧で利用したものだけでなく、回答欄に郵便番号記入欄が設けられている神戸市民1万人アンケート(および同時実施の「神戸2010ビジョン」チャレンジ指標現状調査)についても、回答者をそれぞれ対応する小学校区に割り当てることによって、各地域の特性を住民の意

識・行動の側面から計量することが可能となった。⁷⁾このような割り付け手法によって得られる各データの精度について、図1に各小学校区の児童数と、町丁別の5～14歳人口を各小学校区別に割り付け推定しなおしたものと散布図、図2に町丁別人口を各小学校区別に割り付け推定したものと、市民1万人アンケート回答者の各小学校区割り付け人数との散布図を示す。それぞれ非常に高い相関を示しており(それぞれ $r=0.968, 0.868$)、町丁や郵便番号といった異なる収集単位によるデータを小学校区単位に変換して集計することの有効性を示している。⁸⁾

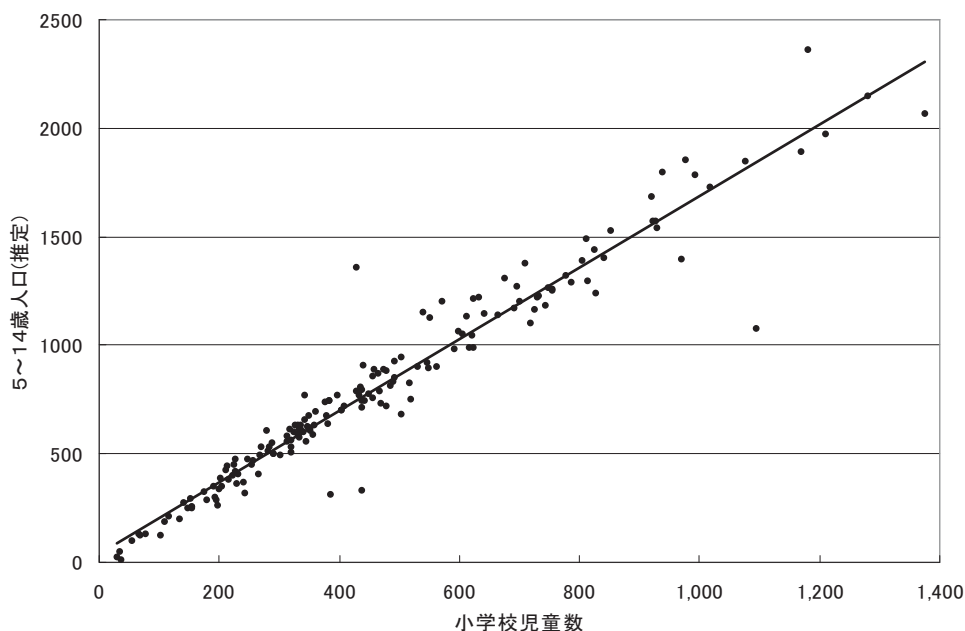


図1 町丁人口の小学校割り付けによる5～14歳人口の推定

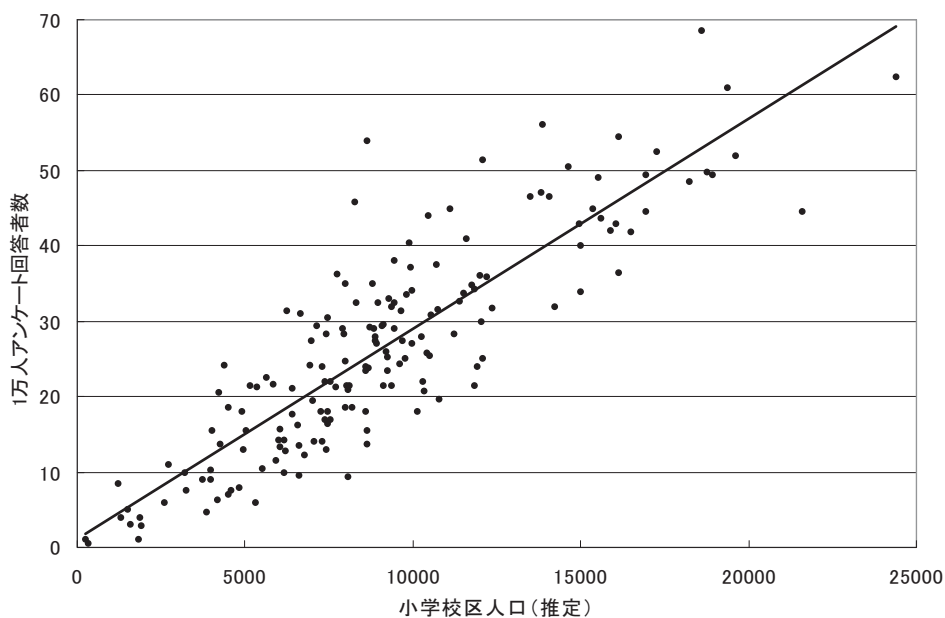


図2 1万人アンケート回答者の各小学校区割り付け数

■分析結果の概要

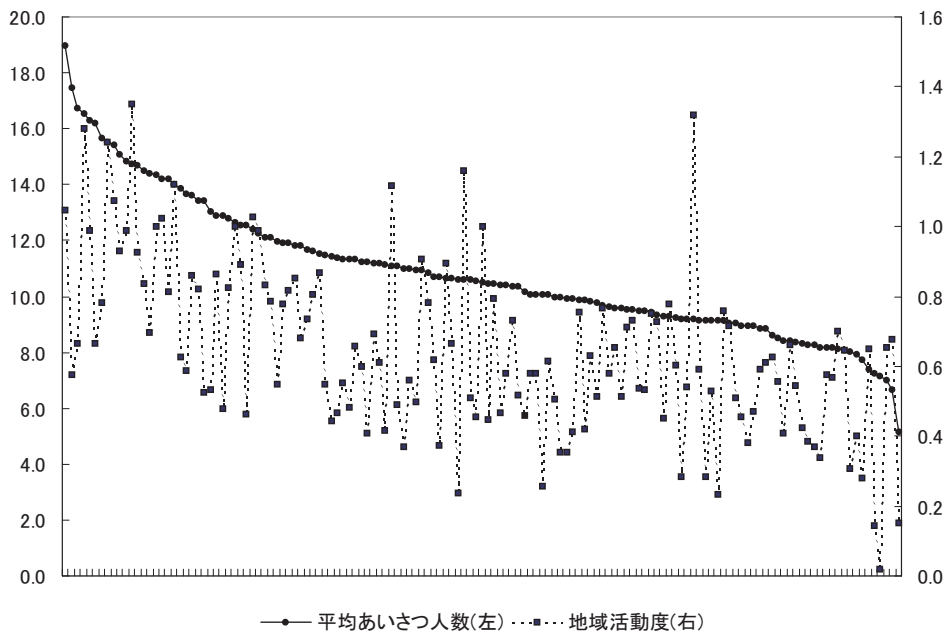
ここでは、各小学校区におけるSC関連変数の相互関連、また諸変数との関連について検討を行う。取得データの限界から地域住民の一般的信頼、互酬性規範といったいわゆる認知的SCに関わる変数は構成できないので、ここではSCに深く関連する地域コミュニティのネットワーク形成や市民参加に関する変数として各小学校区別の(1)「総合型地域スポーツクラブ成人参加数」(成人人口千人あたりに調整)、(2)「市民専門講師数」、(3)「ボランティア・NPO団体数」(どちらも人口千人あたりに調整)、また1万人アンケート(「神戸2010ビジョン」チャレンジ指標現状調査)よ

り集計した(4)「近所のあいさつ人数」の小学校区別平均、および「子どもの見守りや青少年の健全育成の手助け」「自治会活動」「地域の防災活動」「地域の防犯活動」の4項目について「よく」あるいは「たまに」していると回答した小学校区住民の割合を単純加算した(5)「地域活動度」の5変数について分析する。ここで小規模地域がもたらす外れ値の影響を防ぐため、推定人口が5000人未満、または1万人アンケートの回答者割り付け数が10人未満の小学校区は分析から除いた。分析対象となる小学校区は139(全小学校区の81.7%)である。表2に5変数の平均と相関係数行列、図3に小学校区ごとの平均あいさつ人数および地域活動度のプロットを示す。

表2 SC関連指標の相関関係

	平均	(1)総合型クラブ	(2)市民専門講師	(3)ボランティア	(4)あいさつ人数
(1)総合型クラブ成人参加数	14.426	---			
(2)市民専門講師数	.266	.081	---		
(3)ボランティア・NPO団体数	.855	-.054	.367**	---	
(4)平均あいさつ人数	10.901	.053	.055	.111	---
(5)地域活動度	.643	.199*	.055	-.033	.568**

(N=139; * p<.05; ** p<.01)



注：平均あいさつ人数の降順で各小学校区を左から配列した。

図3 各小学校区の平均あいさつ人数および地域活動度

市民専門講師数とボランティア・NPO 団体数との間には一定の関連が見られ、ボランティア・NPO 団体が置かれることが多い地域には、市民専門講師の登録数も多いことがわかる。都市部ほど双方とも増加する可能性が高いなど、見かけの関係を作り出す背景変数も想定可能であるが、ボランティア活動等を通じて育成された技能・スキルが市民専門講師という形で地域に還元される、あるいは市民専門講師を務めるような技能を持った住民が、各団体活動の核となりやすいなどの関係も考えることができよう。また、地域住民の平均あいさつ人数とその地域の地域活動度との間には強い相関関係が認められる。近隣のネットワークが地域活動の動員につながることで、あるいは地域活動が近隣のネットワークを密にするどちらの関係も想定可能である。興味深いのは、総合型地域スポーツクラブへの参加者数も地域活動度と弱いながらの関係を有していることである。これはあいさつ人数との関係は見られないが、近隣のネットワー

クとは独立して、それが地域活動への動員チャネルとして機能している可能性などを示唆しているのかもしれない。

ここで、SC が犯罪抑止等の効果を持ちうるという既存の知見をふまえて、平成8年～16年の放火事案発生件数を従属変数に、上記5変数を独立変数とした重回帰分析を実行した。⁹⁾ ここでは各小学校区の推定総人口も統制変数として投入したが、その影響 ($\beta = .523, p < .001$) のほかに有意となったのは市民専門講師数 ($\beta = -.150, p < .05$) およびボランティア・NPO 団体数 ($\beta = .316, p < .001$) であった ($R^2 = .407, p < .001$)。これらの影響パターンは市民専門講師数の増加が放火発生件数を低減させること、またボランティア・NPO 団体数の増加がそれを増加させることを意味している。前者はSCの抑止的効果という主張と整合的である(ただし、地域活動度や平均あいさつ人数は従属変数と有意な関係を持っていなかった)が、ボランティア・NPO 団体数の持つ意味は、その数が都市化

表3 平均あいさつ人数／地域活動度を予測する重回帰分析

		平均あいさつ人数	地域活動度
人口・世帯特性	小学校区人口	-.040	-.051
	高齢化率	.109	-.027
	世帯規模平均	.320*	.378**
居住形態特性	居住年数平均	.077	.012
	持ち家所有率	.239*	-.009
交流関連特性	インターネット利用率	-.269*	-.095
	平均あいさつ人数	---	.447***
R ²		.249***	.446***

(N=139; * p<.05; ** p<.01; *** p<.001)

の程度の代理変数となってしまうている、あるいは地域の問題に対応する形でそのような組織化がなされやすいといったメカニズムを示唆しているものとも考えられる。

SCの持つ効果の分析と同時に、SC自体を規定する要因についても検討する必要がある。ここでは各小学校区の、近所でのあいさつ人数の平均と地域活動度を主たる従属変数として、それに関連する要因を投入した重回帰分析を実行した(表3、表中係数は標準化偏回帰係数 β)。¹⁰⁾

地域の平均あいさつ人数に影響を与えている要因として、人口的特性からは世帯規模平均が挙げられる。世帯内人数が多い地域ほどあいさつ人数が多い、あるいは单身等小規模世帯が増加するとあいさつ人数が減るという、直感に即した結果となっている。子供の存在が近隣のネットワーク形式を促すなどの過程が想定できる。なおこの変数の持つ影響は、平均あいさつ人数を統制した上での地域活動度を予測する分析においても同様に現れており、規模の大きな(家族居住)世帯が多い地域で各種地域活動が活発になりやすい傾向を示している。そのような場所では、そもそも地域で取り組むべき問題が増加しやすいとも考えられよう。一方で居住形態という観点からは、持ち家所有率が高まるほど平均あいさつ人数が増加するという結果となった。居住年数の方では有意な結果が現れていないが、

地域への「根づき」、安定性がそこでのネットワークを増加させること、それが単なる居住年数ではなく、むしろ持ち家所有によって決定されているということも理解しやすい。ここでインターネットの利用率と、平均あいさつ人数との間に負の関係性が見られた。利用率の高い地域ほど、平均あいさつ人数が減少する結果となっている(もっとも、1万人アンケートの個票レベルで分析した場合、この2変数の関係性はあるとしても非常に弱いものにとどまっている)。これがインターネット利用のコレクティブな影響、すなわち個人利用とある程度独立した形での、利用の集合的意味を示しているのか、あるいはインターネット利用率という変数が、その地域の都市化程度や、多忙な「現役世代」の多い地域であることの影響を代理しているのかは明確ではない(ただし、モデル内において小学校区の高齢化率は統制済みである。高齢化率とインターネット利用率の単相関は $r = -.625$, $p < .001$)。インターネットが地域コミュニティに対して持つ意味については、いわゆる生態学的誤謬の危険性も考慮した上で慎重な検討が今後必要である。なお、平均あいさつ人数を予測する分析で用いた変数に、それ自身を加えた上で地域活動度を予測したモデルにおいては、平均あいさつ人数の影響力が非常に強く、持ち家所有、またインターネット利用率の影響は消滅した。この結果については、

例えば地域における持ち家の所有があいさつ人数に代表されるような地域のネットワークのあり方に影響を与え、それが媒介する形で地域活動の活発さが規定されているという解釈が可能であるように思われる。

■ 今後に向けて

本稿では神戸市の地域コミュニティ単位のSCを分析するための手法とその基礎的知見の一部を報告した。今後の分析としてはまず変数構成の再検討を行った上でモデルの精緻化を進め、SCに関わる諸メカニズムを明らかにすることが挙げられる。ここで特に、1万人アンケートといったマイクロデータから地域特性のようなマクロ変数を作成する作業の次のステップとして、そのマクロ変数をマイクロモデルに戻す分析、すなわち居住地域の特性が、住民の意識・行動に及ぼす影響の分析が必要となるだろう。また国勢調査の小地域集計などを活用し、各地域の基本変数を拡充させることも、地域の特性とSCとの関連性をめぐって重要な知見を生む可能性が高い。次に、本分析は基本的に一時点でのデータに基づくものであったが、ある時点でのSCが将来の地域のあり方にどのような影響を与えるのか、あるいは将来のSCを生み出す要因は何かなど、推論にとどまっていた因果関係を明らかにする時系列モデルを検討することも可能である。そのためにも、長期にわたり比較可能なデータを取得整理して検討する必要がある。なお、分析においては全ての小学校区を同じ枠組みの中で捉える線型モデルを中心としたが、地域コミュニティのあり方も従来のな自治会等を中心とするもの、あるいはNPOやボランティアといった比較的新しい形態によるものが盛んな地域など多様なあり方が考えられる。このような地域を

適切に類型化し、その地域のデモグラフィック・プロファイル等との関連を検討していくことも理論的、また施策的に有意義であると思われる。

本稿では「総合型クラブ」や「市民専門講師」といった制度から得られた指標をSCという観点で分析したが、ここで重要なのは、これらは必ずしもSCを豊かにすることを第一の目的に実施されたわけではないということであろう。しかしこのような施策は、社会的ネットワークの形成を促すなどして結果的にSCの持つポジティブな側面にも影響を与える可能性がある。実施される諸施策がSCという観点からどのようなインパクトを持ちうるのかに関する計量的評価は、施策の有効性の一側面を検証する上で意味があり、本稿で示したような小学校区といった地域コミュニティ単位での分析はそれに対し重要な貢献をすることが期待できよう。

注

- 1) Putnam, R. D. 2000 *Bowling alone: The collapse and revival of American community*. New York: Simon & Schuster. (柴内康文 訳 2006 孤独なボウリング：米国コミュニティの崩壊と再生 柏書房)
- 2) 例えば下記を参照。内閣府国民生活局（編）2003 ソーシャル・キャピタル：豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて 国立印刷局
- 3) このことをバットナム（前掲書）はこう論じる。「つながりに乏しい個人であっても、つながりに富む社会に住んでいる場合はそこからあふれ出た利益を得ることができる場合もある。近所に住む人々が互いの家から目を離さないことによって犯罪率が低まっているとすれば、自分が個人的にほとんどの時間を旅先で過ごし、通りの他の住人に会釈すらしないとしても、それでも利益を得ることになる。」（訳書 p16）
- 4) 本分析で用いる神戸市の「市民1万人アンケート」の回収数（4,969人）から考えても、適切な規模ではない。

- 5) データの取得、また分析のための整備にあたっては、神戸都市問題研究所の多大な協力を得た。
- 6) 「ふれあいのまちづくり協議会」や「防災福祉コミュニティ」の活動等に関するデータを取得し分析することも可能だろう。実際、ソーシャルキャピタル協働政策研究会（神戸都市問題研究所）においては、ふれあいのまちづくり協議会の会長アンケートを実施しており、これも今後の分析の対象となる予定である。
- 7) 郵便番号単位によるデータについても、小学校区が複数割り当てられる場合については、それを等分して集計する処理を行った（ある団体の郵便番号に対し4小学校区が割り当て可能である場合には、各小学校区にその団体が0.25ずつ存在すると見なした）。1万人アンケートの回答については、複数小学校区が割り当て可能な個人回答に対しては、原則的に小学校数の逆数のウェイト付けをして各小学校区に割り当て集計を行う方針で処理した。1万人アンケートの回答者のうち、郵便番号を記入しなかった、もしくは記入された郵便番号が神戸市内町丁のものと一致しなかったケースを除いた4,477人が分析対象となった。なお、放火事案発生件数に関しては町丁単位での記録が取られているので本来は直接小学校区を割り当てることが可能であるが、集計上の利便性から各発生地点について一度郵便番号の割り当てを行った上で小学校区を割り当てる方法をとっている。
- 8) 異なるデータ源から取られた同種のデータ間の比較も強い関連を示している。例えば町丁人口から推定した各小学校区の世帯規模平均（総人口を世帯数で除したもの）と、1万人アンケートの回答による単身居住者率との間の単相関は $r = -.491$ ($p < .001$) である。
- 9) 放火発生件数は低頻度事象の持つ歪みを回避するために複数年の合計を用いた。なお、モデルの想定からは放火事案発生件数が「結果」であり、その意味で各独立変数の測定時点が放火発生件数のそれより後となっていることは問題なしとはしない。この点は、継続的なデータ収集と時系列モデル構築の必要性を示している。
- 10) 未出の変数の構成法は以下の通り。高齢化率は小学校区の65歳以上人口を総人口で除した。同様に世帯規模平均は総人口を世帯数で除した。居住平均年数は1万人アンケートの「現在お住

まいの場所に通算何年」居住しているかという5件選択肢の質問に対して、原則的にその選択肢の中央値（例えば「10～20年未満」に対しては15年）を与えることによって年数化した。持ち家所有率も同アンケートにおける居住形態質問に対して、一戸建てもしくはマンション等の「持ち家」と回答した比率である。インターネット利用率は、同アンケート（「神戸2010ビジョン」チャレンジ指標現状調査）において「インターネットを利用している」に「よく」「たまに」していると回答した割合である。

「友愛のまち」北須磨団地の ソーシャルキャピタル

スタジオ・カタリスト 代表 松原永季

働く仲間の理想の街を夢見る人がいた
その夢に大きな人の友愛の輪ができた
人々は持てるちいさな力をもちよった
そして小さな力はいつしか街を拓いた
まちは「北須磨団地」と名付けられた
住民はこの街を愛し友愛の輪を広げた
ひとりの輪は理想のまち創りを始めた
小さな力を集めまち創りに汗を流した
その努力は街に友愛を植え続けている
ひとりは永遠に続くことを願っている
この願いを込めて「友愛の碑」つくる
そして先人たちの努力に感謝をしたい

『友愛の碑』碑文から

1. はじめに

「北須磨団地」は、極めて自律性の高いまちとして須磨区役所や一部の行政職員には以前から知られていた。しかしその自律性が余りに際立ち、行政から独立し対等な立場を保ってきたため、それを成り立たせている要因や背景が見えにくく、そこから「学ぶ」ことが困難であったと言える。今回「ソーシャルキャピタル協働政策研究会」による研究活動の一

環として、北須磨団地自治会の西内勝太郎会長にヒアリング等の調査にお付き合いいただき、その内容をある程度明らかにすることができたので、本稿で報告する。そこには地域で「ソーシャルキャピタル」が醸成されるためのシステムやヒントが数多く示されている。

なお、平成9（1997）年の神戸連続児童殺傷事件はこの地を舞台としているが、そのことと極めて強いコントラストを描くように、住民による主体的な地域活動は豊かで活発で先進的である。

歴史の不条理を感じざるを得ない。

2. 北須磨団地の概要

北須磨団地は神戸市須磨区の北、友が丘1～9丁目とその範囲である。面積76.2ha、計画人口8,000人に対して現在6,059人、2,635世帯（平成17年国勢調査）が居住する、兵庫県労働者住宅生活協同組合により昭和40（1965）年から市郊外の丘陵地に開発が進められたオールドニュータウンである。他の例に漏れず、開発が一段落した昭和55（1970）年頃からは全人口、若年層人口ともに漸減し、現在は35.5%の高い高齢化率を示している



写真－1 開発前の北須磨団地周辺



写真－2 開発後の北須磨団地周辺

(写真－1，写真－2)。

3. 北須磨団地・まちづくりの経緯

団地開発の計画は昭和36（1951）年頃から始まっており、その後須磨区から垂水区、西区へと展開する神戸市のニュータウン開発の先駆けであった。入居は昭和42（1967）年から始まっているが、当時はまだ地下鉄線も開通しておらず、「陸の孤島」「神戸のチベット」などと揶揄されるほどであり、地区内の基盤整備や生活便利施設も全く充分ではなかった。そのため住民からは、団地内舗装、生協ストアの充実、保育園の設置、ちびっ子広場の整備などの要望が強く持ち上げられた。そして「交通・子育て教育問題座談会」がきっかけとなり、団地全体の完全な竣工を待たず昭和



写真－3 炎天下での自治会設立総会

43（1968）年8月に炎天下の青空総会で自治会が結成された（写真－3）。この後の自治会を中心とした地域住民主導のまちづくり活動の進展は目覚ましく、同44年には全国初の幼保一元教育施設である「北須磨保育センター」が開園、同45年に生協ストアの新築、同47年には学童保育所を開設し翌年に神戸市初の認可を受けている。同51年には地域活動の拠点としての自治会館が完成。少し遅れて北須磨児童館・老人いこいの家も隣接する敷地に建設された。

この頃ようやく基本的な地区施設が整ったが、団地充実へ向けて住民の活動は、環境問題への展開をみせる。昭和52（1977）年に住民運動から猟銃禁止区域指定を得たほか、大型車等の交通規制や文教地区形成のための学校等の誘致、緑を残す運動で成果を残している。特に同59年にはラブホテル建設問題が起こったが、これにも迅速に対応し約1ヶ月で建設中止を勝ちえており、それが同63年の「北須磨まちづくり協定」締結に結びついている。

こうした多くの実績がある北須磨団地の活動でも、特に先見性・先進性を示しているのが地域福祉である。早い段階から高齢化社会への対応に自覚的であった自治会を中心に準備活動が進められ、昭和62（1987）年に自治会立の地域福祉センターが竣工し、デイサービスが実施されている。平成9（1997）年に



写真－4 平成18年完成の「すこやか友が丘」

は特別養護老人ホーム「友が丘 YUAI」が、知的障害者更生施設「こんにちは友が丘」と一体的に設置され、運営されるようになった。これは先の幼保一元と同様、地域住民の意向に沿った高障（高齢者／障害者）一元化の考えに基づいている。また同18年には、小規模多機能型居宅介護支援施設、デイサービスセンター、障害者通所更生施設を複合させた「きたすま在宅福祉支援センター すこやか友が丘」が開設された（写真－4）。ここでも単に福祉施策上必要な施設を設置するという立場でなく、高齢者・障害者を含めて一般に在宅介護が必要となる地域住民のニーズに即した施設づくりが丁寧に行われている。特に6つの地域団体がボランティアで運営にあたるレストラン「しゃべりーな」が併設され、交流の場となっていることは、この施設の性格を良く物語っているものと言える。

このように北須磨団地のまちづくりは、自治会を中心に、住民の意見を反映させ、その意欲を活動に結びつけ、実践的な成果を残すことに成功してきている。その背景には、地域住民の「規範」「信頼」「社会的な繋がり」といった社会組織の特徴（ソーシャルキャピタル）が豊かに形成されていることがある。それは自然発生的に生じたものではなく、北須磨団地では開発の最初から、それを育む仕

組みが緻密に、そして繊細に練り上げられてきていることが今回の調査である程度明らかになったと思われる。以降で、その内容を報告する。

4. 規範：北須磨団地の地域運営の基盤

(1) 共通した社会属性

北須磨団地の開発は、神戸市など行政やその外郭団体ではなく、民間デベロッパーでもなく、「兵庫県労働者住宅生活協同組合」（以下「住生協」）により行われた。「住生協」の前身は日本労働者住宅協会（以下「労住協」）兵庫支部であり、昭和38（1963）年に消費生活協同組合法に基づき生協法人となっている。その目的は「労働者福祉事業団体・労働組合の協力を得て、組合員に低廉で良質な住宅を供給すること」である。また労住協は、働く者の住宅困窮解決を図るため、全国46の労働金庫（以下「労金」）の寄付により昭和33（1958）年に設立された。さらに遡ると、労働金庫は目的を「労働組合・消費生活協同組合その他労働者の団体の行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、もってその健全な発達を促進するとともに労働者の経済的地位の向上に資すること」としており、非営利が原則で、労働組合等からの出資により昭和28（1953）年に組織されている。すなわち北須磨団地は、労働組合に加入した労働者の出資に基づく金融組織の資金により、彼らに住宅を供給する目的で設立された開発主体によってつくられたまちである。しかも兵庫労働金庫の創設15周年記念事業であり、2000戸の規模を持つものは他に無い。住民自身によってしばしば「労働者のまち」と呼ばれるのはこうした背景に依っている。ここでは労働組合に加入し、労働金庫に口座を持ち60万円積み

立てることが住宅購入の条件であった。結果として神戸製鋼，川崎重工，三菱電機，三菱重工，海員組合など，高度成長期の神戸を支えた企業の労働組合員，それも当時30代程度の子育て世代を中心に入居が進み，共通した社会属性を持つ住民によってまちが構成されることになった。その一体感は，まち開き40年を経てなお失われておらず，地域運営の基盤を成しているようである。

(2) 金融組織・開発主体・住民が一体の開発プロセス

「労働組合」を中心とした労金，住生協，住民の関係は，その開発プロセスでより緊密なものとなり今に到っている。先に触れたように，初期の入居はまちの基盤が整う前，工事途中から行われている。その整備を進め生活利便性を高めるといふ課題を住民が共有しており，それが住生協や労金への要望としてあらわれ，三者の議論を経て「一軒一軒の所有は個々の住民のものであるが，精神的・運動的には労働者の共有財産である。事業主の労住生協や労金グループだけでつくるものではなく，団地住民も積極的にその運動に参加しなければならない。」(『ふれあい友が丘』p.39)という機運を生んだ。そこには「対行政折衝には，事業主体と団地住民の連携が必要」(同p.39)との戦略的思惑と「団地内のコミュニティづくりは，団地住民の役割である」(同p.39)という役割分担も明確に意識されていた。このように課題の多い入居の初期の議論を経て，自治会が設立され，金融組織(労金)・開発主体(住生協)・住民(自治会)が一体となった団地開発プロセスが生まれ，地域環境の整備において大きな影響を持っていくことになった。例えば，自治会館と児童館，老人いこいの家が隣接して建設される，閉鎖することになったミニコープの跡

地利用を福祉目的とするなど，地域住民の意向に沿った施設配置を実現している。

そしてこの三者一体の態勢は，ハードとしてのまちの完成後も，その維持・運営の基本的な枠組みとなっている。

(3) 自律的資金確保の仕組み

地域の自律的な運営には，地域団体において，助成等の行政支援だけでなく，自律的な資金確保の手だてがある方が望ましいことは言うまでもない。

北須磨団地の住民は，先に触れた住宅購入の条件から全世帯が労金に口座を持つ。そして住民はその仕組みの中でほぼ自動的に自治会に加入することになり，自治会費が口座引き落としで徴収される。他の地域では自治会費の徴収は，役員が担うことが多く，それが大きな負担の一つにもなっている。しかし北須磨団地では，労金-住生協-自治会の三者の関係により，このように安定的で確実な自治会費徴収の仕組みが築かれた。

また北須磨団地自治会は，住民と同様に，会として労金に出資・預金している。40年間の蓄積によってその金額は地域団体としては相当大きなものとなり，労金から支給される配当金が地域運営に関わる資金源のひとつとなっている。

さらに北須磨団地の開発が終わり，地区施設等が行政に移管された後も，緑地や半公的施設の敷地など，団地内の土地の多くを住生協が所有している。この土地の賃貸等による運用益が，住生協の出資者である自治会にも還元されるようになっている。そして労金がメインバンクである保障(共済)の協同組合・全労済(全国労働者共済生活協同組合連合会・兵庫労働共済生活協同組合)からの利用還元金も加わる(図-1)。

このように地域運営の中心となっている北

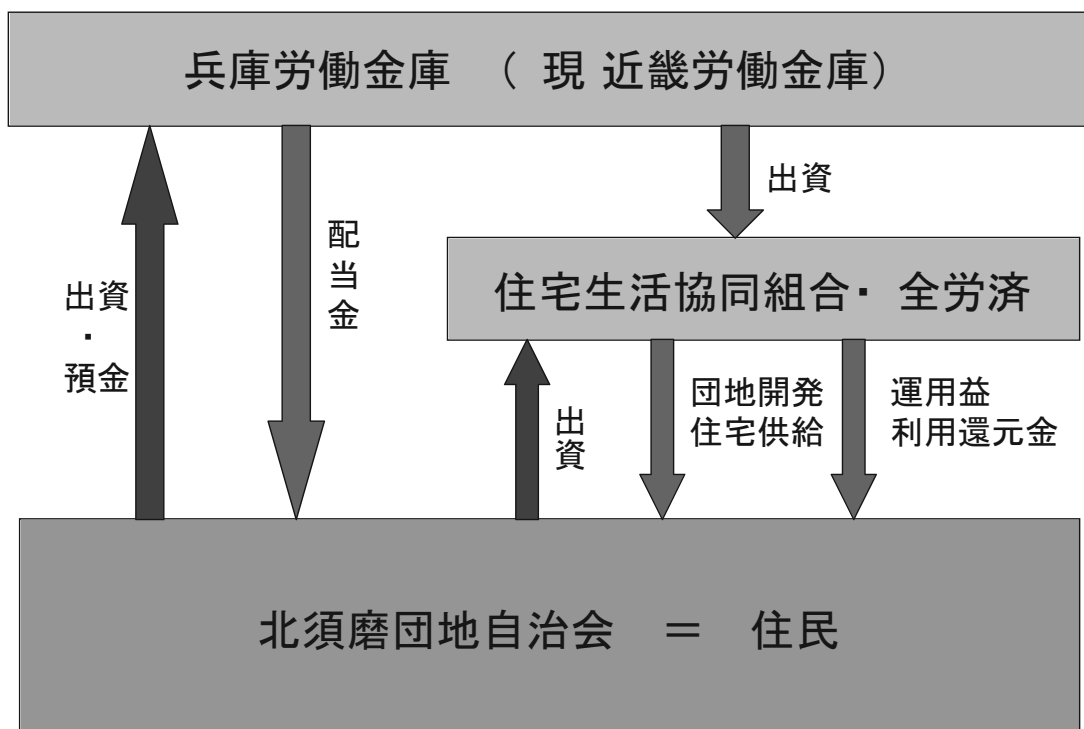


図-1 労金-住生協・全労済-自治会の関係

須磨団地自治会は、行政からの支援以外に、口座引き落としによる自治会費、労金からの配当金、住生協からの運用益還元、全労済からの利用還元金という確実に安定的な資金確保の道筋を複数作り上げてきており、それが地域運営を賄うのに十分な規模を持つまでに到っている。この資金確保の仕組みが、北須磨団地の自律性を支える重要な要素の一つとなっている。

このように、北須磨団地は「労働組合」を核として労金-住生協-自治会が一体となって広義のまちづくりを行ってきた。それは他地区の事例に比較し、やや特殊に過ぎるかもしれない、汎用可能な提案に結びつく「学び」に欠けるかもしれない。しかし「団地内のコミュニティづくりは、団地住民の役割である」という意識から積み上げられてきた北須磨団地での具体的な地域運営の仕組みは、

「信頼」や「社会的な繋がり」を育むための示唆やヒントに満ちている。それは十分に他地区にも敷衍可能であり、「ソーシャルキャピタル醸成の仕組み」と言っても良いものかもしれない。

5. 信頼と社会的繋がり：北須磨団地・ソーシャルキャピタル醸成の仕組み

(1) 多様な参加の仕組み

多様で広範な地域活動を支えるためには、一部の役員だけでなく地域の人材が幅広く参加し、その能力が生かされる必要がある。そのためには多様な参加の仕組みが用意され、参加者間に信頼関係が築かれていなくてはならない。

北須磨団地では、既に触れたように全住民は入居の段階で、全て自治会員となる。これ

は他では余り見られないが、自治会員であることと地域活動に参加することは、かならずしも同一ではない。北須磨団地で周到に用意されているのは、多様な参加とその継続の仕組みである。

まず地区内でのイベントやグループ活動が、世代や性別ごとに多種多様に用意され、それぞれ自主性を持って取り組まれていることがある。それらは必ずしも固定的でなく時代と住民のニーズに合わせて変遷されている。子育て世代が多かったときには女子ソフトボールなど青少年のスポーツや、消費者意識に基づいた婦人部の活動など、まちが成熟し高齢者が増えてからはカラオケ大会や敬老会などが新たに加わる。また多世代の交流の場としても、年一度の大イベントとしての夏祭りや元旦の初日の出鑑賞会など、大小様々なイベントが年間通じて行われており、自治会館は常に100%に近い稼働率で活用されている。このように多様な活動のメニューが蓄積され用意されており、住民自身の興味に基づいて参加しやすい態勢が出来上がっている。

こうした多様な参加の場とともに重要なのは、これらに参加するプロセスで、自主性や主体性が育まれる仕組みが用意されていることである。

まず参加した住民は必ず、電話番号とともに名前が記録される。住所は特には問われない。連絡体制の要に電話を置き、それを徹底させ、それをもとに名簿が作成される。次に多くの場合、参加者に何らかの役割分担が行われる。住民はただ参加するだけでなく、その活動の運営の一部を担うことになる。その場合も、いきなり運営の中心を任されるのではなく、一定のトレーニングの期間を経験するようにプログラムされている。その仕組みの基本は輪番制である。

高齢男性向けの料理教室である「男の台所」

を例にとれば、参加した住民は7名を単位としたグループに属することになる。ここでは毎回リーダーが決められ、参加者はグループ内で順にその役割を担っていく。初めて参加した住民はリーダーになるまで6回、その料理教室を経験することになる。そしてリーダーを務めれば、またしばらく一参加者としてリーダーをサポートする役割に廻る。

この輪番制に基づく経験の蓄積のプロセスは、イベントやグループ活動だけでなく、自治会役員の担当にも徹底されている。役員は街区単位で選出されるが、それも住戸配置の順に沿って決められる。状況に応じて柔軟な運営も行われるが、様々な活動の運営組織では、基本的にはこの方式が踏襲されている。

年間スケジュールの早期確定と、イベント後の反省会を時間を置かずに行うことも、主体性を育むプロセスとして重要である。

各活動のスケジュールは、年度のごく初期、若しくは前の年度にあらかじめ明確に決められる。担当者と電話番号が記されたスケジュール表が印刷、配布され、全員に役割分担がはっきりと意識される。またイベント等が終われば、直後、もしくは日を置かずに反省会が開催される。課題や反省点が議論され、次回(次年度)に向けての方針が共有される。年間計画→実施→反省会→次年度計画というプロセスは、自治会の助言や支援により多くの活動で必ず行われ、活動の意義や運営上の課題などが参加者に充分理解されるようになっている。

(2) 主体性を育む仕組み

しかしこうした仕組みやプロセスも、定式的・形式的に行われているだけでは、参加者の主体性を十分育むには到らないだろう。北須磨団地では、自治会役員、特に自治会長が住民と共に、これらのプロセス上にある会議

の運営に携わり、参加の意欲を引き立たせる役割を担っている。具体的には、まず発言の機会を均等に準備することが挙げられる。参加者は、毎回ほぼ全員に発言の場が用意される。そしてその発言が場の中で尊重される。適度な笑いがあり、楽しさの雰囲気が失われない。自治会長を中心に、役員がその役回りを担い、参加者の意欲や尊厳、主体性を支えている。

先の「男の台所」の例で言えば、料理教室でできた食事は、調理の担当者以外のメンバーにも有料で振る舞われ、ちょっとしたパーティのように30～40名程度で会食することになる。食事もある程度進み、座が和んだところで、今回の調理担当者に順にマイクが廻される。話すのが上手なものも、苦手そうにするものも居る。しかし全員が少しずつでも話をし、拍手を持って迎えられる。面白いネタを仕込んできたものはそれを披露し、参加者の笑いを誘う。そして人前で話すのが苦手なものも「だんだんマイクの使い方も憶えて、上手くなっていくもんや」（自治会長談）とのこと

である。このような雰囲気を持った場が、様々な活動の、様々なプロセスにおいて基本的なものとして形成されている。

自覚的であるかどうかはともかく、自治会長を始め役員の方々は、一言でいえばファシリテーションの技術をもって各活動の場を支えている。それが先に挙げた参加の仕組みと組み合わせることによって、主体的な参加の継続と自主性の育みが成り立っているのである。

(3) リーダーグループによる運営体制

北須磨団地の活動は、一般的な自治活動からイベント、住民の自主的グループ活動支援から他地区の活動支援、福祉活動と幅広い。これらは現在、リーダーと数名のサブリーダーによるグループにより運営されるという特色を持っている。自治会運営においてしばしば見られるように、権限や責任や情報が会長一人に集中し、他の役員はその決定に従うのみ、といった先導的専横的な運営形態と全く相反している。各事業の主体となる団体（婦人会、

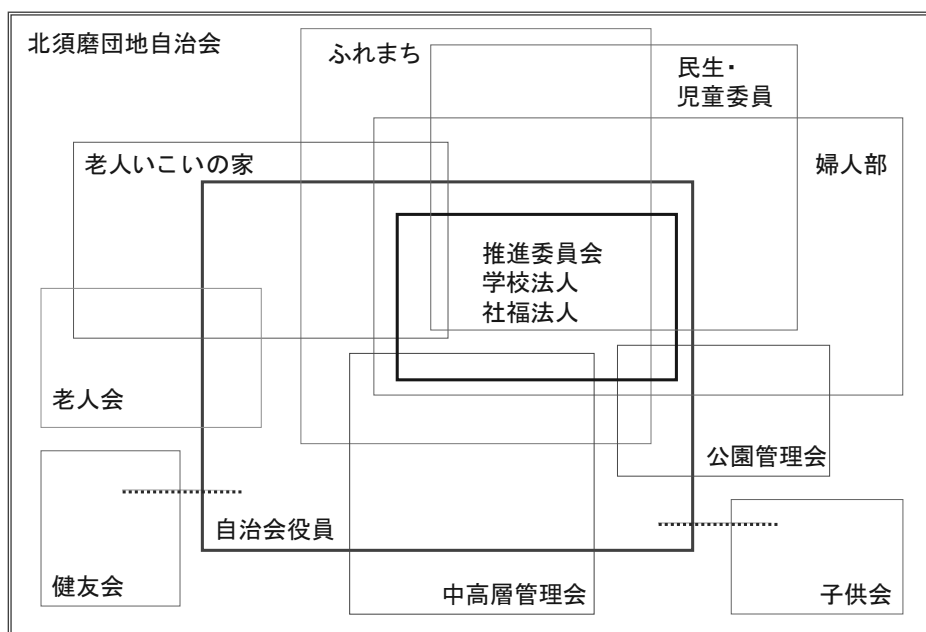


図-2 地域団体役員の内重

老人会、ふれあいのまちづくり協議会等) 毎に、リーダーとそれを支援するサブリーダーが存在し、おおよそ4～5名のグループで運営にあたっている。結果としてリーダー的立場で地域活動に関わる住民が、地域全体で20～30名程度いることになり、情報の共有や意思決定がスムーズに行われることにつながっている。

(4) 地域団体の緩やかな連携の仕組み

このリーダーグループは団体毎で独立しているわけではない。北須磨団地では主要なものだけでも10を超える団体が地域運営に携わっているが、これらのリーダーグループのメンバーは重複しており、それが地域団体の緩やかな連携を生み出している。各団体の活動内容や施設運営が相互に理解され、調整や共同による効率的な運用が、様々な局面でごく当たり前に実践されている(図-2)。

そしてこの重複には一定のルールがある。北須磨団地の地域運営には、先に触れたような開発に関わる労金・全労済・住生協の推進委員会、福祉活動に関わる社会福祉法人、幼稚園保育園の運営に関わる学校法人と、実際に比較的大きな資金運用を扱う団体が含まれている。これらの役員は必ず自治会役員であり、なおかつ婦人会、ふれあいのまちづくり協議会など主要な団体の役員に就任するように構成されている。

このように特に地域運営の核となる団体には中心的役割を担う人材を配することによって、権限等が特定の人物に集中することも、際限なく重複が広がることも避け、適切な合議で地域全体が重層的に運営される仕組みが築かれている。そしていずれの役職に付いても無報酬であることによって、地域住民からの信頼を確かなものとしている。

(5) 運営体制継承の仕組み

このような運営体制も、必ずしも一朝一夕に出来上がったわけではないようである。現在の自治会を中心とした地域運営の仕組みは、北須磨団地開発の初期にその骨格が作られているが、それは初代自治会長の石田一一氏の33年間に亘る尽力によるところが大きく、未だに「熱意のある自治会長」の功績は役員を初めとした住民の口の端々に登る。前例が無くゼロからのスタートであったこともあり、初代会長は相当のリーダーシップを持って住民を先導してきたと伝えられている。それが現在三代目の会長の元で実践されている、先に触れたようなファシリテーションの技術に支えられたグループ型の運営体制へスムーズに移行してきている。これは独自の継承の仕組みがあることによって達成されている。

まず前提として自治会の三役の交代には、20人以上の推薦人名簿が必要であり、一般的に言えば極めてハードルが高い。これにより地域での実績や信頼が無い人材が参入することある程度防いでいる。そして実態的な運用としては、まず時間を掛けて後継者となる人材を育成している。これは先の参加のプロセスの中で現れた人材を極めて早い段階から見出し(例えば現在20代の住民が既に今後の人材として意識されている)、ふさわしい役割や場所を与えていく。その上で、時期が訪れれば三役に指名し、推薦人名簿は現運営グループが責任をもって引き受ける。そして特にリーダーが交代する場合は、サブリーダーも合わせ、グループ単位で運営が継承される。組織運営上の形式は保ちつつも、地域の実情に合わせ長い時間を掛けて行われる、実践的に有効で巧みな継承の仕組みである。これは自治会の例であるが、北須磨団地の他の地域団体でも同様に行われ、総体として持続可能性を保ち続けている。

(6) 地域事務局の仕組み

地域団体の自律的な活動が成長、成熟するにつれ、各種申請や連絡、経理など各種事務作業は次第に煩雑さを増す。先進的な地区であればあるほど、この処理が課題となってくる。北須磨団地の場合、特に様々な地域団体が重層的に活動するため、より多くの事務が必要となることが推察される。自治会では、この状況に対し事務職員を1名雇用している。職員は地域住民の中から経験者が選ばれ、協議の上、税控除の範囲内で労働条件が決められる。これは先に触れた、安定的で自律的な資金確保ができて初めて可能なことと思われるが、1名では必ずしも地域運営上、充分では無い。北須磨団地では、自治会館内に自治会事務局を置き、ここに各地域団体の情報と事務機能をまとめ、活動拠点のひとつとしている。そして自治会の職員が、ほぼ全ての地域団体の事務を代行、もしくは支援し、さらにそれを5名の常駐ボランティアが支えるという事務処理態勢をつくっている。こうした効率的で総合的な運営は、地域団体が個別で独立的に活動するのでは無く、重なりを持っていることで始めて可能であり、また同時に、煩雑ではあるが重要な事務処理という役割を自治会が雇用した職員が担うことによって、自治会を中心とした一体性が生まれるという効果も持っている。この北須磨団地の自治会事務局は高い処理能力を有することから、周辺他地区との共同で行われる事業においても事務を引き受け、先導的役割の一端を果たしている。

6. まとめ

北須磨団地は神戸のニュータウン開発の先駆けであり、「労働者のまち」として労金－住生協－自治会が一体となったまちづくりを

行ってきた。その開発プロセスは、他の事例と異なる特殊性を帯びている。しかしその過程で住民が中心となって組み上げてきたコミュニティづくりのプロセスは、実践的であり緻密、かつ継続性を持っており、一般に汎用しうる示唆やヒントが数多く見出せる。それは多様な参加の機会や主体性を保てる場、人材育成と継承の仕組み、運営体制など、これまで触れてきた中に具体的に現れている。

阪神・淡路大震災の経験から、私たちは「地域の絆」の重要性を学んだ。しかしそれは現代においては、共同性が豊かであったかつての地域社会のように、ただそこに暮らすだけでは紡ぎ出し得なくなっている。山林を切り開いたニュータウンで、ゼロからスタートした北須磨団地の住民は、コミュニティづくりに対して極めて自覚的に取り組まざるを得なかったはずである。そこで得られた経験は、他の地区で暮らす住民にとっては、意識的、方法的に実践できる技術として学ぶべきものなのだと考えられる。それはソーシャルキャピタル醸成のための基礎的方法の一つに数え上げられることになるだろう。

六甲アイランドのまちづくり

武庫川女子大学助手 水野優子

1. はじめに

近年、産業構造の転換や人口減少・少子高齢化社会の到来、さらにはライフスタイルの多様化、都心回帰現象等、社会情勢は大きな転換期を迎えており、同様に郊外や臨海部の計画市街地においても、居住者の高齢化や施設の老朽化・陳腐化、空き地・空き家の増加等、地域の存続をも危ぶむ多くの課題が指摘されている。

このようななかであって、「六甲アイランドシティ」では、開発当初より始まる様々な取り組みが、地域におけるつながり（言い換えればソーシャルキャピタル）を豊かにして、地域コミュニティの醸成に有効に働いている。



図1 六甲アイランドシティ状況図

六甲アイランド（595ha）は、ポートアイランドに次ぐ神戸市第二の埋立都市で、その中心部に都市機能用地である六甲アイランドシティ（131ha）があり、その周りは神戸港の一翼を担う港湾埠頭用地等に囲まれている。六甲アイランドシティは、大きく「住宅ゾーン（計19街区）」「業務・商業ゾーン」「文化・レクリエーションゾーン」に区分され、事業コンペ方式により民間活力を導入して開発が進められた。1988年にまちびらきがおこなわれ、17,442人・6,815世帯（国勢調査2005年）が暮らしている。

2. 開発事業者による取り組み

2.1 まちづくりコンセプト

六甲アイランドシティの開発は、まず事業主体である神戸市がまちづくりの基本方針を示して道路、公園、学校等の都市インフラ整備をおこない、それ以後は事業コンペ方式で選ばれた民間の開発事業者^{※注}が主導した。開発時の状況を知る市職員によれば、「1980年に入居が始まったポートアイランドでの経験を活かし」「柔軟な発想で時代のニーズに応じた形で整備をおこなうために、民間活力

を導入するという判断になった」としている。また、事業コンペで選ばれた開発事業者によれば、「通常、まったく何もないところに自然発生的に数千戸の住宅が形成されるには、非常に長い年月がかかる。それを人工的に短期間でおこなうためには、単に良好な住宅を供給するという視点だけではなく、開発事業者と居住者が“共同体”として一緒にまちをつくっていくスタンスに立つという発想になった」としている。また、「住宅購入者に満足していただくと同時に、次の計画に繋げていくために、居住者のニーズを同時進行で把握していくことが必要であった」としている。そのために、「居住者や事業者、企業等との繋がりを常に持ち」「賛同できる地域活動へは積極的に参加し、関わりを持っていった」としている。

2.2 開発事業者の事業に対する姿勢

開発時に住宅の販売促進計画に関わった広告代理店担当者は、「当時は全国的に埋立地が多数造成されていた時期で、塩害や地盤沈下といった問題もあり、埋立地は決して“良好な住宅地”というイメージではなかった」としている。そこで“良好な住宅地”というイメージを定着させるための販売促進活動が展開された。その内容は、「住宅購入者がまちの全体像をイメージできるよう、販売する街区だけでなく、まち全体の完成モデルを提示した」とし、単なる“住宅の提案”に留まらず“暮らし方の提案”にも重点を置いたものであった。また、「周囲の港湾施設によって、まちの安全性のイメージが損なわれていた。ハード面では、まちと港湾施設とを分離する緑地帯がまちを取り囲むように計画されたが、それだけでは不十分という結論になった。安全性のイメージを強調するソフト面の取り組みとして、“良好なコミュニティ”を形成し

“良好な住宅環境”“良質なライフスタイル”を提案していく必要があった」としている。さらに「こうした“将来のまちの提示”によって、居住者に対して“これからここで一緒に暮らしていくという共同体の意識”の醸成をはかった」としている。

開発事業者は、まちびらきに先立ち、1987年にグループ会社として管理会社を設立し、宅地や住棟、居住者専用フィットネスジムの管理業務を一括して委ねている。このことについて開発事業者は、「他の計画市街地では、一つの計画地でも複数の事業者が展開しており、管理業務についてもそれぞれバラバラにおこなわれることが多い。六甲アイランドシティでは、地域全体を“一つのまち”として捉えようという認識から、まち全体が足並みをそろえて管理運営できるように、一つの管理会社で管理業務をおこなうことになった」としている。また、「安全・安心」も重要な要素であったため、管理会社の関連業者が一括して新聞の配達業務等をおこなうことによって、オートロック装備の住棟内に入出入りする業者を極力少なくした」としている。

これらの事業に対する姿勢と意気込みにより、まちびらき以降、開発事業者によって様々な取り組みがおこなわれることとなる。

2.3 開発事業者の取り組み

(1) 場の創出

まちびらき当初、開発事業者は、1街区750世帯しか入居していない状況でありながら、居住者専用フィットネスジムを兼ね備えたコミュニティセンター「RICL」(約4,000㎡)を完成させた。この理由として開発事業者は、「居住者に将来のまちの規模をイメージしてもらい、また、居住者同士が自然と顔を合わせる場となるよう先行して整備した」としている。さらに、フィットネスジムのインスト

ラクターがサークルやハイキングといった居住者向け小規模イベントの企画等をしており、フィットネスジムはまちびらき当初における交流促進の拠点となっていた。また、開発事業者は、各街区に集会所機能を持つ「コミュニティホール」を整備し、掲示板や後述するタウン誌「RIC WINDS」を通じて、サークル活動等の場としての活用を居住者に促している。

(2) 活動の企画や誘導

まちびらき当初、開発事業者がイベントの企画・実施や、サークル設立の誘導等をおこなっている。まちびらき3ヶ月後には、入居者同士の交流を促すため「ウェルカムパーティ」を開催し、その他、夏祭りとして「サマーイブニングカーニバル」や「ラジオ体操」、「花壇づくり」等を企画している。現在、これらの活動は、開催主体が居住者等に移行しながら継承されている。また、まちびらき当初、居住者に対して育児サークルや子供に本を読み聞かせるサークル等の設立を誘導しており、活動場所にはコミュニティホールが活用された。

(3) 人材の投入

まちびらき当初、開発事業者は、他地区で地域活動をおこなった実績とノウハウを持つ1名の人物を勧誘し、居住者として入居させ、地域活動のサポートを依頼している。この人物は、一般居住者と同様に住宅を購入して入居し、開発事業者が企画した初期のイベントには、その企画段階から関わっている。また、地域情報の共有を目的として創刊したタウン誌「RIC WINDS」では、その発行母体を立ち上げ、創刊から10数年間主導した。

さらに、開発事業者の社員（約80名）が、住宅を購入し入居しており、その一部は各街

区の管理組合役員や生活協同組合の共同購入の世話人となるなど、積極的に地域に関わっている。

(4) 地域の管理運営の仕組みづくり

開発事業者は、各街区で順次発足していた管理組合に対し、管理組合間の横の連携をはかる「住宅連絡会」を設立するよう誘導している。これは、管理会社の設立意図と同様に、地域全体を“一つのまち”として捉え、まち全体が足並みをそろえる仕組みを地域団体に適用したもので、このことは後に大規模自治会が誕生する一つの要因になっている。

また、1996年には開発事業者と六甲アイランドに進出した企業が核となり、約8億円を拠出して「公益信託神戸まちづくり六甲アイランド基金」を設立している。これは、“六甲アイランドを中心とする神戸市における国際的かつ文化的コミュニティづくりを支援する”ことを目的に、国際コミュニティづくりや文化的都市環境づくり等をおこなっている団体に毎年総額2～3千万円の助成金を交付している。これは持続的な地域の管理運営に対する資金面支援の仕組みである。これに関して開発事業者は、「営利企業としては、事業終了後もまちと関わりを持ち続けることはできない。開発事業者がいなくなったあとでも継続的に地域を維持することのできる仕組みが必要だという認識だった」としている。

3. 地域活動の誕生と変容

地域と直接関わりのない個人の趣味的なサークルや習い事の教室等を除き、自治会や老人会といった公益性があり、かつ、地域全域もしくは小学校区を活動区域としている13の地域団体に関して、その変容を図2に示す。

3.1 まちびらき当初の活動の受容

まちびらき当初に開発事業者が企画したイベントは、開催主体が移行するなどして現在も発展的に実施されているものが複数存在する。これらは、企画内容が地域の実情や需要に即したものであったため、地域に違和感なく受け入れられた。

まちびらき時に開催した「ウェルカムパーティ」は、翌年（2回目）からは入居済み街区の管理組合が開催主体となり、居住者が新規入居者を迎える構図へと発展し、その後、管理組合の連合組織である「住宅連絡会」へ引き継がれている。さらに、4回目の際、新規居住者だけでなく新規業者も含め、さら

に“居住者と学校と企業の連帯”をテーマとして「RIC ジャンボリー」と改称している。1992年には、開催主体も RIC ジャンボリー実行委員会と自治会の共催となった。

1992年に設立された「六甲アイランド CITY 自治会」は、六甲アイランドシティ全体を包括する単一自治会である。現在約5,000世帯が加入する巨大自治会で、前述の「サマーイブニングカーニバル」や「ラジオ体操」等を開催している。特に「サマーイブニングカーニバル」は開発事業者が企画し街区の管理組合が開催主体となって始まったが、それを引き継ぎ、地域団体や企業とも連携しながら、地域内外より約2万人が参加する一

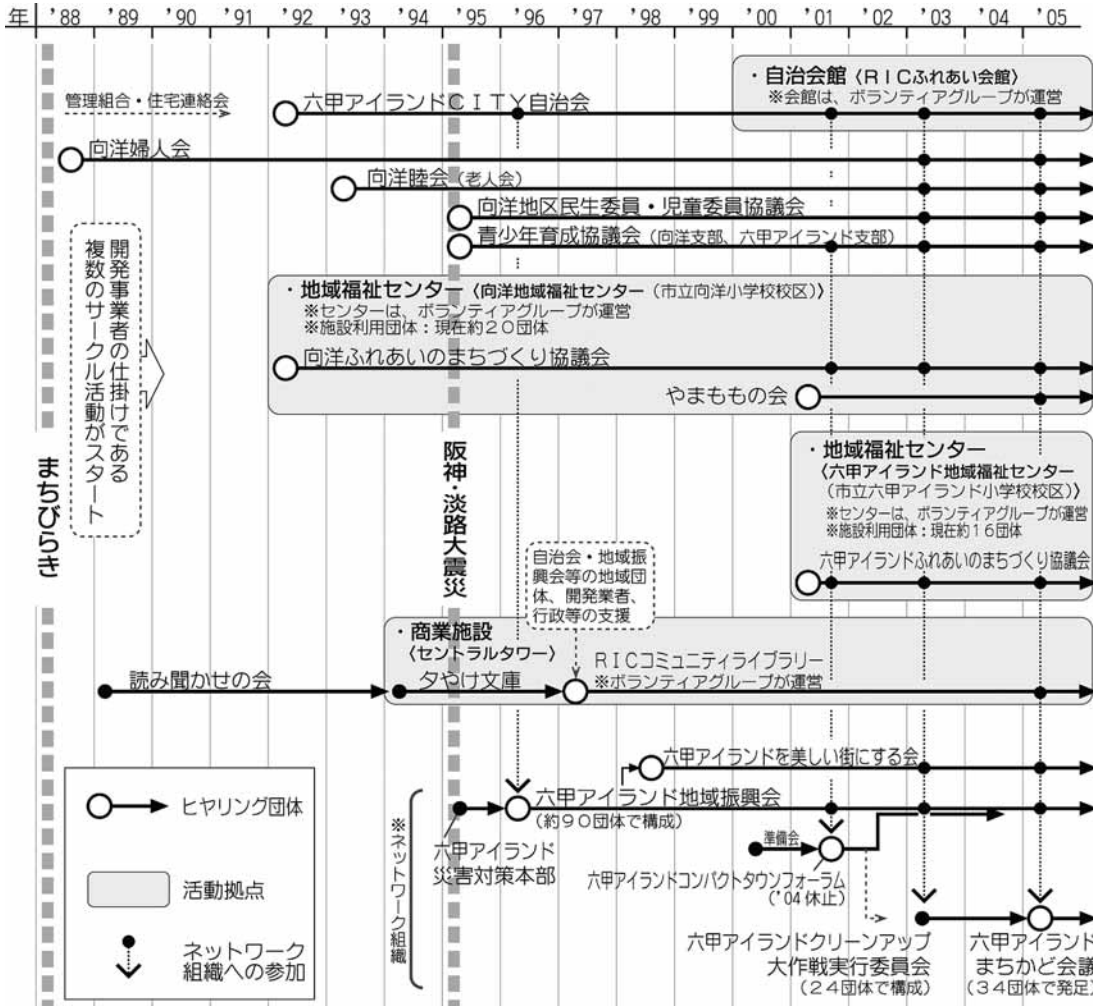


図2 地域団体の変容

大イベントへと成長している。

3.2 居住者の自発的な活動の誕生

まちびらき当初に設置された居住者専用フィットネスジムや街区ごとのコミュニティホールに加えて、まちの開発の進捗にあわせて自治会館や地域福祉センター（2ヶ所）が設置されており、地域団体の活動拠点となる場所が増加した。これらの施設では、個人の趣味的なサークルや習い事の教室等を始めとして、多彩な活動が展開されている。例えば地域福祉センターでは、震災後にふれあいのまちづくり協議会が「ふれあい喫茶」や「ぴよぴよの会（子育て支援）」等を独自で企画・実施している。その他にも、居住者自身が福祉や子育てといった内容の自発的な活動を誕生させている。その一つに、ミニデイケアサービスをおこなう団体「やまももの会」がある。2001年に居住者の呼びかけで関心のある居住者が集まり、地域福祉センターを拠点として活動を始めている。なお、これらの自治会館、地域福祉センターでは、ボランティアグループをそれぞれで結成し、施設の運営にあっている。

3.3 阪神・淡路大震災を契機とした活動

(1) “震災復興”から“地域振興”への変容

1995年の阪神・淡路大震災では、「六甲アイランド災害対策本部」が早い段階で設置されている。これは自治会等の地域団体や六甲アイランド内の企業、開発事業者等が中心となっており、食料の配給や安全確認、復旧活動等をおこなった。開発事業者は「すばやい対応ができたのは、まちびらき当初からの協力・信頼関係があったから」としている。この「災害対策本部」は、復旧作業が終了した震災翌年に「六甲アイランド地域振興会」と改め、“居住者と企業の協調をはかり、地域

の発展に寄与する”ことを目的とした活動へと発展している。現在、構成団体（地域団体、企業）は約90団体である。

(2) 活動の広がり・分化

地域振興会は、地域イベントの開催や他団体の活動支援等をおこなったが、時間の経過とともに活動内容は広がりを見せている。

地域振興会のなかの環境を考える部会が独立して、1998年に地域の緑化活動・美化活動を主に取り組む「六甲アイランドを美しい街にする会」を設立している。また、開発計画が中断し未利用地のままであった市有地のうち1haを市より借り受け、2003年に芝生広場として一般開放している。この運営は、公募でメンバー募集されたボランティアグループがおこなっている。2005年には、市有地である住宅展示場の一部を市より借り受け、ハーブ園を一般開放している。

3.4 震災後の新しい活動の誕生

(1) 場の提供を契機とした活動

開発事業者は、1991年オープンの商業施設「セントラルタワー」内に将来的な図書館用スペースを確保していたが、1994年に絵本の「読み聞かせの会」をおこなう居住者グループへ、子ども文庫「夕やけ文庫」の場として一時貸し出している。1996年、まちに図書館をつくる気運が高まり、居住者、企業、行政の三者による評議委員会が設立された。開設場所は前述の図書館用スペースを開発事業者が提供し、費用は公益信託神戸まちづくり六甲アイランド基金や行政、地域団体、企業からの拠出金でまかなった。運営は夕やけ文庫のボランティアグループが中心になって協力を募り、民間図書館「RIC コミュニティライブラリー」として1997年に開館している。

(2) 地域内の商業施設を拠点とした活動

近年、商業施設を拠点とした活動がみられる。これは、震災やバブル経済の崩壊を経て、開発事業者および管理会社が利用規則の緩和等をおこない、商業施設の空床を市民活動の場として開放したものである。こうした利用は計画時には想定されていなかったものであるが、新たな地域ニーズに柔軟に対応した結果でもあるといえる。その一つとして、事務所や物販等が中心の商業・業務施設「ファッションマート」では、地域の主婦グループが自主運営するカルチャースクール「R.R.C」が2001年に活動を始めている。また、飲食・物販等が中心の商業施設「リバーモール」においても、NPO 法人による安全でおいしい野菜を提供するレストランや主婦グループによる惣菜専門店等がオープンしている。

4. 近年の取り組み

4.1 団体間の協力で始まった活動

1999年より、自治会、青少年育成協議会等が連携し、清掃活動「六甲アイランドクリーンアップ作戦」を定期的に年2回実施している。これは、震災後、地域団体や企業等が個別に地域内清掃を実施していたことを受けたものである。現在では、地域団体、企業、学校等の参加が増え、毎回600人を超える参加者により実施されている。

4.2 行政との協働による取り組み

(1) コンパクトタウンフォーラム

「六甲アイランドコンパクトタウンフォーラム」は、神戸市が進めるコンパクトタウン事業のモデル地区として準備会を経て2001年に設立されたものである。設立当初は、居住者からの要請を受け開発事業者が事務局を担った。主要な地域団体、企業、学校等によって

構成され、毎回約20名程度が出席し、地域内の課題を自由に話し合う“井戸端会議”的な情報交換の場として設けられた。その後、構成メンバーであった「地域振興会」の一部会として位置づけられることとなったが、中心的メンバー（居住者）が他界したことなどが要因で2004年以降休止状態となる。

(2) 六甲アイランドまちかど会議

① まちかど会議の設立過程

前述のコンパクトタウンフォーラムでは、まちの“落書き”が地域課題の一つとして取り上げられ、その解決に向けて地域内への呼びかけがおこなわれた。地域と行政（市）の「美しいまち推進のための協働プロジェクト」とすることが検討され、フォーラムの構成員であった自治会を中心に地域22団体で「クリーンアップ大作戦実行委員会」が2003年に結成された。この取り組みには、地域団体が連携して1999年からおこなった清掃活動の経験が多分に活かされている。

この取り組みを受けて、地域の課題等をテーマとした定期的な情報交換の場を持ちたいという提案が参加者を中心におこり、2005年、これまで中心的な役割を担ってきた自治会や行政を中心に、今後の進め方について検討がおこなわれた。そして、実行委員会参加34団体に呼びかけ、2005年6月、“ゆるやかな地域団体ネットワーク組織”として「六甲アイランドまちかど会議」が設立された。

② まちかど会議の取り組み

まちかど会議は、“美しいまちをテーマに、様々な地域の課題について意見交換、情報交換をおこなう”ことを目的としている。この“美しいまち”とは、“見た目だけでなく、人とのふれあいやマナー、まちのにぎわい、安全・安心等、広範な意味を含むもの”と定義されており、それまで取り組んできた課題

“落書き”からかなり広がりを持った内容となった。事務局は、自治会と行政が当面おこない、構成団体は全て“平等・対等の立場で参加する”としている。多様な団体で構成されているため、テーマや課題も多岐にわたる。

当該地区の「美しいまち…プロジェクト」は、市の事業上、2005年度で終了したが、市は「区別計画」（策定1996年、目標年次2010年）の中期見直しである「中期計画」（策定2005年、目標年次2010年）の関連事業として位置づけ、継続的に取り組みを支援する姿勢となった。

③ まちかど会議の現在の動向

まちかど会議の構成団体は、地縁団体（自治会や婦人会等）、地域活動団体、学校、事業者、企業、文化施設（美術館等）、行政等におよび、2006年時点で約60団体を超過しており、「総会（年1回）」「定例会（2～3ヶ月に1回）」がおこなわれている。2006年からは、団体間の情報交換の場としてだけでなく、具体的な取り組みをおこなっていくために、「地域の夢や将来を考える部会（将来像部会）」「気持ち良く暮らせるまちをつくる部会（環境・マナー部会）」「人にやさしいまちをつくる部会（安全・安心部会）」の3部会が立ち



会議風景

上げられた。これらまちかど会議の運営は、中心となって企画・運営をおこなう理事会的役割の「世話人会」および「事務局」により支える仕組みとなっている。

5. おわりに

5.1 地域コミュニティの醸成プロセス

地域コミュニティにおける一連の醸成状況を3段階に分けて整理する。

① 初動期（1988年まちびらき～1995年震災）

初動期は、開発事業者が“良好な住宅地の形成”を目的として、コミュニティ創出のきっかけづくりやコミュニティ育成の誘導を積極的に仕掛けており、地域側では開発事業者による仕掛けを核とするなどして、団体個別の活動が形成され始めた時期である。

開発事業者による取り組みは、人材を居住者として投入し地域の内発的な活動へと誘導していくなど、非常にユニークなものもある。それらの過程で生まれたいくつかの活動は、現在も“地域の重要な取り組み”として継承されている。また、当時、開発事業者が先導していたという認識が現在の居住者には薄く、実施主体が円滑に地域へ引き継がれている。

② 転換期（震災～2000年頃）

転換期は、震災を契機に居住者、企業等が連携をおこなう新たな枠組みが生まれ、活動テーマも公益性、広汎性が強まっており、団体間の協力関係が成立され始めた時期である。

行政は、財政状況の悪化により地域への手厚い支援がおこないにくく、地域の自立を促す政策に転換しており、地域と行政との協働によるまちづくりがおこなわれ始めている。開発事業者は、こうした地域の醸成に歩調をあわせ、地域が自立して継続的な活動ができる仕組みづくりをおこなうなど、地域活動の自立支援、後方支援に移行し始めている。

③ 成熟期（2000年頃～現在）

成熟期は、転換期に成立した団体間の協力関係が深化し、まちの管理運営をまち全体でおこなう気運が高まった時期である。

震災後、特に神戸市では復興まちづくりの過程で、居住者の合意形成等をおこなう「まちづくり協議会」の活動が顕著であるが、これは震災復興事業等といったハード面での取り組みを主な目的としていたものが多い。しかし、当該地区は計画市街地であるため、ハード面よりソフト面に対する地域の関心が一層強く、その結果、地域全体の管理運営をテーマとした“ネットワーク組織”が熱望された。開発事業者は、そうした気運の高まりと取り組みに対して、居住者ニーズに可能な範囲で柔軟に対応しているものの、目立った支援はみられず、分譲事業の完了を間近に控え、活動支援も収束に向かいつつある。

今後さらに検討されるべき事項であると考えられる。

※注 六甲アイランド開発(株)（積水ハウス(株)を施工者とする企業連合体。）

5.2 まとめ

以上、六甲アイランドシティにおける開発計画段階から現在に至る取り組みを紹介した。

現在進行中である「六甲アイランドまちかど会議」は、地域自らが地域を管理運営していくことを目指し、多様な主体の協働・連携により、その実現へ向け邁進している。当地域のまちづくりにおいては、開発事業者によるコミュニティ育成や行政による支援が、結果としてこのような地域コミュニティの醸成に大きな役割を担ったといっても過言ではない。

地域コミュニティの育成プロセスは、ソーシャルキャピタルの育成プロセスそのものともいえる。ソーシャルキャピタルを考えていく上で、その育成プロセスこそがより重要であり、それによりコミュニティがより豊かに醸成される。そのために、ソーシャルキャピタル育成のための各主体の役割、支援策が、

地域と企業が共生する秘訣

近畿タクシー(株)代表取締役社長 森崎清登

1. はじめに

（助）神戸都市問題研究所が主宰する「ソーシャルキャピタル協働政策研究会」に参加し、「企業に関わる街づくり，街おこし」について，発言する機会を得た。今回，ソーシャルキャピタルづくりについて「都市政策」で特集を組みたいので，発言内容を文章にまとめて欲しいとの依頼を受けたが，うまく話をまとめる仕掛けは無いものかと考えた。街づくりで私に関わった現場では，まとめることに走ると，かえって，まとまらない。広がるままに任せておくと，ある時，ふと絶妙な面白いまとめり方ができるという経験がある。

そこで，思いついた仕掛けが「対談企画」である。その狙いは，話しはどんどん広がり，どこかで，誰かが絶妙にまとめるだろうと期待するものだ。着想30分。司会役はじめ登場人物に電話を5本。その間に対談収録場所は，馴染みのお好み焼き屋とアイデアが出て，1時間後には段取りが決まった。テンポ良く，準備が進むのは，良い仕掛けの兆し。

さあ，「地域と企業が共生する秘訣」の対談の始まりです。

2. 対談

阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を被った神戸・新長田地区。全国最大級の再開発事業や区画整理事業などハード面での復興が進む一方，並行して地元商業者主体のユニークな活性化策が話題を呼んできた。

代表的な二つの事業がある。まずは電動スクーター貸出サービス「タウンモビリティ」，災害復興住宅や高齢者住宅，そして商店街をコミュニティバスで結ぶ「買い物ん楽ちんバス」の試験運行に代表される『人にやさしい商店街づくり事業』。もう一点は古くから親しまれてきた，牛すじとこんにゃくを甘辛く煮込んだ「ぼっかけ」に再着目し，懐かしくて新しい下町の味を食品メーカーと共同開発。全国に発信してきた『食のまち長田推進事業』である。

両事業に共通する点は，地域と企業が緊密に連携して，ともにまちづくりを推進してきたことであり，全国的にも珍しい。地域活動を積極的に支えてきた公共交通事業者の「近畿タクシー」，そして長田を発祥とする，業務用カレー全国No.1シェアを誇る「エム・シーシー食品」。地域に溶け込みながらも率

先して事業を展開してきた近畿タクシー株式会社代表取締役社長・森崎清登氏、エム・シーシー食品株式会社取締役東京支店長（前・商品開発部長）・田中政行氏に、地域と企業が共生し、発展していくための秘訣について、オリバーソース株式会社の‘どろソース’のごとく濃厚に語ってもらった。

地域と連携するきっかけ

——企業として地域活動に積極的に参加するようになったキッカケは何ですか？

森崎 震災から数年間、ずっと地域活動に参加したい、生まれ育った街でまちづくりに参加したい、という気持ちがあったんですが、なかなかキッカケがありませんでした。そんな折、新長田南地区の商店街が中心となって1999年に「復興大バザール」というイベントが開催されることになったんです。その企画の中に新長田駅から会場を繋ぎシャトル便を計画してましてね。弊社の天然ガスを燃料とする環境にやさしいエコ福祉タクシーと、大正ロマン溢れるロンドンタクシーを使っていただきました。個人でなく会社として、本業の分野でまちづくりにお手伝いできたことが良かったですね。

田中 エム・シーシー（以下 MCC）が長田区の荊藻通に誕生して約80年になります。佃煮、鯛からはじまり、MCCはずっと長田の下町の企業として地域にお世話になってきました。震災のときも炊き出しなどのお手伝いをさせていただきましたが、別に何か他の形でも地域に恩返ししたいと思ってたんです。そんな折、財団法人神戸ファッション協会の‘次世代を考える会’という、神戸の若手経営者、後継者が集う異業種の勉強会に、2002年2月に参加しました。そこで森崎社長と

お会いしまして。

森崎 その異業種交流会なんですけど、ファッション協会とタクシーって、普通ななかか結びつかないですよ。それなら、逆に目だつだろうと思って参加しました（笑）。

——森崎社長は、どのようにして地域と関わっていったのですか？

森崎 先ほど申し上げた「復興大バザール」がきっかけで、地域の商業者が中心になって「アスタきらめき会」という、誰でも参加できる団体が誕生したんです。そこではいろんな活性化策を自由に意見交換しながら進めていく場で、私も参加させてもらいました。しばらくして、アスタきらめき会の活動が中心となって「神戸ながた TMO」という、新長田地区の活性化を推進する会社が誕生しました。TMOでは最初、修学旅行生を地域で受け入れし、「社会体験学習の街」として被災体験を語り継いだり、各お店が半日だけの商人体験を受け入れるなど、様々な工夫を凝らしてきました。私は交通事業者として、TMOの観光事業部長を仰せつかることになり、街の資源をいろいろ見直しました。

地域資源「ぼっかけ」の再発見

——どのような地域資源に気が付きましたか？

森崎 人がパピリオン！（笑）。街を構成するいろんな商店街の人の個性そのものが、生きた資源なんです。オープンマインドですね。いろんな企画が持ち上がり、本当にありとあらゆることに取り組んできました。その中の一つの企画に、「1店逸品運動」がありました。その流れの中で、街の名物づくりをしようということになりまして。仲間の1人が、牛すじか

レーを提案しまして、試食しながら検討したんです。

——「ぼっかけカレー」誕生のきっかけだったんですね。

田中 森崎社長と初めてお会いしてから2ヵ月後、土砂降りの雨の中、当社にお見えになられたんです。当社の商品をたくさん召し上がっていただいたんですが、タクシーでなく、別の内容で当社に相談に来られたという感じでした。そこで、テレビ局からバラエティ番組で「商店街カレー対決」という企画があると相談されたんです。

森崎 ちょうど牛すじカレーを試食したタイミングだったんで、協力を持ちかけたんです。

田中 当社はその当時、‘カレーラーメンの素’という新商品を企画してましてね。ただ、発信するにあたって何かインパクトがないかな、と模索してたんです。森崎社長からお話をいただいたとき、いわゆる「ぼっかけ」を上に乗せたら面白いと考えたんです。

森崎 田中支店長、あのとき即決でしたよね。

田中 それからすぐに「ぼっかけ」を作りまして。二日後にはもう完成して、商店街のみなさんに試食していただきました。

——すごいスピードですね。

田中 実は昔、作ろうとしたことがあったんですが、残念ながら失敗してたんです。その当時はコンニャクも入ってませんでした。しかし、以前失敗したことによるノウハウは蓄積されてたんです。

森崎 「乗物」と「カレー」、それぞれ本業を切り口に地域と関わっていったんですね。

——どのようにすれば、地域資源は発見できるのでしょうか？



販売前夜試食会の様子

森崎 今、「神戸スイーツ・タクシー」というものを走らせています。神戸という視点で捉えていますけど、これも地域です。地域ビジネスなんですね。どのような企画が成功するか、企業マーケティングにも地域という場は有効ですね。

——ご当地ラーメンとか、よく売れているみたいですね。

田中 ‘地域’も一つのマーケティング上のキーワードですね。

森崎 地域にとってありふれたものが、名物になりえるんです。他の地域にとっては珍しいものなんです。ただ、普段はその地域資源になかなか気付かないんです。

——「ぼっかけ」という地域資源に気付いたんですね。

森崎 企業という大きい看板よりも、個々の窓口になる人間、一人一人のつながり、これらがタイムリーに結びつかないと、きっと何も生まれなかったでしょうね。誰が一人かけても、「ぼっかけカレー」は誕生しなかったと思います。

田中 本当にそうですね。

森崎 まちは名物を作ろうとしていた、テレビ局は商店街を舞台にカレー対決の番組を作ろうとしていた、MCCさんはカレーラーメンという新商品を準備していた。結果的にカレーラーメンではなくカレー

ライスになったけど、すべてのタイミングが合って、化学変化を起こしていいものができたんでしょうね。

——地域という‘場’だけでなく、それを構成する‘人’も大切な要素なんですね。

森崎 商店街のみなさんの顔が見えたんです。よそ者でなく、一緒にまちづくりをやっていく仲間として認めていただけたんですね。私の「この街を何とかしたい！」という思いを実現できる場があったんですね。地域に入っていこうとしても、普通のアプローチだと入口が見えないんです。個人としてだけでなく企業としても地域に入っていけるかどうか、機会をうかがっていたんです。街の入り口は見えなくても、自分の、自社の得意な分野を振りかざすと、街の方から引っ張られました。

——まちづくり三法の改正で、少子高齢化社会に適応した「歩いて暮らせる、にぎわいあふれるコンパクトシティ」づくりが求められてきます。ますます公共交通の占める役割は大きくなりそうですね。

森崎 最初は儲けようなどとは決して思わないことです。本業などの自分の強みを持って関わっていくと、地域とのバリアがすーっと溶けていく感じがします。地域と企業が交じり合っていく、溶け込んでいくことが実感できます。アイスクリームのように。まさに、スイーツ・タクシーです(笑)。

企業と地域が連携する秘訣

——地域と関わることによるメリットはありましたか？

田中 企業が地域と組むことには、まちおこしを応援するような要素、また企業のPRもあります。何より、長田が有名に

なりましたね。それが本当に良かったと思います。

——企業と地域が組むという例はあまり聞きませんか。

森崎 公共交通事業者にとって、地域との関わりは絶対に必要なものなんです。地域に生かされているんです。企業として地域と顔の見える関係づくりを進めることは、企業活動としても、従業員としても・・・ファンになって欲しいんです。地域活動がんばるほど、お客さんがモニターにもなって意見をいただけるし、下支えをしてもらっています。

——社内の反応はいかがでしたか？

田中 最初は社内も冷めてる感じだったんですが、地域が盛り上がり、マスコミもテレビや新聞などにどんどん取り上げることで、社内でも盛り上がってきましたね。

森崎 タクシー業界も、地域に支えてもらっているのだから、業界全体で今まで以上に地域貢献に積極的に取り組んでいくべきでしょうね。

田中 地域から与えられるだけではダメ。企業も積極的に‘ギブ&テイク’を進めていかないとダメですね。

——逆に、地域として企業に求めることはありますか？

田中 勝ち組負け組、弱肉強食という風に考えるとします。もし企業が地域内で1人勝ちという状況になってしまうと、将来的に企業もダメになります。やはり、地域で生かされているんですね。例えば、業績が良くなったといって、創業の地から離れてしまい、雇用や様々な面で地域が衰退すると、結局企業もダメになると思うんです。

森崎 ジャングルみたいに、エサがなくなってしまうと。食物連鎖みたいですね(笑)

田中 地域でしかできないことと、企業にしかできないことがあります。地域には発信力があるし、企業には生産能力、販路などがありますからね。

森崎 地域は、もっと企業を地域の一員であると認めて、積極的にアプローチしていくのがいいかもしれませんね。

長田区内に本社を置く、神戸名産「いかなごのくぎ煮」の商標を持つくぎ煮のトップメーカー、珍味大手「伍魚福」山中勸社長も電話にて対談に特別参加。毎年、春のいかなごシーズンには、新長田地区の市場と共催し「いかなごのくぎ煮コンテスト」を開催。地域活性の一翼を担っている。また、新長田南地区商店街（神戸ながた TMO）、オリバーソース、MCC、伍魚福の4社共同開発商品「神戸長田焼セット（お好み焼）」も、伍魚福が中心となり誕生している。

森崎 伍魚福の山中社長との出会いも、神戸ファッション協会の異業種交流でした。

田中 森崎社長が地域と企業の、企業と企業の「架け橋」となっていたんですよ。

山中 当社も長田で創業してから、いかなごのくぎ煮メーカーとして地域のみなさまにお世話になってきました。森崎社長を通じたご縁が発展して、丸五市場にて、地域と共催で毎年「いかなごのくぎ煮コンテスト」を開催しています。優勝者の作品を商品化し、毎年新幹線の新神戸駅で開催するくぎ煮フェアに商品を出品、販売させていただいています。

森崎 そう、伍魚福さんはお土産物作ってるので、新神戸駅のキヨスクなどに売り場を持ってらんです。その売り場に、ぼっかけカレーなどを置いてもらえないか、とお願いしたのがきっかけですね。

山中 これからはもっとくぎ煮を盛り上げていきたいと考えています。今、「ご当地検定」がブームですので、「くぎ煮検定」というものを企画しています。地域と共催という形で、問題になりえる情報、こぼれ話を集めて、地域と一緒に長田という地域を発信できればいいですね。

今、新長田では「KOBE 鉄人 PROJECT」という事業がスタートしている。「鉄人28号」「魔法使いサリー」「三国志」など名作を数多く遺し、今なお愛され続けている地元出身の漫画家・横山光輝氏の偉業を後世に語り継ぐべく、鉄人28号モニュメントや横山光輝記念館の実現に向けて様々な企画が誕生しつつある。このような新しい地域の動きにも、企業がどのように関わっていくことができるのか。

——鉄人プロジェクトにおいても、それぞれの会社で本業から派生した活動で、地域に貢献できそうですね。

森崎 さっそく「鉄人タクシー」を企画しています。詳細は企業秘密ですが（笑）。MCCさんも缶詰を作られているので、‘鉄’つながりで何かできるかもしれませんね。

田中 本業から地域に関わることができる、これが何よりですね。後、どれだけ地域への愛着を持つか、それと担当者の熱意も大きいでしょうね。

平成19年1月25日お好み焼「喜楽」（長田区庄田町）にて

（司会・構成）

株式会社神戸ながた TMO

総括マネージャー 東 朋治

3. おわりに

対談の読後感は、どんなものでしょう。仕掛けの説明のところ、「どこかで、誰かが絶妙にまとめるだろうと期待するものだ。」と申し上げた。察しの良い方は、お気づきの通り、絶妙にまとめるのは、司会者ではなく、その大役は読まれた皆さん。ここで、しばし、皆さんの頭の中をクールダウンすることも兼ねて、キーワードを少しまとめてみる。

①企業の参加の動機

- 生まれ育った街でまちづくりに参加したい。
- 別に何か他の形でも地域に恩返ししたいと思っていたんです。

②地域と企業の連携の効果

- それからすぐに「ぼっかけ」を作りました。二日後にはもう完成して、商店街のみなさんに試食していただきました。…（企業のスピード感!!!）
- 地域との関わりは絶対に必要なものなんです。地域に生かされているんです。企業として地域と顔の見える関係づくりを進めることは、企業活動としても、従業員としても…ファンになって欲しいんです。
- 企業も操業の地から離れてしまい、…食物連鎖みたいですね。
- 地域でしかできないことと、企業にしかできないことがあります。地域には発信力があるし、企業には生産能力、販路などがありますからね。

③経験からの提案

- 本業の分野でまちづくりにお手伝いできたことが良かった。
- 自分の、自社の得意な分野を振り

かざすと、街の方から引っ張られました。

- 本業から地域に関わることができる、これが何よりですね。後、どれだけ地域への愛着を持つか、それと担当者の熱意も大きいでしょうね。
- 企業も積極的に「ギブ&テイク」を進めていかないとダメですね。
- 企業という大きい看板よりも、個々の窓口となる人間、一人一人のつながり、これらがタイムリーに結びつかないと、きっと何も生まれなかったでしょうね。
- 森崎社長が地域と企業の、企業と企業の「架け橋」となっていったんですよ。…（コーディネーターの重要性・必要性）

あふれ返っていた言葉も、こうしてたばねてみると地域と企業が共生する秘訣が見えてくる。

会って、つながって、ひろがって、また、出会うというこの地域が震災復興の中で感得した三段跳びのようなリズムもしっかり響いている。

ヒントは、ここまで。絶妙のまとめを未来に期待して、私の永すぎる話しは、ここで一旦小休止。



ぼっかけ map (表) とそばめし・お好み焼き map (裏)

英国スコットランドにおけるソーシャル・エンタープライズとコミュニティ・プランニング

(財)神戸都市問題研究所研究部長 本 莊 雄 一

1. はじめに

昨年10月31日から11月2日まで英国のエジンバラで開催された「第2回神戸・スコットランド地域計画セミナー」に出席する機会を得たので、その概要を報告させていただく。

このセミナーは兵庫県立大学経済経営研究所と英国スコットランドのCBS (Community Business Scotland) ネットワークとの連携によって、開催されている。CBS ネットワークは、英国のスコットランドにおいて、1981年に設立された、ソーシャル・エンタープライズ(社会的企業)を支援する中間組織である。

第1回目のセミナーは、「コミュニティ・ビジネス」をテーマとして5年前に開催され、今回が2回目である。今回のセミナーは、「地域計画と社会企業：公正な社会を求めて」

というテーマで、英国スコットランドにおけるソーシャル・エンタープライズとコミュニティ・プランニングについて、現地視察と専門家とのディスカッションによって情報を共有し、理解を深めることを目的としている。

ここで、セミナーの概要を紹介する前提として、ソーシャル・エンタープライズとコミュニティ・プランニングについて、その歴史的背景を簡単に触れておく。英国では、1970年代の石油危機以後、経済の国際競争力の低下と成長の鈍化の中で、インフレの進行、失業の増加という大きな危機に陥った。また、財政赤字も増加し、福祉国家の維持が難しくなっていくた。1979年のサッチャー政権の誕生により、英国を経済活力に満ちた効率的な国家に変えるために、規制の撤廃・緩和、民間活力の導入、減税を基調とした「小さな政府」への改革が強力に進められた。その結果、経済の活性化という効果をもたらした。その一方で、医療や教育の荒廃の深刻化や若年層の長期失業者の増加、少数民族の貧困の深刻化、地域格差の拡大などの社会的課題をもたらした。政権交代によって1997年に誕生したブレア政権は、「社会的排除」という問題を公共政策の最優先課題として位置づけた。社会的排除とは、「失業、低熟練、低所得、劣悪な住宅、高い犯罪発生率を生む環境、健康状態の悪さ、家庭崩壊といった相互に関連する問



ミッドロシアン・カウンシルでのディスカッション

訪問日時		訪問場所	報告者等
10月31日	9:30-12:30	CBSネットワーク事務所	<ul style="list-style-type: none"> • Alan Kay (CBS ネットワーク) • Colin Campbell (センスコット) • Lesley Gallagher (Stirling Community Planning Partnership) • Alan Tuffs (CBS ネットワーク)
	13:00-14:00	エンジン・シェッド事務所	<ul style="list-style-type: none"> • Marion MacDonald (エンジン・シェッド)
	14:30-17:00	コミュニティ・スコットランド公社事務所	<ul style="list-style-type: none"> • Ian Mitchell (コミュニティ・スコットランド公社) • Geoff Pope (コミュニティ・スコットランド公社)
11月1日	10:00-13:00	マクセンス・ビジネスパーク	<ul style="list-style-type: none"> • David Maxwell (マクセンス社)
	14:30-16:00	ミッドロシアン・カウンシル	<ul style="list-style-type: none"> • Sally Reid (ミッドロシアン・カウンシル) • Alasdair Mathers (ミッドロシアン・カウンシル) • Richard Vivian (マーク)
11月2日	10:00-12:00	ソーシャル・エンタープライズ・アカデミー事務所	<ul style="list-style-type: none"> • Jackie Scutt (SEA) • Barbara Scott (SEA) • Angus Hardie (DTA Scotland)
	13:30-17:00	フレンズ・ミーティング・ハウス	<ul style="list-style-type: none"> • Alan Kay (CBS ネットワーク) • Jon Molyneux (Scottish Social Enterprise Coalition) • Ian Hughes (Co-operative Development Scotland) • Alan Tuffs (CBS ネットワーク)

題が組み合わさった状態にさらされている個人または地域に生じうる問題」であると、されている。

英国政府は、経済活力を維持しつつ、格差の縮小、貧困の解消を実現するために、社会から排除される人々の社会参加や就労を促して、社会的・経済的な自立を目指す「社会的包摂」という理念を打ち出した。「社会的包摂」政策を進めるにあたっては、ソーシャル・エンタープライズや地方自治体の潜在能力に期待して、その役割を重視している。貿易産業省が中心となってソーシャル・エンタープライズを支援する政策を導入してきている。また、保守党政権時の中央集権体制から地方分権の推進（地方自治体の権限、意志決定と執行力の強化など）へと地域政策の転換が図られた。その中で、コミュニティ・プランニングのベースになる「コミュニティ戦略」の策定が、2000年の英国の自治体法の改正によってすべての地方自治体（カウンシル）に義務づけられた。それは地方自治体において最上位に位置づけられる地域の社会計画である。

策定にあたっては、パートナーシップ方式が用いられて、地方自治体、地域の社会福祉・医療・教育分野の公的機関や、警察、住民団体の代表などからなる「地域戦略パートナーシップ組織」が中心的役割を果たすべきこととされている。なお、これまで、英国の地方自治体には、一般的な権限が欠けていた。この法律によって、その区域の経済的・社会的及び環境的福祉の促進・改善を達成する権限が付与された。

このセミナーには、我が国から、兵庫県立大学経済経営研究所長である井内善臣教授を団長に、また同大学の加藤恵正教授を専門家のリーダーとして、同研究所を中心とした8名と神戸都市問題研究所が参加した。

以下、セミナーにおける主要な発言の要旨を紹介する。なお、本レポートは筆者が個人的立場でとりまとめたものである。本セミナーの公式報告書は、兵庫県立経済経営研究所から公表される。

2. ソーシャル・エンタープライズについて

(1) ソーシャル・エンタープライズの定義

ソーシャル・エンタープライズについては、未だ明確な定義がされていない。英国の中央政府（貿易産業省）は、2002年7月に公表した「ソーシャル・エンタープライズ—成功のための戦略—」の冒頭において、ソーシャル・エンタープライズの定義を行っている。そこでは、「株主や所有者の利益を最大化するためではなくて社会的目的を優先し、その余剰金を主にそのビジネスやコミュニティに再投資するビジネス」とされている。また、ソーシャル・エンタープライズの展開に関わる中間支援組織であるスコットランド・ソーシャル・エンタープライズ・コアリション (SSEC) は、「社会的目的を持って活発に活動するビジネス。すなわち競争の激しい市場で商取引を行って、その事業利益をコミュニティや社会の利益のために再投資するビジネス」と定義している。

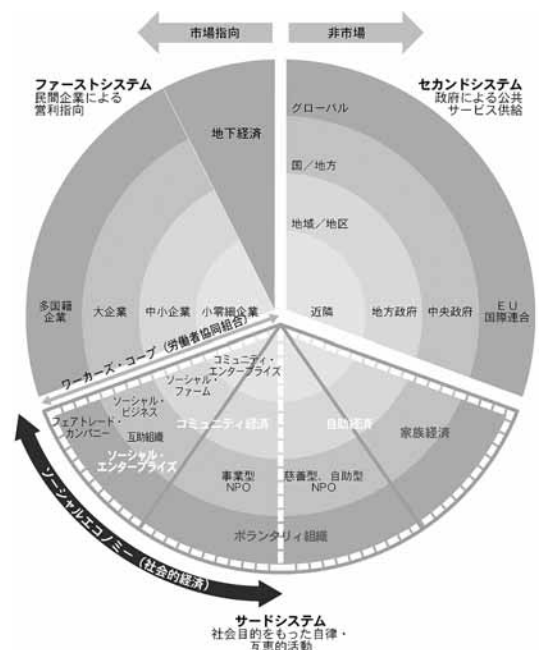
さらに、CBS ネットワークは、説明責任や独立性という特性も考慮して、次のような定義を試みている。①社会的目的を有すること、②社会的目的を達成するための商取引を行うこと、③事業利益を、事業の再投資やコミュニティのために用いること、④コミュニティのために委託された資産を保持すること、⑤コミュニティや住民への説明責任を果たすこと、⑥政府や資産の保有者から独立していること、である。

このように、ソーシャル・エンタープライズの統一的な定義は未確定であるが、一般的には、次のように理解される傾向にある。

①その組織目的は社会的目的が中心であり、②その目的達成（その一部も含め）が市場活動によって行われ、③その利益は個人配分を行わず、コミュニティの利益のために再投資

し、また資産保有を行い、④コミュニティ住民が参加している事業組織である、と定義される。

CBS ネットワークのディレクターの1人であるアラン・ケイ氏から、ソーシャル・エンタープライズの経済システムにおける位置づけを明確にするためにジョン・ピアス氏によって作成された下の概念図について説明を受けた。この概念図では、経済全体を第1システム（民間企業による営利指向、いわゆる民間営利セクター）、第2システム（政府による公共サービス供給、いわゆる公共セクター）、第3システム（社会目的をもった自律・互助的活動、非営利セクター）の3つの経済システムに大別し、また、横軸に市場性、円の中心から円周の方向に活動の地理的広がりをとっている。ソーシャル・エンタープライズは、第3システムの中の最も左よりの部分に位置づけられている。ソーシャル・エンタープライズは、補助金に依存するのではなく、市場における事業を発展させて経済的な自立を求める点でボランティア組織と異なる



資料出所：John Pearce “Social Enterprise in Anytown”

ものとして捉まえられている。

ソーシャル・エンタープライズに含まれる組織形態は多様であるが、この概念図においては、コミュニティ・エンタープライズ（コミュニティ・ビジネス）、ソーシャル・ファーム、ソーシャル・ビジネス、フェアトレード・カンパニー、ワーカーズ・コープが位置づけられている。これ以外に、通常、開発トラスト、生活協同組合（コープ）、信用協同組合（クレジット・ユニオン）、媒介的労働市場会社（インターメディエイト労働市場組織）なども該当するとされている。また、最近では、制限付き配当を条件に社債発行が認められるコミュニティ・インタレスト・カンパニー（CIC）という新しい会社形態が導入された。

各組織形態について、センスコットのコーリン・キャンベル氏による説明をもとに、簡単に紹介しておく。

まず、コミュニティ・エンタープライズ（コミュニティ・ビジネス）とは、地域コミュニティによって設立、所有、管理される企業であり、その地域の人々を雇い、またその地域にサービスを提供するものである。当初は、コミュニティ・ビジネスと呼ばれて、1970年代末から設立されていった。しかし、1990年代中頃から、頼っていた都市プログラムが段階的に廃止され始めて衰退したことや、公的資金頼みで財政的に自立できなかったこともあって、コミュニティ・ビジネスへの不信を募らせた。その結果、今では、コミュニティ・ビジネスという言葉はあまり使われておらず、コミュニティ・エンタープライズという言葉が使われることが多いということである。

ソーシャル・ファームとは、障害者など市場から排除された人々に対して、雇用を提供することを目的としたソーシャル・エンタープライズである。その要件として、雇用する労働者の25%以上が障害者等の労働者で、事

業収益が50%を超えていなければならない。

ソーシャル・ビジネスとは、少数の核となるメンバーが理事と同様に行為する通常のビジネスに近い組織形態である。

フェアトレード・カンパニーとは、開発途上国の生産者の生活支援を目的に公正貿易を行う事業体である。

ワーカーズ・コープとは、企業で働く人々によって所有され管理されている企業である。

開発トラストとは、建物を所有し、その建物の賃貸・活用などにより一定の収入を得て、地域のための非営利活動を展開するものである。

生活協同組合とは、第1システムと第3システムの両方の分野に関わり合っているが、会員のみならずコミュニティや社会の課題の解決を協同組合形式、社会的協同組合などといった形態で取組むものである。

クレジット・ユニオンとは、ソーシャル・エンタープライズの活動を支援するためにコミュニティのメンバーによって所有・管理されている金融協同組合である。

媒介的労働市場会社とは、長期間失業状態にある人々やコミュニティにおいて不利な立場にある人々に、一時的に雇用を保障し、持続的に働けるようにするためのプログラムの支援によって設立された企業である。

コミュニティ・インタレスト・カンパニー（CIC）とは、2005年7月に通った条例でできたソーシャル・エンタープライズのための新しい法人格である。CICは、簡単に設立でき、また、円滑な資金調達のために、配当額に上限が設けられるものの、社債を発行することが認められている。その一方で、毎年コミュニティへどのように貢献したかを示す報告書の作成を求められている。また、チャリティが享受していたような税制上の優遇策は適用されない。

スコットランドにおけるソーシャル・エンタープライズを巡る組織図

政府による支援		第3セクターによる支援		ソーシャル・エンタープライズ組織
政府	準政府(パラスティタルズ・エンタープライズ)	ボランティア組織	ソーシャルエコノミー	
中央政府	UK全域を対象とした大規模機関	全国ボランティア組織会議(NCVO)	ソーシャル・エンタープライズ・コアリション (SEC) ソーシャル起業家学校	ナショナル・チャリティ ナショナル・ソーシャル・エンタープライズ
スコットランド自治政府	コミュニティ・スコットランド公社 スコットランド・エンタープライズ コーポラティブ・デベロップメント・スコットランド (CDS) ハイランド・アイランド企業公社	スコットランド・ボランティア組織会議 (SCVO) ボランティア・デベロップメント・スコットランド (VDS) スコットランド・シビック・フォーラム	スコットランド・ソーシャル・エンタープライズ・コアリション (SSEC) スコットランド都市の再生フォーラム (SURF) 開発トラスト組合 (DTA) センスコット (SENSOT) CBS ネットワーク ソーシャルファーム・スコットランド (SFS) SLCU and ABCUL-クレジットユニオン	ソーシャル・エンタープライズ・アカデミー
地方政府 (ディストリクト・カウンシルなど) コミュニティ・プランニング・パートナーシップ	ローカル・エンタープライズ・カンパニー	CVSs ボランティア・センター ローカル・チャリティ ローカル・コミュニティ・プランニング	ストラスクライド・コミュニティ・エンタープライズ (CEiS) コミュニティ・エンタープライズ・リミティッド ソーシャル・エンタープライズ・ネットワーク	マクセンス社 トランス・ファイフ エンジン・シェッド

資料出所：Alan Kay 氏作成

スコットランドにおけるソーシャル・エンタープライズ組織と、それを支援する政府・行政や中間支援組織の関係を、アラン・ケイ氏は上の表のとおり簡潔にまとめている。

以下では、スコットランドにおけるソーシャル・エンタープライズの現状を見た後、表に記載された組織の中で今回ヒアリングしたソーシャル・エンタープライズ、中間支援組織、中央政府・スコットランド自治政府等について、それぞれの概要を紹介していく。

(2) スコットランドにおけるソーシャル・エンタープライズの現状

ソーシャル・エンタープライズの実態について、事例調査や該当組織の経営データ等は蓄積されてきているが、地域経済における経

済力や企業数などの統計データは定義が確定していないこともあって未だ発表されていない。

スコットランド自治政府が2003年1月に公表した「ソーシャル・エコノミーの振興政策に関するスコットランド自治政府の報告」によれば、前述の英国政府の定義によるソーシャル・エンタープライズ組織と、何らかの経済活動を行うボランティア組織とからなるソーシャル・エコノミーは、4万4,000組織となっている。これらの組織の雇用者数は10万人で、ボランティアは70万人である。また、所得は22億£であり、これはスコットランドのGDPの約4%にあたる。

事業分野としては、コミュニティでの介護、子供の世話、住宅供給、コミュニティ再生、

教育と職業訓練，調査，健康，交通，過疎地開発，環境保全，芸術活動，文化遺産保護，スポーツ，人権，海外援助，宗教活動などとなっている。これらの社会政策の分野において，ソーシャル・エコノミー組織が占める市場占有率は以下の通りで，分野ごとの貢献度合いの違いがわかる。

社会住宅	25%
コミュニティ・ケア	30%
- 老人のデイケア	21%
- 老人の在宅ケア	30%
- 学習障害のある児童の在宅ケア	70%
25歳以下の就労支援事業	20%
就業前児童のケア	10%
健康委員会支出	1%
成人の基礎教育	16%

資料出所：スコットランド自治政府「スコットランド監査報告」

数字はスコットランド・ボランティア組織会議（SCVO）推計

また，ソーシャル・エコノミー組織の収入内訳の平均を見ると，住民や贈与トラストからの寄付・贈与が25%，営業・家賃・投資収入が32%，公共部門との契約およびサービス委託の収入が11%等となっている。ただし，事業収入の占める比率は，規模の小さい組織に比べて規模の大きな組織では大きくなるなど，組織ごとや事業分野ごとに相違は大きい。

2005年に，英国政府は，前述の政府の定義に基づいて，全国のソーシャル・エンタープライズの数と役割を調査している。それによれば，スコットランドにおけるソーシャル・エンタープライズは少なくとも1,050組織あり，その組織の立地場所は，都市部に65%，農村部に35%となっている。その雇用者数は約2万人強，ボランティアは約1万9千人である。売上総額は10億£で，また100万£を上回っている組織は，全体の27%となっている。収入に占める補助金の比率は，16%である。なお，最近，発表された中間支援組織であるセンスコトを含む他の機関の調査では，ソーシャル・エンタープライズの数約

3,000組織となっている。

(3) ソーシャル・エンタープライズの事例

ア) マクセンス社（McSence）

マクセンス社が立地しているメイフィールド地区はかつては炭坑地域であったが，1988年に多くの炭坑が閉鎖され，その結果，成人男子の26%が失業という状態に陥った。当時は，政府や地方自治体から，なんら援助がなかったという状況であったため，炭坑夫であった人たちが，自分達で雇用機会を創るために事業を興すことを計画した。運営資金を得る目的で，同コミュニティの商店街などから週5£の寄付を1年間にわたって募って，7,000£の資金を積み立てた。それをもとに，1989年にマクセンス社が設立された。その目標は，「コミュニティ・ビジネスを通じて雇用機会を創出し，また地域経済を活気づけ，コミュニティの発展を支援する」ことである。

当初は，2人を雇い，住宅の壁や窓の断熱，住宅のセントラルヒーティング設置など省エネへの住宅設備の改善事業を行った。その2年後，税制上の優遇を受けるため，チャリティ法に基づいて，慈善団体としての親会社マクセンスリミテッドを立ち上げた。現在では，その傘下に，住宅設備の改善事業に加えて，メンテナンス事業，不動産開発事業，鍵の管理などのセキュリティ事業，身体障害者のための雇用の場としてのコールセンター事業をそれぞれ行う5つの事業団体を配置している。5つの事業団体は独立して事業運営を行っている。グループ合計では，年間500万£の売上高をあげており，収益率は10%となっている。また，雇用者総数は120名にのぼっている。その雇用条件は民間企業と遜色がないとしている。

5つの事業団体で得られる収益（非課税）は，ホールディングカンパニーに寄贈される。

ホールディングカンパニーは、その事業利益を新たに設立する会社の原資として使うとともに、メイフィールドにある住宅組合などの各種団体への寄付や地域イベントの開催などコミュニティへ還元している。

ホールディングカンパニーやその傘下にある事業団体の監督を、コミュニティ在住の住民から選出される理事からなる理事会が行っている。理事は、無報酬のボランティアである。

他のソーシャル・エンタープライズと比べると、一切、補助金を受けないで、活動資金を自分たちの事業体からの収益でまかなっているという特徴がある。また事業団体としての取引活動はまったく民間企業と同じであるという特徴も持っている。

マクセンス社の責任者であるディビッド・マクスウェル氏は、マクセンス社が成功した要因として、民間企業と競争する中で、良質なサービスを提供してきたことをあげている。これまで、ソーシャル・エンタープライズの企業家は、社会性の意図は持っているが、経営のプロでなく、しろうと経営を行ってきたところがあると指摘している。また、ソーシャル・エンタープライズが提供するサービスの質が民間企業と同じであれば、収益はコミュニティへ還元されるということを住民が理解しているので、民間企業に対して優位に立っていると指摘している。

さらに、社会的目的と経済的目的とのバランスについては、社会的意義があることがわかっていることでも、事業として成り立たないのであれば、手をださないとしている。事業団体の責任者は、事業を成功させることによってコミュニティに貢献できると指摘している。

また、CIC法による組織形態への移行については、検討したが、現状では今の組織形

態でいくとしている。同法は、資金を調達する上で有効であると思うが、新しい条例なのでまだ理解できないところがあることや、不動産を所有しているのでチャリティ法によって税金のかからない今の組織形態の方が、税金がかかるCIC法より有利であると指摘している。また、発行した社債をコミュニティ以外の人に所有されると、コミュニティの権利を100%行使することができなくなる恐れがあるとしている。



マクセンス社内の掲示板

イ) エンジン・シェッド (Engine Shed)

エンジン・シェッドは、1989年にガーバルド・コミュニティ・エンタープライズによってソーシャル・ファームとして設立された。学習障害のある児童が学校を出て社会に出る前に、ここで働きながら職業の技術習得や社会生活の訓練をして、就業機会に結びつける場となることをめざしている。

次頁の写真がエンジン・シェッドの建物である。一階にはパン・豆腐などの食品を作っているところがあり、二階にはカフェと、内部や一般の人の会議に使える場所がある。

エンジン・シェッドの総括責任者であるマリオン・マクドナルド氏は、このプロジェクトは成功しているとしている。現在の在籍者は25人であるが、設立後の15年間に、250人の学習障害のある児童が3年間の訓練を終了した。そのうち80%がフルタイムの雇用に就

き、20%がさらに教育の場に移っていった。特に、最近では、1週間に一回の外部での見習いを通じて、企業の理解が高まって、ケータリングの企業などに就職しやすくなってきている。

また、エンジン・シュッドは、障害者の雇用創出という社会的使命を達成するために、ビジネスに重点を置いている。菜食者に対して良質な食品や高水準のサービスの提供を、民間企業と競争しながら行っている。今ではエンジン・シュッドはエジンバラで自然食品や菜食主義者のための食品の提供において重要な位置を占めるようになってきた。最近実施したサービスに関する顧客調査によれば、98%の人が「大変よい」と評価している。

この食品販売の収益で、運営経費の半分をまかなっている。その一方で、資金提供機関、EU 構造基金、エジンバラ議会から補助金を受けている。EU 構造基金は2007年に終了し、2008年から規模を縮小して再スタートすることが予定されているため、今後、事業からの収益の拡大を図りたいとのことである。



エンジン・シュッドの建物

ウ) マーク (MARC)

ヒアリングをしたマークの代表者であるリチャード・ビビアン氏によれば、創立時の1982年は、炭鉱閉鎖の時代で、経済情勢は非常に劣悪で、失業率が非常に高い状態であった。その中で、カウンシルから補助金を得て、

コミュニティにおいて失業者が集まる場所をコミュニティ・ビジネスとして設立した。当初、どのようにすれば政府から補助金が得られるかということについてのアドバイスや、新しい仕事のための訓練の機会、就職活動支援、レクリエーションの機会を提供した。この事業は、基本テーマとして今も引き続き行っている。

5年前からは、中古の家具を無料で回収して、これを貧困家庭に提供する事業を始めた。この運営にあたってはロータリーフェンドから援助を受けた。また補助金に依存するのではなく自分たちで自立して事業を行うため、貧困地域に2店舗開店して、貧しい人たちに低価格で中古品を提供している。

それまでの経験をもとに、取り扱い商品をテレビ、冷蔵庫等家電製品、中古コンピュータへと拡大していった。中古コンピュータに関しては、スコットランド王立銀行やナショナルヘルスサービスから提供を受けて、それらを販売している。また、コンピュータの訓練コースも設けている。この訓練を修了した人には中古コンピュータを贈呈している。この事業は、コミュニティにコンピュータへのアクセスを開く機会となっている。

創立後、上記のように発展を重ね、事業は成功している。今では、民間企業と比べると低賃金ではあるが、7人の有給スタッフを雇っている。また、ボランティアが約30人いる。

以上のように、事業を通じて、失業者に訓練の場を提供し、貧困世帯に低価格で中古品を提供し、また地域の人たちを雇用し、さらには環境保全にも一役かっているなど、地域に大きなインパクトを与えている。まさにWIN - WIN の関係を生み出している。

その一方で、事業を継続していくためにカウンシルからの補助金を必要としている。収入の内訳では、寄付と補助金の割合が高い。

本年4月に多くの補助金が打ち切られたために、他の業者との競争等をして自ら収入を上げなければならない厳しい状況にある。

ヒアリングに付き添っていただいたCBSネットワークのアラン・ケイ氏は、補助金は、ソーシャル・エンタープライズについて議論する場合に非常に重要な項目になっていると指摘している。ソーシャル・エンタープライズが補助金を受けてサービスを提供する場合、カウンスルとの契約関係が強化されて、かえってソーシャル・エンタープライズの独立性が低下する恐れがあるとしている。

また、マクセンス社のように財政的に独立している例もあるが、多くのソーシャル・エンタープライズは補助金なしでやっていくことが難しい状況にあると指摘している。ソーシャル・エンタープライズはまだ歴史が浅く、弱い存在なので、総じて民間企業と競争できる状況にはない。そこで、ソーシャル・エンタープライズへの支援が必要になる。

しかし、EUの補助金が止まったら、それに合わせてつぶれてしまったソーシャル・エンタープライズも多々あったことから、事業体として継続してやっていくためには、財政的に独立していくことが必要であることを改めて認識したとしている。

エ) 開発トラスト

開発トラストについて、開発トラスト組合(DTA)のディレクターであるアンガス・ハーディ氏からの報告をもとに紹介する。

開発トラストは、地域コミュニティによる管理のもとに、できる限り補助金に頼らない独立、非営利の組織である。多くの開発トラストは、土地建物を購入し、その活用によって自らの収入を作り出し財政的に自立している。活動目標は、社会、経済、文化、環境面の課題を改善して、コミュニティや生活の質

を向上させることであるとしている。

開発トラストの考え方自体は古く、100年ぐらいの歴史がある。近年、開発トラストに対してコミュニティからだけでなく、政府からも関心が寄せられてきている。

開発トラストは、公的部門、民間部門が関与しない領域で活動している。また、起業家的性格を有しており、常に安全な状況にいるわけではなく、ときにはリスクを負うこともある。

開発トラストの活動がコミュニティにどのようなインパクトを与えるのかについて、3つの活動事例で紹介する。1つは、マール島の事例で、島に一軒しかなかった肉屋がつぶれ、また島にある屠殺場も経営的に苦しい状況にあった。そこで開発トラストがその肉屋を購入して、それをコミュニティの事業としてスタートさせた。村の人々は、その肉屋に自分たちの所有であるという意識を持って、よく利用するようになり、今では収益が上がり、雇用も増えている。屠殺場に関してもファーマーズコープの形で手に入れて、それをコープ形式で運営している。このように島内に食肉の地域内循環を生み出し、社会的、経済的に大きなインパクトをもたらした。

2つは、住宅が不足していた、あるコミュニティの事例である。かつて運行されていた鉄道の側にある鉄道職員用住宅が売りに出された。鉄道会社はハウジング・アソシエーションに売りがっていたが、そうなるとコミュニティの人々が確実に住める保証がなかった。そこでコミュニティが所有して、コミュニティの住民に提供するために、借入金と補助金で住宅を購入した。このプロジェクトによって、住民に住宅を貸し出すとともに、わずかではあるが雇用も生み出した。またこれを担保にしてお金を借りることも可能になった。

3つは、グラスゴーの貧困地域であるガバー

ンヒルの事例である。ここでは、零細企業のための低廉な仕事場のスペースが不足していた。使われていなかった古い教会があったので、その教会を購入して、その中を改装し、小さなオフィスを仕立てた。その賃貸収益で、運営費をまかない、またマネージャーに給料も支払っている。さらに、他の事業に発展することが可能になるまでになった。

開発トラストの活動に、共通する特徴はプラン、優先順位を持っていることや、リーダーシップが重要な要素となっていることである。

質疑において、開発トラストは、ソーシャル・エンタープライズの一つと考えられるが、フレームワークとしては広義に捉えられると指摘された。ソーシャル・エンタープライズとしての活動をしながら、ユースクラブ、環境保護、緑化運動など、いわゆるトレードにかかわらない活動もしている。ただし、ソーシャル・エンタープライズにかかる部分の取引活動で収益をあげて、その収益によって開発トラストの活動を持続可能にしている。

オ) ソーシャル・エンタープライズ・アカデミー

本組織について、ディレクターのジャッキー・スカット氏と教育を担当しているバーバラ・スコット氏から報告を受けた。本組織は、2003年に、スコットランドでソーシャル・エンタープライズを興し、成長を目指す者に対してソーシャル・エンタープライズがどのようなものを学ぶ場として、またプログラムを提供する場として、センスコットの支援を受けて開校した。それまで、スコットランドには、ソーシャル・エンタープライズを始める企業家を支援する施設はあったが、ソーシャル・エコノミーやソーシャル・エンタープライズがどのようなものを学ぶための施設はなかった。

本組織には、本部の他にスコットランド全域に何箇所かのセンターがある。本部では、チューターとコミュニケーションをとりながらプログラムを実施するとともに、受講生のフォローアップ、マーケティング、経理などを行っている。なお、ソーシャル・エンタープライズで働いている人が、月に1、2度くらい講習を受けて、チューターとしての役割を果たしている。

本組織のプログラムは、現場におけるリーダーシップやマネージメントを対象としており、すべて全国的な認証を受けている。プログラムは大体月に1、2回のコースで、受講者の仕事の内容に即したものですぐに役立つようになっている。具体的な内容は、1つは、ソーシャル・エンタープライズにおけるリーダーシップに関するプログラムである。これは12ヶ月に渡って行われる。縦割りになってしまう横のつながりがうまくいきにくい大きな組織のプロジェクトマネージャーに対して、このプログラムを提供している。2つはこれから事業を起こそうとしている人のためのもので、事業計画の作成など実践的な内容となっている。最後が、テイラーメイドのプログラムである。今までにやってきたプログラムの半分がテイラーメイドである。

ここでの学び方は、一般の学校とは違って、アクションラーニングという経験活動を通じたものである。月に1回程度、1クラス約10人が集まって各々が抱えている問題を出し合う。そしてみんなで話し合い解決の道を模索する。もちろんテーマに沿った内容のインプットを行うこともあるが、必ず現場での課題をどうするかということを念頭に置いたレッスンを行っている。受講生が自らを仕事から少し離して見直してみる、そして他の人と経験を共有する、そのことが更なる理解につながっていくことを目指している。このような学び

方によって、本当の意味での起業家が育つ土台を提供することができると考えている。

受講者は、事業を行っているか、少なくとも事業計画を立てている人などで、すでに事業にかかわっている人がほとんどである。特にリーダーシップのプログラムに関しては、慈善団体が企業体としての組織に移行するために利用するケースが多い。

修了生を対象にして調査を行ったところ、ほとんどの人が事業を行っていた。その中には、収益が講習を受ける前に比べて4倍くらいに増加している人もいる。また、修了生が本組織のアシスタントやチューターになったケースもある。

以上の事業は、補助金を受けずに、授業料による収益で運営している。授業料は、12カ月コースで2,000£ぐらいである。

(4) ソーシャル・エンタープライズの間支 援組織

英国では、ソーシャル・エンタープライズの設立・継続に係る各種の支援サービスを提供する中間支援組織が活躍している。一般に、中間支援組織とは、政府や民間の資源提供者とソーシャル・エンタープライズとの間の資源の仲介やソーシャル・エンタープライズ同士の交流・ネットワークの形成、そしてさまざまな事業支援を行なう支援組織の総称である。

以下、今回ヒアリングした中間支援組織について、その概要を紹介する。

ア) スコットランド・ソーシャル・エンター プライズ・コアリション (SSEC)

本組織の広報官であるジョン・モレニュー氏によれば、本組織は2002年に、会員制の組織として設立された。会員の中から選ばれる役員によって理事会が構成されている。会員の種類としては、正会員と準会員があって、

正会員には投票権がある。またイングランドのソーシャル・エンタープライズ・コアリションと姉妹関係にある。

本組織の主な事業として、スコットランドにあるソーシャル・エンタープライズのために、ロビイングやキャンペーン活動を行っている。ソーシャル・エンタープライズの必要性や利益を、政治家や政策決定者、世論形成者に対して訴え、また、ソーシャル・エンタープライズの価値や利益を高め、さらには、ソーシャル・エンタープライズの見解を発展させている。

これまでの実績としては、去年5月にロビイングとして、代議士との話し合いで意見を述べた。また、ソーシャル・エンタープライズのフェアを開催した。さらに、来年度にスコットランドで行われるスコットランド議会や地方議会の選挙が、ソーシャル・エンタープライズをアピールするチャンスであるため、これに合わせてマニフェストを作成した。そのマニフェストでは、ソーシャル・エンタープライズの役割を次の5つのポイントにまとめている。①経済成長、②公共サービスの質の改善、③地域の再開発、④人々の雇用や自立への支援、⑤ソーシャル・エンタープライズを持続可能なものにしていくこと、である。

今後は、一般の人々にソーシャル・エンタープライズを理解してもらうように努力していきたいとしている。

運営費に関しては、最初は、ロータリからの補助金でスタートしたが、今では、政府から、またはコミュニティ・スコットランド公社の補助金や会員からの会費によってまかなっている。

イ) CBS ネットワーク

本組織は、1981年に、慈善の有限責任保証会社として創設された。アラン・ケィ氏によ

れば、本組織の使命は、地域コミュニティが独立して、持続的に、生活の質の向上を目指すため、コミュニティが所有し、管理しているあらゆる種類の組織を育成することであるとされている。

現在の主な活動の1つは、社会会計や社会監査の促進・支援である。社会会計や社会監査は、簡単に言えば、説明責任を果たすために、組織の社会的、倫理的成果を測定し、報告することである。また、活動の2つは、前述のSSECの支援を通して、ソーシャル・エンタープライズの設立支援や、ソーシャル・エンタープライズの発展を促進させることである。なお、1980年代にCBSネットワークが行っていた活動の一部は、現在、センスコットやSSECへ移行されている。

会員数は約50で、その内訳は個人や、コミュニティグループ、コミュニティ・エンタープライズ、地方自治体、学者などである。会員向けに、常に情報の提供や、定期的な会報誌の発行を行っている。また、収入は、政府からの補助金は受けておらず、コンサルタントによって得る報酬である。

ウ) センスコット (SENSCOT)

本組織は1999年に設立されたソーシャル・エンタープライズを支援するボランティア組織である。事業としては、主に次の3つを行っている。その1つは、インターネットを活用した情報ネットワーキングである。最初は300のソーシャル・エンタープライズ等を対象としていたが、今では3,000ほどのものを対象として、ソーシャル・エンタープライズに関する各種の情報を、毎週、無料で提供している。Webサイトで、毎週4,000ぐらいのヒットがある。また、今までに、6,000の個人及び企業のデータベースを作成している。つまり、センスコットはサービスではなく情報を

提供している組織である。

2つは、ソーシャル・エンタープライズの各種団体が、公式ではないが、非公式の形で、センスコットの場に定期的集まって、話し合いを行っている。その目的は、地域における支援活動について話し合うことである。3つは、ソーシャル・エンタープライズの立ち上げを支援することである。設立時に、1年か2年の支援を行うことによって、企業が独立して一人歩きをしていくことを目標としている。また、こうした企業のネットワークを形成して、お互いに協力しながら、大きくなっていくことも目標としている。

運営資金は、コミュニティ・スコットランド公社からの補助金、EUのソーシャル・エンタープライズに関係のある基金からの資金提供、ビルの賃貸料などである。組織のサステナビリティを確立するために、補助金に依存するのではなくて、自分たちで収入源を確保していくという方針をもっている。

エ) 開発トラスト組合 (DTA Scotland)

本組織は2003年に設置された、会員制の組織である。会員には、2006年時点で、85の正会員と25の準会員がいる。また、イングランド、ウェールズの姉妹組織とネットワークを結び、全国規模のネットワークを構成している。

本部はエジンバラにあり、3人で運営している。主な活動は、次の3つである。①スコットランドにある既存の開発トラストがもっと効果的な活動をするように支援すること、②新たに立ちあがった開発トラストの成長を支援すること、③開発トラストの成果を政策決定者や政府に訴えたり、開発トラストの活動目的を支持するように働きかけたりすること、である。

具体的には、会員のための交流機会を作る

とともに、会員に対し様々な資源の提供も行っている。また、既存組織の充実やこれから立ち上がる組織のために、様々な専門的アドバイスなどを行っている。さらに、政府へのロビイングや交渉の役割も果たしている。

小さな組織であるので、会員が力を合わせることが大切であり、そのために、地域、全国規模の会合を持っている。

財源は、政府から50%、開発トラストから40%、民間団体から5%、事業収益5%となっており、将来は財政的に独立することを目標としている。

(5) 中央政府、スコットランド議会・自治政府のソーシャル・エンタープライズ支援策 ア) 中央政府

以上のようなソーシャル・エンタープライズの活動の活発化を背景にして、英国では、特に2000年以降、ソーシャル・エンタープライズを発展させるため、ソーシャル・エンタープライズの制度化と推進を図ってきている。中央政府は、2001年10月に貿易産業省(DTI)の中に社会的企業局を設置した。社会的企業局は『ソーシャル・エンタープライズ：成功のための戦略』というソーシャル・エンタープライズ育成のための戦略文書を2002年7月に公表している。

この戦略では、ソーシャル・エンタープライズについて次のような認識が示された。①その社会性ゆえによりよい公共サービスを提供する担い手になること、②失業者や障害者等の人々の社会参加を促し、地域住民が地域づくりに参加する環境づくりに大きな役割を果たすこと、③地域のソーシャル・エンタープライズ同士が連携・ネットワークすることを通じて地域経済を形成すること、④ビジネスとしても競争性、成長性の高いものであること、である。

この戦略は、次の3つの柱から構成されている。①規制や税および行政の支援枠組みを作り出すなどソーシャル・エンタープライズが活動しやすい環境づくりを行うこと、②マネージメント支援、資金調達や基金制度の充実などによって、ソーシャル・エンタープライズをより自立したビジネスとして成長させること、③ソーシャル・エンタープライズを調査し、成功事例をモデル化して認識を広めることによって、ソーシャル・エンタープライズの意義を明確化すること、である。

この戦略に基づいて、省庁横断的なソーシャル・エンタープライズ支援政策を推進している。その取り組みの1つとして、2005年7月にコミュニティ・インタレスト・カンパニー法人制度(CIC)が導入された。その目的は、①チャリティ法の現代化、②チャリティやソーシャル・エンタープライズに有効な法人形態の枠組みを改善すること、③社会的信頼確保のために運営上の説明責任や透明性を促進すること、である。

イ) スコットランド議会・自治政府

スコットランドでは、英国の中でも失業率が高く経済が衰退している地域を数多く有するため、貧困が非常に大きな問題となっている。なお、貧困は、EUの定義に従って、EUの平均所得の半分以下の所得水準である、としている。最近、失業率は低くなってきているが、特に、老人家族の中で、貧困に該当する数が非常に多い。失業、低所得、そして、生活環境の悪化、それがまた精神的な病にもつながって、悪循環の状況が生じている。スコットランド議会・自治政府も、中央政府のブレア政権と同じように、ソーシャル・エコノミー(ソーシャル・エンタープライズ)がサービスの提供や雇用機会の創出、さらには経済の成長において、重要な役割を果たして

いることを認知して、その支援策を取っている。なお、スコットランド議会は、1999年に、中央政府から外交防衛などを除く立法行政権が認められ、議院内閣制が取られている。

スコットランド議会・自治政府によるソーシャル・エンタープライズのための支援策について、コミュニティ・スコットランド公社のジェフ・ポープ氏からの報告をもとに、紹介する。

前述の「ソーシャル・エコノミーの振興政策に関するスコットランド自治政府の報告」に基づいて、「フューチャービルダー資金」を設けてソーシャル・エンタープライズ組織の設立、成長、継続を支援している。この資金は、コミュニティ・スコットランド公社によって管理されている。なお、コミュニティ・スコットランド公社は、住宅の提供やコミュニティ再生を所轄する行政機関で、最近ではコミュニティ・プランニングにかかわるとともにソーシャル・エンタープライズの支援を行っている。

この資金総額は、2年間（2004年～2006年）の予算で、18百万ポンドとなっている。この内訳は、①ソーシャル・エコノミー組織に直接投資する直接投資資金（16百万ポンド）、②ソーシャル・エコノミー組織で働いている管理者やスタッフが適切な訓練を受けるための費用にあてることができる訓練資金（1百万ポンド）、③様々な支援業務の有効性を高めるための支援プログラム（1百万ポンド）である。

この中の直接投資資金は、次の2つの分野に分かれる。1つは、中・大規模なソーシャル・エコノミー組織を対象に、その事業やサービス提供能力を開発するための補助金（12百万ポンド）である。一件あたりの額は、5万ポンドから10万ポンドまでの範囲となっている。もう1つは、新しくできた組織等を対象に、新たな発想を事業化するための補助金で、先行投資資

金（4百万ポンド）と称されている。

これらの資金には、共通して次の2つの選定基準がある。1つは、ギャップをなくするためのサービスを確実に提供できる組織であるということである。すなわち、スコットランドで一番恵まれない人たちに対してサービスを提供する組織を対象としている。2つは、独立し、持続可能な組織であるということである。

支援プログラムにおいては、主なものとして、新しいローカルなパートナーシップをつくるための支援を行っている。また、公的部門の入札に参加して、仕事を得ようとする組織への支援も行っている。たとえば、公的部門との契約を獲得していこうとする組織向けに、入札に参加するための手引書を、来年に出す予定である。

また、スコットランド議会は、2005年の5月に、ソーシャル・エンタープライズのための戦略をたてることに合意した。それを受けて、2006年6月に、戦略案が発表された。この戦略案では、次の5つの目標を設定している。①ソーシャル・エンタープライズのビジネスモデルを積極的に用いること、②ソーシャル・エンタープライズに対して、公的部門や民間の市場を開放していくこと、③ソーシャル・エンタープライズが補助金に頼ることなく運営できるよう、円滑に資金を調達できるような環境を整備していくこと、④民間企業と同様にソーシャル・エンタープライズのビジネスを支援することによって、ソーシャル・エンタープライズの商取引能力を育てること、⑤ソーシャル・エンタープライズが社会的な貢献ができるということを示していくこと、である。

この戦略案は、パブリックコメントを経て、2007年には確定される予定になっている。

質疑において、ソーシャル・エンタープラ

イズの支援策を評価するための数値目標を質問したところ、一つは、500のソーシャルエコノミー組織が、行政が重視しているサービスを提供することであるということであった。ただし、アウトカムを設定する上で、このセクターの統計データは整備されていないという課題があり、現在、データベースを構築しているとしている。また、ソーシャル・エンタープライズの活動の価値は、数値だけで測定できるものではなく、それ以外の価値も重要である。そうした観点から、組織が持つ価値を測定する方法の確立を目指しているということであった。

ウ) コーポラティブ・デベロップメント・スコットランド (CDS)

本組織について、最高経営責任者であるイアン・ヒューズ氏から報告を受けた。本組織は2006年にスコットランド自治政府によって設立された。本組織は、自らの理事会をもった、政府機関であるスコティッシュ・エンタープライズの付属組織である。本組織の使命は、スコットランドにあるコーポラティブ・エンタープライズの発展を支援・促進することである。

活動目標はコープの存在をもっと周知させることである。一般の人々にとってコープは商店のイメージが強いが、コープはソーシャル・エンタープライズのひとつと考えている。なお、スコットランドには426のコーポラティブ・共済組合があって、220億£の資産と2,100万人を超える会員を持っている。その年間売上高は40億£、雇用者数は約2万5千人であり、スコットランドの所得の5%を生み出している。

また、このようなコープの活動を支援し、発展させることも、活動目標としている。コープの立ち上げや、既存のコープの持続を支援

するために、自ら、また既存の機関と連携して活動している。さらに、コープの発展に向けて、新たなコープの事業機会について、本組織が間に入ったり直接支援したりしている。新たな事業機会は、スコットランド議会の意向に沿ったもので、エネルギーのプロジェクト特に風力発電に関すること、中心地からはなれた人に対しての小売サービスの充実、ハウジングの分野において、多くの人がITブロードバンドとのアクセスを持てるようにすることなどである。

本組織の財源は、スコティッシュ・エンタープライズからの補助金である。年間100万£の補助金が出ることになっている。

3. コミュニティ・プランニングについて

英国では、2000年自治体法の制定において、地方自治体が、地方自治体の最上位の計画として、環境・社会・経済の側面を統合的に実現する持続可能な開発を目標とする「コミュニティ戦略」を策定することが義務づけられた。1970-80年代に公共サービスの提供分野で導入されたパートナーシップ手法が公共政策の政策形成過程に拡大されて、「コミュニティ戦略」の策定は、地域の各主体（地方自治体、公的機関、民間企業、地域の住民団体、ボランティア団体等）によって構成される「地域戦略パートナーシップ」が行うこととされた。「地域戦略パートナーシップ」には、計画作成とともに、解決をするための具体的なプロジェクトを実施し、進捗状況を点検し、必要に応じプロジェクトを見直すという役割が課せられている。

スコットランドにおいても、2003年にLocal Government in Scotland Act という条例が通り、地方自治体にコミュニティ・プランニングが義務づけられた。コミュニティ・

プランニングは、次のように定義されている。「コミュニティと協働しながら、より効果的に、住民のニーズに応じたサービスを提供することによって、住民の生活の質を向上させるためのしくみやプロセス、行動を示すもの」である。また、コミュニティ・プランニングは、地方自治体を良くし、社会的包摂、市民参加のための指針を具体化する主要な機会になるとしている。

策定にあたっては、パートナーシップで行うことを基本としている。この背景には、地方自治体は、地域住民や地域の団体とともに、企画し、実施するのでなければ、有効なものになり得ないという認識がある。また、コミュニティ・プランニングは、地方自治体とコミュニティとの信頼関係にもとづくパートナーシップを通じて、ガバナンスの統治への移行をもたらす機会を提供するという期待がある。なお、ガバナンスとは、政府と社会が相互交渉、協力し、かかわり合いながら織りなす公共的集合的な意思形成や財・サービス提供である。

2003年に条例が通って3年たった現在におけるスコットランドでのコミュニティ・プランニングの実施状況や将来の展望について、コミュニティ・スコットランド公社のイアン・ミッチェル氏、ミッドロシアン・カウンシルのサァリィ・レイド氏、スターリング・コミュニティ・プランニング・パートナーシップのラサリー・ギャラガー氏、CBS ネットワークのアラン・タフ氏、各人から報告を受けた。以下では、その中で、パートナーシップ、一般市民の参加、計画の実施を取り上げて報告の概要を紹介する。

(1) パートナーシップ

現在、スコットランドにおいて32の地方自治体（29のユニタリー、3つの島嶼自治体）ごとにコミュニティ・パートナーシップが設

立されている。コミュニティ・スコットランド公社は、コミュニティ・プランニングの実施機関として、32のパートナーシップすべてに関わり合っている。その際、コミュニティ・スコットランド公社の立場は、パートナーであるとともに、行政としてのフレームワークを示す機関でもある。

パートナーシップを構成するメンバーは、警察、医療機関、コミュニティ・カウンシル、ボランティア団体などさまざまな団体からなるが、地域によって構成団体は異なっている。そのリーダー格は、地方自治体か、又はコミュニティにおける中心人物が担っている。運営のサポートは、地方自治体によって行われている。

コミュニティ・パートナーシップの実態を知る上で、英国政府が2003年3月に発表したパートナーシップの活動状況等についてのアンケート調査結果が参考になるとしている。その概要は、中島恵里氏によって以下のとおり紹介されている。引用すれば、多くの地域戦略パートナーシップは任意団体として10人から40人程度のメンバーで構成され、メンバーは、地方自治体の議員や職員、警察や福祉機関等の公的機関や、民間企業の代表として商工会議所や業界団体の代表、地域住民グループの代表などで構成されている。その構造としては、多くが、中心となる幹事機関を有し、行動を展開する分野ごとのサブグループや、地域ごとのフォーラムや、だれでも参加できる住民フォーラムなどで構成されている。

運営において、半数の地域戦略パートナーシップがスタッフを有しているが地方自治体からのサポートに依存している。財政面では、「近隣地区再生のための全国戦略」に基づく地域戦略パートナーシップは政府からの補助金が出るものの、それ以外の地域戦略パートナーシップは国からの支援は特段拠出されて

いない。

地域戦略パートナーシップの活動上の課題としては、いかに数多くの地域住民等の参加・行動を進めるか、地域戦略パートナーシップのメンバーが、コミュニティ戦略自らの行動指針として捉え、実施するか等があげられている。また、議会民主主義とのきしみが生じていることもあげられている。

一方、パートナーシップの効果としては、ネットワークの構築、セクター間の相互理解の進展、地域住民の社会参加の進展、地域の課題の解決とその解決に向けた行動の必要性の認識の共有化があげられている。

スコットランドにおいて、条例が通って3年たった今、各組織がパートナーシップの現状についてどのように認識しているのかを紹介する。コミュニティ・スコットランド公社のイアン・ミッチェル氏は、コミュニティ・パートナーシップについて、伝統的に強い力をもっているカウンシルは、パートナーシップに懐疑的であるために、横のつながりがうまくいかなることがあるとしている。そこで、自治政府・地方自治体とコミュニティとの信頼関係を築いていくことが不可欠であるとしている。また、公的機関が縦割りになっているために、各公的機関が組織の壁を越えて連携しあうことが難しい場合もあるとしている。

コミュニティ・スコットランド公社は、公的機関間やコミュニティとのコミュニケーションを良くすることに努力をはらっているとしている。その一方で、すべてを、パートナーシップでやる必要がないのではないかと指摘している。

グラスゴーとエジンバラの中間近くに位置するスターリング・カウンシルにおけるコミュニティ・プランニング・パートナーシップのメンバーであるラサリー・ギャラガー氏は、

コミュニティ・プランニングの経験を通じて、公的機関、市民それぞれが分かれている目的の達成は難しく、信頼関係を築いて協力関係を持つことがいかに重要であるかということ認識したとしている。また、パートナーシップの運営において、地方自治体が慎重であるため、時間を要することが多いとしている。やはり、上層部のリーダーシップが重要な役割を果たすことになる指摘している。

また、CBS ネットワークのディレクターの1人であるアラン・タフ氏は、スターリングではパートナーシップがうまく機能していると指摘している。また、スターリングでは、ローカル・コミュニティに大きな変化が起これるときには、プランニングに権限を持つ議会と話し合いを行うが、パートナーシップの決定事項に対しては、議員が介入しないという関係を今まで長い時間をかけて作り上げてきたとしている。一方、スコットランドの多くの地域では行政主導であると指摘している。

以上のように、英国においてパートナーシップ政策が10年以上進められてきた現在でも、地域レベルで数多くの主体がその意義を理解し、実践につなげていくための仕組みが模索されている。また、既存の地域行政体質の変革を図っていくことも求められている。

(2) 一般市民の参加

コミュニティ・プランニングにおいて、パートナーシップに様々な地域の団体が参加するとともに、一般市民を取り込むことが必要であると指摘されている。公正な社会を建設する上で、コミュニティの人々を巻き込み、話しあって、そして将来を見据えることが重要であるとしている。

一般市民の参加手法について、ミッドロシアン・カウンシルでは、年1度のコミュニティ・カンファレンスとして、一般市民または各セ

クターの代表者が集まる会合を持っている。また年3回の1,000人を対象とした調査も行っている。この1,000人はコミュニティを代表する人たちである。また、格差を埋めるための試みとして、黒人などのマイノリティの人々に対しても調査を行っている。このような取り組みによって、コミュニティ・プランニングと地域の人々との関係づくりを促している。

また、アラン・タフ氏から、ローカル・コミュニティ・プランニングにおける住民の参加や協働を確保する手法について報告を受けた。アラン・タフ氏は、100人から3,000, 4,000人規模の小さなコミュニティとそのステイクホルダーが参加するローカル・コミュニティ・プランニングを10年間支援している。

ローカル・コミュニティ・プランニングでは、まず優先的に取り組むべき課題を選定し、つぎにそれぞれの課題ごとに目標、優先事項を設定して、さらに課題を解決するための行動と提案を整理する。

この策定過程において、まず、コミュニティの中でも影響力の大きいキーパーソン（小規模のコミュニティでは、10～15人）に、どういったコミュニティを目指すべきかという質問をする。それに基づいて状況のプロファイル、

ファクトファインディングを行う。また、コミュニティのすべての人に意思表示する機会を持ってもらうために、コミュニティの全戸にインタビューを行っている。インタビューでは、次の4つの質問（「このコミュニティで好ましいと思うことは？」、「好ましくないと思うことは？」、「何によってコミュニティが良くなるのか？」、「優先順位はどうなるか？」）をしている。

次に、以上の結果をもとに、コミュニティでワークショップ等を行ないながら、コミュニティの課題や住民のニーズ、地域資源を明らかにし、さらに解決策を作り上げていく。このようにして明らかにされた課題を解決するための行動や提案を盛り込んだ報告書を作成し、コミュニティの全戸に配布される。また、この報告書を公的機関へ提出する。これが、いわばコミュニティとの契約書となる。

このように計画策定のすべての過程において、住民が関与する形で行っている。そのことによって、より多くの住民にまちづくりへの関心を喚起し、さらには解決のための行動を促すことになるとしている。また、現在、地方選挙の投票率が低下傾向にあり、国民の政治不信、主権者意識の欠如が指摘される中で、民主主義の活性化をもたらすことも期待されている。

また、計画策定において、政府や地方自治体との協力も重要であるとしている。そのことが、コミュニティに、内に目を向けさせる良い機会になるとしている。

以上のことから、コミュニティ・プランニングにおいて、成果物である計画の内容よりも、策定過程に数多くの住民を巻き込むことが重要であると指摘されている。

(3) 計画の実施

計画することは簡単であるが、実際にこれ



ローカル・コミュニティ・プランの事例

を実施することは、難しいことであると指摘された。計画をつくって終わりというのが、これまでの多くの失敗例であるとしている。

以下、ミッドロシアン・カウンシルでの報告を紹介する。パートナーシップ組織の中に3つのテーマごとにグループが設置されており、そのグループが計画を策定し、それを自らの行動指針として捉えて実践している。また、実施にあたって、ソーシャル・エンタープライズの役割が期待されている。

行政は、コミュニティ計画の中で地域の課題解決の優先順位が打ち出されたので、どういう形で実施していくのかを検討している段階にある。このプロセスにおいても、一人でも多くのコミュニティの人がかかわることが大切であるとしている。

また、実施のプロセスの段階で、監査官の評価がある。11月の中旬に、総合的な監査が行われる。その結果を基に、どのような成果が得られたかについて、行政とコミュニティそれぞれの査定が行われる。

その一方で、「近隣地区再生のための全国戦略」に基いていないパートナーシップ組織は計画の実施のための予算を持っていない。構成メンバーである各公的機関が、それぞれ持っている予算で個別に実施している。パートナーシップ組織に財源がないと、計画自体が、絵に描いた餅になってしまう恐れがある。理想論としては、パートナーシップ組織で予算を組めればよいが、その実現はかなり先になるであろうと指摘している。

4. おわりに

これまで紹介してきたように、「第2回神戸・スコットランド地域計画セミナー」へ出席して、英国・スコットランドにおいてブレア政権以降のソーシャル・エンタープライズ

の育成策を追い風に成長しているソーシャル・エンタープライズや、コミュニティ・プランニングの取り組みについて、初歩的な誤解をしているかもしれないが、それぞれの実態を垣間見ることができたと思う。

英国において、ソーシャル・エンタープライズには経済システム全体を変革することは必ずしも期待されていないが、特定のコミュニティの社会的排除問題の解決には有効であるとみなされている。

英国政府・スコットランド自治政府は、社会的目的をもって、補助金に過度に依存せず自立して活動するソーシャル・エンタープライズの企業家精神に期待して、21世紀に入ってソーシャル・エンタープライズの発展を支援する経済的、社会的、法的な枠組みを整えてきた。この英国政府の取り組みは、我が国のソーシャル・エンタープライズの促進策を考える上で、参考になると考える。

もちろん英国・スコットランドと我が国とは、その歴史・風土・国民性や市民社会のあり方、政府・政治システム、都市の性格などいずれも大きな違いがあり同一視はできない。

しかし、我が国でも、近年、人口減少社会時代の到来、行財政改革・地方分権の進展などの中で、ニート・フリーターを始めとした雇用不安の拡大や「格差社会」を巡る議論の活発化など、英国と共通した課題が顕在化してきている。一方、非営利セクターにおいて、財政制約を受けて補助金を主要な財源として期待することが困難になってきている。また、神戸市では、阪神・淡路大震災から10年を迎えるにあたり、2003年度に実施された「復興の総括・検証」において、「震災以降に芽生えたコミュニティ・ビジネスの広がりを生かして、より自立した社会起業家が輩出される環境を整えること。」と提言されている。

このことから、ソーシャル・エンタープライズ育成のための支援制度・政策の点で英国と大きな開きがある我が国において、英国・スコットランドにおけるソーシャル・エンタープライズの推進に向けた取り組みに学ぶところが多いといえる。

また、英国では、ソーシャル・エンタープライズとともに、パートナーシップによるコミュニティ・プランの策定・実施は、社会的包摂や地域再生など公正な社会の実現に役立つものと考えられている。スコットランドのコミュニティ・プランニングは、我が国の地方自治体の総合計画に対応するものであると考えられる。コミュニティ・プランニングにおいて、地方自治体、公的機関、民間企業の代表、地域住民グループの代表などによって構成されるパートナーシップの取り組みが進展していけば、ローカル・ガバナンスにつながっていく可能性がある点に注目したい。

最後に、今回のセミナーを主催されたCBS ネットワークのアラン・ケイ氏、兵庫県立大学経済経営研究所長の井内善臣教授、同大学経済学部の加藤恵正教授をはじめ、ご報告いただいた方々やセミナーに参加された方々に、厚くお礼を申し上げる。

主要参考文献

- 井内善臣、加藤恵正、池田潔、和田真理子、橋間智博、尾崎喜隆『研究資料 No.210 地域計画と社会企業：公正な社会を求めて』兵庫県立大学経済経営研究所、2007年3月
- 大室悦賀、谷本寛治「イギリスにおけるソーシャル・エンタープライズと市場社会」谷本寛治編著『ソーシャル・エンタープライズ』中央経済社、2006年2月
- 財団法人 自治体国際化協会『英国の地方自治』2003年1月
- 財団法人 生協総合研究所『生協創総研レポートNO48 社会的企業とは何かーイギリスにおけるサード・セクター組織の新潮流』2005年11月

- 櫻井常矢「イギリスのコミュニティ政策と自立支援」山田晴義編著『コミュニティの自立と経営』ぎょうせい、2006年8月
- 塚本一郎「NPO と社会的企業」塚本一郎他編著『NPO と新しい社会デザイン』同文館出版、2004年12月
- 成川秀明「英国／スコットランドのソーシャル・エンタープライズの現状と特色」財団法人 国際労働財団『コミュニティ・ビジネスによる雇用創出に係る国内外の好事例』2005年3月
- 中島恵里「英国等におけるコミュニティガバナンス」川崎健次編著『環境マネジメントとまちづくり』学芸出版社、2004年8月
- 中島恵里「英国での歴史的背景とソーシャルエコノミーの考え方」炭谷茂他編著『ソーシャルインクルージョンと社会起業の役割』ぎょうせい、2004年12月
- 中島恵里『英国の持続可能な地域づくり』学芸出版社、2005年7月
- 宮崎徹「社会的経済の可能性」坪郷實編『参加ガバナンス』日本評論社、2006年11月
- 山口二郎『ブレア時代のイギリス』岩波新書、2005年11月
- Communities Scotland “Implementing Community Planning—building for the future of local governance” November 2004
- John Pearce “Social Enterprise in Anytown” 2003
- Scottish Executive “A Review of the Scottish Executive’s Policies to promote the Social Economy” January 2003
- Scottish Executive “Futurebuilders Scotland investing in the Social Economy” 2004
- UK DTI “Social Enterprise : a Strategy for Success” July 2002



コミュニティ・エンタープライズとしてバスサービスを営むトランス・ファイフ

新修 神戸市史

最新刊 第9巻

「行政編Ⅲ 都市の整備」 好評発売中

A 5判 全800ページ 上製本箱入り 定価6,000円（税込み・送料別）

- 構成**
- 第1章 都市計画法以前の都市基盤整備
 - 第2章 近代都市の基盤整備の展開
 - 第3章 戦災復興
 - 第4章 都市計画と開発の展開
 - 第5章 海面埋立と六甲山のトンネル
 - 第6章 ポートアイランドと六甲アイランド
 - 第7章 西神・北神地域開発
 - 第8章 都市の再開発
 - 第9章 橋と空港
 - 第10章 イベントと都市の整備

内 容

明治期から平成初めまでの神戸の「都市の整備」。そこには、大水害・戦災など過去幾多の大災害に見舞われながら、そのたびに不死鳥のように立ち上がってきた姿がある。

幕末の開港以降、外国人居留地などの先進的な都市整備、港湾整備などの大事業を経て、日本一の大港湾都市に発展した神戸。しかし戦災で市街地の大半を焼かれた中から立ち上がり、戦災復興土地地区画整理、西北神を含む全市的な都市整備、「山、海へ行く」といわれた公共開発など、災害を乗り越え、六甲山の迫った地形を活かした都市整備への数々の挑戦。

先人のたゆまぬ努力を通して神戸の「都市の整備」の歴史のあらましを知る。これからのまちづくりを考えるための必読の一書。

既 刊 好評発売中（定価は税込み）

「歴史編Ⅰ自然・考古」, 「産業経済編Ⅰ第1次産業」, 「歴史編Ⅲ近世」, 「歴史編Ⅳ近代・現代」(以上定価各5,000円), 「産業経済編Ⅱ第2次産業」, 「行政編Ⅰ市政のしくみ」, 「行政編Ⅱくらしと行政」, 「産業経済編Ⅱ第2次産業」, 「行政編Ⅲ都市の整備」(最新刊)(以上定価各6,000円)

◎市史の詳細・目次は 神戸市文書館ホームページをご参照ください

<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/06/014/kankoubutu/kankoubutu.html>

発 行 神戸市 新修神戸市史編集室（神戸市文書館内）

☎651-0056 神戸市中央区熊内町1-8-21 ☎078(232)3437 Fax078(232)3840

申込先 田中印刷出版(株)内 みるめ書房

☎657-0845 神戸市灘区岩屋中町3-1-4 ☎078(871)0551 Fax078(871)0554

主要書店にても好評発売中

『交詢社兵神支社』

— 明治10年代開港場神戸の都市経営を担った人々

神戸大学文学部教授 奥村 弘

『交詢社兵神支社』研究の重要性

明治一三年一月、慶應義塾関係者千八百名あまりで結成された交詢社^{こうじゆんしゃ}は、翌年四月の大会で全国で初めての支社を神戸に設置した。支社員は凡そ五〇名程度、その名称は、兵庫津と開港場神戸を総称する「兵神」という言葉による。交詢社は、結社の目的を「知識の交換」と「世務の諮詢」とする。政治的な変革を直接目指す「政党」ではなく、個人が互いに知識を交換し、世間の様々な情報を集めて議論する「社交団体」を作り、社会の担い手たる市民を育成するという福沢諭吉の構想に基づくものであった。支社設置は、市民育成の具体的な場を交詢社がはじめて持ったことを意味するのであり、『兵神支社』の分析は、神戸の考察のみならず、福沢系知識人の市民社会構想、近代日本の市民社会を具体的に考える上でも欠かせないものである。

ところが兵神支社の研究は、一九八〇年代半ばまでほとんどなかった。交詢社中央が発行する『交詢雑誌』以外まとまった史料がなく、交詢社系の『神戸新報』も明治一五年前半を除いてほとんど残っていないこと、自由党系の政党分析が主流を占め、改進黨につながる交詢社系の運動が注目されていなかったことなどが、その理由である。最近、新修神戸市史や、三田市史の編纂の中で、概略がわかり始めてきたというのが現況である。

神戸の都市運営を担う人々の団体としての『兵神支社』

交詢社設立時の神戸区（開港場神戸と近世以来の兵庫津を含む地域）の社員には、県令森岡昌純以下、県の上級官僚や郡長、警察官僚、神戸、兵庫の大商人、三菱関係者、県会

議員、神戸新報の関係者等、開港場として拡大していく神戸の都市運営を様々な分野で担う人々が名前を連ねていた（詳細は『新修神戸市史歴史編Ⅳ「近代・現代」』の55頁の表4参照）。明治一三年当時、すでに交詢社に結集する人脈が神戸の都市運営と関係して広範に形成されていたことがわかるのであるが、その要に福沢がいた。

その中に旧三田藩主九鬼隆義と、幕末維新期に藩政を担っていた白州退蔵の名前がある。旧幕以来、九鬼と福沢の間には緊密な交流関係があった。『福沢諭吉書簡集』には、明治二年一一月からわずか一年三ヶ月間に、九鬼宛の書簡一〇通が収められている。ここで福沢は、三田藩の改革について様々な意見を述べている。九鬼や白州、小寺泰次郎（長男小寺謙吉は、第二次大戦後神戸市長）らは、明治5年神戸で志摩三商会を開業、貿易業に乗り出していく。その直前、福沢は三田を訪問、九鬼らと懇談を重ねており、かれらが神戸で外国貿易を始めるにあたって助言を仰いだようである。

神戸の代表的な政治家である鹿島秀磨も慶応系であった。秀磨は、明治7年に慶應義塾に入塾し、本科を卒業した。明治一一年には洲本中学校の校長、明治一三年、白川敏儒らと神戸で神戸新報を発刊、神戸商業学校等の校務を掌握した。その後、政府による弾圧を受けるが、神戸市を基盤とし、明治二三年、神戸から第一回の総選挙に出馬し当選、大正期まで一貫して改進黨系の会派の幹部であった。福沢は、秀磨に一目置いており、神戸市文書館所蔵『鹿島秀磨文書』にも福沢からの書簡が残されている。秀磨もまた福沢死去の際、人材育成や民権拡大の功績を称え、死を悼んだ漢詩を残した。

県の高官がおしなべて交詢社員であったことには、森岡昌純県令の県政運営によるところが大きい。兵庫県は、開港場神戸を運営するという特殊な位置づけを持つ組織であった。廃藩置県後、知事には、幕府の学問所の頭取であった神田孝平が任命された。神田が明治九年に転出したのち、薩摩藩出身の森岡が県令となった。森岡は、開港場神戸を運営するための人材を慶応義塾に頼った。県勸業課長に慶応出身の牛場卓蔵を任命、さらに福沢に推薦された甲斐織衛ら三名の慶応出身者を教師として明治一〇年に商法講習所を設立した。甲斐は、明治一二年に兵庫商法会議所の会頭となり、神戸、兵庫の商人を組織していった。これが大商人に交詢社員が多い理由である。牛場転出後には、福沢門人の本山彦一（のち大阪毎日新聞の社主）が、学務課長兼勸業課長として、教育勸業を一手に担った。本山や甲斐によって県庁上層部が交詢社員となるとともに、教育においても福沢系の力が強まった。神戸師範学校では、毎週土曜日に演説会が開催され、多いときには学外の市民も含め二〇〇名をこえる聴衆を集めていた。

地方自治と憲法構想の提起

神戸の交詢社員の関心事の一つは「地方自治」であった。交詢社は設立以降、交詢雑誌で地方自治を積極的に取り上げた。その契機は、鹿島や白川らの東京の社員に対する地方自治についての質問から始まった。地方自治の問題を議論した地方長官（知事や県令）の会議が東京で終わった直後、明治13年3月、交詢社は社としてはじめて演説会を東京で開催するが、これは鹿島らの質問に答えるという形で行われた。弁士は、箕浦勝人（のち郵便報知新聞社長、逓信大臣）、矢野文雄（のち改進黨幹部）など当時を代表する慶応系の知識人であった。

神戸の交詢社員たちが地方自治に強い関心をもった背景には、この地域が近世においてすでに高度な自治的地域運営が展開していたこと、廃藩置県後、県がこれを活用してきたことにある。彼らは、明治政府がはじめて全国法令で認めた地方議会である府県会（明治

一二年開設）での活動を通して地方自治を発展させようとした。郡や町村を自治体として確立するという建議を連年提出し、明治一五年には、県令の公選を全国に先駆けて建議した。明治一四年七月には、交詢社の憲法草案を参考にして、地方自治を基礎としその上に国家を建築するという構想による憲法草案『国憲私考』を独自に作り上げた。さらに明治一四年には、財政構造が他と著しく異なる神戸区を郡部から切り離し、府県会に独自に区部会を置いて神戸区のみの方の費用の負担と支出を議論することを政府に認めさせた。これは、神戸市会の源流をなすものである。

おわりに

このように兵神支社の人々は、地方自治の基本理念を神戸という具体的な場をとおして提起していった。その担い手は、資産もしくは知識を持つものに限定されていたが、この構想が、具体的な地域運営の中で提起されたことは注目すべきことである。

この構想はそのまま実現されず、理念的には、地方自治を国家への義務と位置づける大日本帝国憲法と明治地方自治制による体制へと大きく変化する。また本山や鹿島らも、一〇年代後半には弾圧を受け、活動が困難となった。しかし神戸で具体的に示された地方自治のあり方を政府は完全に無視することは出来なかった。また本山は言論人として、鹿島は政治家として近代日本社会形成に大きな役割を持ち続けた。明治後期から大正期の神戸の都市社会と彼らの動向は、この明治前期の経験抜きには語り得ないものである。

（参考文献）

- ・奥村弘「兵庫県における改進黨系政治運動の展開」（『神戸市史紀要神戸の歴史』第二〇号、平成二年）
- ・新修神戸市史編纂委員会編『新修神戸市史』歴史編Ⅳ 近代・現代（平成六年）
- ・鈴木正幸、布川清司、藤井 讓治『兵庫県の教育史』（思文閣出版、平成六年）
- ・三田市史編さん委員会編『三田市史』第5巻近代資料1（平成一五年）

■ 地方自治法改正（平成18年）の概要

平成18年5月に地方自治法の一部を改正する法律が成立した。今回の改正は、第28次地方制度調査会答申「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」の内容を受けたものである。改正の概要は以下のとおりである。①自治体のトップマネジメント体制を強化するため、助役等が長からの委任に基づき自らの権限と責任に基づいて事務を執行することとし、その役割を適切に表すため「助役」を「副市長」の名称に変える等とした。②出納事務の電算化進展等により必ずしも特別職が存在しなくても適正な会計事務が可能になってきたことから出納長・収入役制度を廃止した。③実態にあわな戦前の公務員制度（官公吏と雇庸人の区分）に由来する「吏員」と「その他の職員」の区分を廃止するほか、自治体事務の複雑化・多様化により明確に区分することが困難になった「事務」「技術」の区分についても廃止し、「職員」に一本化することとした。④自治体の自己決定権と自己責任の拡大によりこれまで以上に公正で効率的な自治体運営が求められることから、従前以上に重要性を増す監査機能の充実を図るため監査委員の定数を条例で増加させることを可能とした。⑤財務に関する制度の見直しが行われた。クレジットによる決済が一般的に普及してきたのを受けてクレジットによる公金の納付についての規定が新たに設けられた。そのほか、自治体所有の有価証券の信託を可能としたり行政財産の貸

付範囲が拡大された。⑥自治体に新たに事務又は負担を義務づける施策を立案する場合により適切な制度を構築するため、地方六団体に對し事前に情報提供することを制度化した。⑦地方議会の自主性・自律性の拡大を図る観点から、議長に臨時会の招集請求権の付与（請求があった場合、長が20日以内に臨時会を招集）、議員の複数の常任委員会への所属制限の廃止、閉会中に議長の指名による常任委員等の選任、委員会への議案提出権付与、学識経験者等の専門的知見の審議等への活用等について新たに規定を設けた。⑧比較的大規模な自治体への権限委譲を促進するため人口30万人以上50万人未満の市の中核市の指定に関する面積要件を廃止した。指定要件の見直しにより兵庫県では西宮市、尼崎市が中核市の要件を満たすこととなる。⑨長期間に及ぶ派遣職員が増加している現実を踏まえ、退職手当について協定により派遣先が全部又は一部を負担することができる規定を設けた。なお施行については各項目によって異なるが、例えば現在の助役については平成19年4月1日に副市町村長として選任されたとみなしたり、議会制度、財務制度の見直し等は政令で定める日（平成18年11月24日）とされた。なお、上記の法改正以外に地方制度調査会では、道州制のあり方に関する答申も行っており（平成18年2月28日）、今後、特区制度での運用が始まる北海道での実績なども見ながら、本格的な制度導入が検討されることとなる。

■ 観光立国推進基本法

観光は、地域経済の活性化、雇用の機会の増大等国民経済のあらゆる領域にわたりその発展に寄与するとともに、健康の増進、潤いのある豊かな生活環境の創造等を通じて国民生活の安定向上に貢献するものである。また、国際相互理解を増進するものでもある。

このように観光は、豊かな国民生活の実現と国際社会での名誉ある地位の確立に極めて重要な役割を担っていくものであり、観光立国を実現し、それを持続的に発展させていくことは、わが国の発展のために不可欠な重要課題である。

しかしながら、観光立国の実現に向けた環境の整備は、不十分な状態である。また、観光旅行客の需要の高度化、観光旅行の形態の多様化、国際競争の一層の激化等諸情勢への対応は十分に行われてはいない。さらに、外国人観光旅行客数等の状況もわが国が国際社会に占める地位からするとふさわしいものとはなっていない。

このような状況に適切に対応し、観光立国実現のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、観光立国推進基本法が平成19年1月1日に施行された。

同法は、昭和38年に成立した観光基本法の43年ぶりの全面改正であり、制定の目的、観光立国の実現に関する施策の基本理念、国・地方公共団体の責務、住民の役割、観光事業者の努力に加え、観光立国推進基本計画の策定、基本的施策などについて規定している。

基本計画は、観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針、観光立国の実現に関する目標とあわせ、観光立国の実現に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策などを盛り込むこととなっており、自治体や関係団体の意見も踏まえ5～6月ごろに策定される予定である。

具体的には、基本的施策として規定されている「国際競争力の高い魅力ある観光地の形成」「観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成」「国際観光の振興」「観光旅行の促進のための環境整備」について、国・地方公共団体・住民・事業者等による相互連携のもと観光立国の実現に取り組んでいき、「住んでよし、訪れてよしの国づくり」を推進していくこととなる。

■ 建築士法等の改正

平成17年11月以降相次いで明らかになった構造計算書偽装問題等を踏まえ、建築物の安全性の確保及び建築士制度に対する国民の信頼の回復を図るため、平成18年12月建築士法等が改正された。平成18年6月に、構造計算適合性判定の導入や指定確認検査機関の適正化などを盛り込んだ建築基準法等の改正に続く第2弾の改正である。

最大の特徴は、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士の新設である。その資格要件は、一級建築士として構造設計、設備設計の業務に5年以上従事し、指定の講習を修了した者となっている。対象建築物は、構造設計が鉄筋コンクリート造高さ20m超、鉄骨造4階建て以上、木造高さ13m超又は軒高9m超等の建築物、設備設計が3階建て以上かつ床面積5,000㎡超の建築物である。これらの建築物については、資格者自らが設計するか、あるいは資格者以外が設計した場合は、資格者による関係規定への適合の確認が必要となる。この手続きがなされていないものについては建築確認が受理されない。高度な専門能力を有する建築士により、構造設計、設備設計の適正化を図るものである。

また、小規模木造住宅等において、建築士が設計・工

事監理したものは、建築確認の際、現在は構造関係規定の審査が省略されているが、法改正後も引き続き省略されるのは、専門能力を有する建築士のみに限定されることになる。

さらに改正では、建築士試験の受験資格が見直される。学歴要件について、これまで所定の学科の卒業が必要とされていたものが、大臣の指定する一定の科目の履修が必要というかたちに変更となる。実務経験についても、改正後は原則として設計・工事監理業務に関するものに限定される。

また、建築士事務所に所属する建築士の定期講習受講の義務付けや、設計・工事監理契約締結前の管理建築士等による重要事項の説明及び書面による確認の義務付け、顔写真入り携帯用免許証の交付、建築士事務所以外への再委託の禁止、分譲マンション等の一定の建築物の設計等についての一括再委託の禁止などが盛り込まれている。

今後、政省令が改正されるとともに、資格や講習会等の準備が進められ、主として公布後2年以内に施行される。

■ 信託法改正

事業信託・自己信託などを盛り込んだ改正信託法が平成18年12月15日に公布された。(施行日は公布日から1年6月以内で政令で別途定められる。)信託とは、財産の所有者(委託者)が信頼できる相手(受託者)に一定の目的に従ってその財産の管理・処分を委ね、収益を受託者に取得させる仕組みである。所有権が受託者に移ることで機動的な財産処分を図るものであるが、社会・経済活動の多様化に伴い、本法制定(大正11年)当時には想定されていなかった形態でも活用されるようになったことから、(1)受託者の義務等の合理化、(2)受託者の権利行使規律の整備、(3)多様な信託の利用形態に対応するための制度の法的整備、が制定以来初の抜本改正として行われたものである。

(1)受託者の義務については、信託業者規制の観点から成立した旧法に多い強行法規を見直し、善管注意義務、忠実義務、分別管理義務、自己執行義務について、一定の任意規定化が図られた。

(2)受益者権利の行使については、その実効性・機動性を高めるため、受益者が複数の場合の意思決定方法を多数決も可能にするなどの規定整備が図られた。

(3)信託制度の多様化については、(ア)信託の併合・分割制度や(イ)受益権の有価証券化(受益証券発行信託)に関する規定の整備、(ウ)自己信託(信託宣言ともいう)、目的信託、限定責任信託という新たな信託類型が認められたほか、財産の信託と併せて債務の引受をすることができる旨の規定が置かれたことから、企業が事業そのものを信託の対象とする事業信託が可能になったと言われる。

中でも、①事業信託は、成長が見込まれる事業部門を信託し、収益を裏付けとした受益権の販売による資金調達が可能になることで、事業再編や他社提携の活発化が期待されている。②自己信託は、企業や個人が財産を自分に信託することを認めるもので、企業が自社に信託した事業への収益を担保に投資家に販売することで、例えば独自技術を持つ中小企業が社債発行によらずに容易に低コストでの資金調達が可能になることなどが期待される一方、債権者からの強制執行などを免れる目的で資産切り離しに悪用される懸念もあり、公正証書作成を要件とするなどの規定整備も行われたが、周知期間として法施行から解禁が1年間凍結されることとなった。③目的信託は、財産の使途だけを定め、受益者の定めのない(受託者に決定を任せる)信託で、これまで公益目的に限定されていたものを一般的に認めることとし、存続期間(20年)や当面は受託者の資格を政令要件とするなど濫用防止のための制限が設けられたが、資産の流動化のほか、個人の遺産処分、企業の地域貢献活動などへの活用も期待されている。

他の法制度との整合性についてはなお不透明な部分を残しているとの指摘がある。特に今回改正の対象外となった公益信託制度については衆参両議院とも、公益法人と社会的に同様の機能を営むものであることから、主務官庁制の廃止等の公益法人制度改革の趣旨と整合性のとれた制度とするよう、遅滞なく見直しを行うことと付帯決議しており、今後の動向が注目される。

■ 住民基本台帳ネットワーク訴訟問題

行政事務の効率化、住民サービスの向上等を目的として平成15年8月に導入された「住民基本台帳ネットワーク（以下、「住基ネット」という）」は、全ての国民を11桁の「住民票コード」で表すとともに、氏名・生年月日・性別・住所の「本人確認情報」を登録している。ネットワーク導入時点からシステムの安全性への疑問による情報流出や国民総背番号制につながり行政による国民への管理が強まるのではないかとする懸念等から賛否両論があった。自治体の一部も、システムの安全性や個人情報保護法制の不備を理由に住基ネットに接続しなかったり、自己情報コントロール権（憲法で保障されるプライバシー権を構成する権利の1つ）尊重の観点から住基ネットに登録することを住民1人1人の選択に任せる制度（市民選択制度）を導入した自治体も現れた。そうした状況の中で、各地でネットワーク導入に対する訴訟が提起された。代表的な訴訟としては、①大阪府内の住民が住基ネットへの接続等により人格権等が侵害されたとする損害賠償請求訴訟、②石川県内の住民が本人確認情報の削除、損害賠償請求を求めた訴訟がある。①については大阪地裁で原告全面敗訴を受けた大阪高裁の判決で、明示的に住基ネットの運用を拒否している住民の情報を登録することは自己情報コントロール権を侵害するものであり憲法13条に違反するとし住民票コードの削除を行うことを関係自治体に命じた。一方②については、金沢地裁で原

告一部勝訴（本人確認情報の提供差し止め、削除）を受けた名古屋高裁金沢支部の判決で、原告全面敗訴の判断が下されるなど、高裁レベルでも判断が分かれることとなった。主な論点は、「憲法13条に反するか否か」である。大阪高裁判決では「住民のプライバシーないし私生活上の平穩が侵害される具体的危険がある場合は正当な行政目的の実現手段として合理性のないものとして自己情報コントロール権を侵害する」としており、一方名古屋高裁判決では「公権力が正当な理由に基づき相当な方法によって本人確認情報を収集・管理・利用することは公共の福祉による個人情報保護の制限として許され憲法に違反しない」と解している。両訴訟とも最高裁に上告されており判断待ちであるが、少なくとも名古屋高裁が示した本人確認情報の「正当な理由」や「相当な方法」の精緻化と憲法への適合性は検証する必要があると考えられる。なお、大阪高裁訴訟の被告の1自治体であった箕面市は判決を受け入れ上告を断念し原告の住民票コードを削除する義務を負うこととなったが、本年3月に箕面市長の諮問機関「住基ネットワークシステム検討専門家会議」において原告住民の全データの削除と全市民が離脱を選べる「選択制」の導入が提言された。ただ実現に向けては、市内にも異論があるほか、国・大阪府等との調整や新たなシステムを構築するコストなど課題が多い。

■ 教育再生会議第一次報告

平成19年1月24日、首相の諮問機関である教育再生会議が「社会総がかりで教育再生を～公教育再生への第一歩～」と題し、教育再生に向けた第一次報告をまとめた。

第一次報告は、公教育再生の第一段階として、義務教育を中心に基礎学力、規範意識などを当面の課題として取り組む方策をまとめたもので、「7つの提言」と早急に取り組むが必要な「4つの緊急対応」により構成されている。

「7つの提言」では、まず(1)「『ゆとり教育』を見直し、学力を向上する」と明記し、授業時数の10%増加や、基礎・基本の回復・徹底と応用力の育成など学習指導要領の早期改訂を求める等の提言を行った。また、(2)「学校を再生し、安心して学べる規律ある教室にする」とし、教室の規律保持のため、学校の指導や懲戒についての国の通知等の18年度中の見直しを求めたほか、出席停止制度を活用したいじめ等への厳しい対応などについて提言を行っている。

さらに、(3)教員の資質向上については、「あらゆる手だてを総動員し、魅力的で尊敬できる先生を育てる」として、多様な分野からの人材登用や優秀教員の表彰などの提言を行うとともに、不適格教員への厳しい対応を含む教員免許更新制の導入のための教育職員免許法の改正法案の19年度通常国会への提出を求めている。

このほか、(4)「教育委員会の在り方そのものを抜本的に問い直す」こと(5)第三者機関による外部評価や、副校長の新設等による学校の責任体制の確立などにより「保護者や地域の信頼に真に答える学校にする」こと、(6)「すべての子供に規範を教え、社会人としての基本を徹

底する」こと、(7)家庭・地域社会・企業など『社会総がかり』で子どもの教育にあたる」ことなどを提言している。

そして、このうち、①いじめ問題の対応として法令等のできる断行と通知等の見直しを18年度中にすること、②学習指導要領の改訂や学校の責任体制確立のための学校教育法、③教育委員会制度の抜本的改革のための地方教育行政法、④教員免許更新制の導入のための教育職員免許法の3つの改正法案を19年度通常国会へ提出することを「4つの緊急対応」が必要なものとして位置づけている。

教育再生会議は、2月5日には教育委員会の統廃合や教育委員会に対する国の関与の強化など教育委員会改革についての報告をまとめており、今後は、教育内容の改革や教員の質の向上に関し積み残された課題として、教育界の責任体制の確立や高等教育など教育システムの改革について検討し、19年5月を目途に第二次報告、12月までに第三次報告をまとめる予定としている。

第一次報告で出された提言については、中央教育審議会、規制改革会議その他から様々な意見が出されており、教育再生についてはさらなる議論が必要と考えられる。学校教育法、地方教育行政法、教育職員免許法等の改正や学習指導要領の改訂、教育振興基本計画の策定など今後も国において教育再生に関する動きがあるが、教育の再生をはかるために、第一次報告をはじめとして、各方面から出された提言等を活かし、その是非も含めて、国において十分な議論を尽くしていくことが重要である。

■ 日本経済の進路と戦略

政府は、平成19年1月25日、今後5年間の我が国の目指すべき経済社会の姿と、それを実現するための今後の経済財政運営の中期的な方針を示した「日本経済の進路と戦略—新たな『創造と成長』への道筋—」（以下、「進路と戦略」という。）を閣議決定した。今後、政府の様々な中期計画などは、この「進路と戦略」と整合するように策定される。

「進路と戦略」は、少子高齢化や情報通信技術（IT）革命の進展、アジアとの交流の活発化などの最近の変化に対応した国民生活と経済社会を創造し、それを通じて成長を実現していくことを我が国の戦略の中核としている。そして、目指す経済社会の姿を「創造と成長」を実現した「新成長経済」による活力あふれる社会」と示し、4本の柱から構成している。即ち、(1)成長力の強化；自由で規律ある市場の下、イノベーションの力と世界に開かれたシステムによって、日本経済のもつ潜在的な成長力が引き出される、(2)再チャレンジ可能な社会；努力した人が報われ、格差が固定化せず、複線型の生き方が可能となる、(3)健全で安心できる社会；良好な環境や社会の安全と健全性が保たれ、雇用、老後、子育てなどについて国民の安心が確保される、(4)21世紀にふさわしい行財政システム；政府は経済社会の変化に柔軟に対応し、

効率的にその役割を果たす、であり、その実現に向けた戦略もこの4つの柱に沿って掲げられている。対象期間は5年間（平成19年度から23年度まで）であるが、特に当初の2年間を「新成長経済」の実現にむけた「離陸期」と位置づけ、集中的な改革に取り組むこととしている。

経済財政運営の中期的な方針は、5年前の平成14年1月の閣議決定で「構造改革と経済財政の中期展望」（以下「改革と展望」という）が策定され、毎年改定を行うとともに「骨太の方針」に具体的な改革を深彫りし、次年度の予算編成につなげるスタイルが確立されてきた。当時は、不良債権問題などの負の遺産をいかに取り除き、日本経済を正常化するかが中心的な課題であったが、この間の改革の進展により、ようやく明るい展望を持つことができる状況になったことから、新政権の発足に伴い、「改革と展望」を廃止し、新しい可能性を切り開くための改革として「進路と戦略」が策定されたものである。ただし、これまでも中期的な方針は度々策定されているが、その評価が十分になされずに構想の提示に終わっている場合もあり、「進路と戦略」がその実現可能性について説得力を増すためにも、過去に策定された中期的方針について具体的な評価を求める声がある。

■ 再チャレンジ

1980年代半ば以降所得格差を示すジニ係数が上昇し続けていることを背景にして、近年、格差論に過度な注目が集まってきている。当初、このジニ係数の上昇は、高齢者世帯の増加という人口動態要因、あるいは世帯人員数の縮小などの家族形態の変化要因などが大きく寄与しているということで、格差拡大の事実は証明できないという議論が展開された。しかし、若年層における所得格差や賃金格差の拡大や、高齢者層で生活保護受給世帯の増加などに伴って、格差論議は格差の存在をめぐる議論から、格差をめぐる政策論へと移行している。

このような格差論議の展開の中で、国民一人ひとりに多様な機会が与えられ、何度でも再挑戦が可能となる仕組みをつくっていくことは内閣の重要政策課題であるという認識のもとに、安倍官房長官（当時）が中心となり2006（平成18）年3月に内閣に、「多様な機会のある社会」推進会議（「再チャレンジ推進会議」）が設置された。安倍政権に移って、基本方針に「再チャレンジ論」を掲げ新しい状況へ対応しようとしている。「努力した人が報われ、勝ち組と負け組が固定化せず、働き方、学び方、暮らし方が多様化し、複線化した「再チャレンジ」可能な社会を構築するため、総合的な支援策を推進する」と、している。

これを受けて、政府は、平成18年12月26日に、再チャ

レンジ支援に関する閣僚会合を開き、237項目の施策を盛り込んだ「再チャレンジ支援総合プラン」をまとめた。その中で、2010年までの4年間でフリーターをピーク時の2003年（217万人）から2割減らすなどの数値目標を掲げ、若者の雇用機会確保への努力義務を規定する雇用対策法改正を打ち出した。また、総合プランは、支援対象を①フリーターやニートら長期デフレの「負け組」②子育てで長期離職したり、配偶者から暴力被害（DV）を受けた女性や犯罪被害者ら職業機会の均等を求める人、③再就職先や新たな活躍の場を求める団塊世代や高齢者—に3分類した。

一方、「再チャレンジ」推進に対して、次のような疑義が出されている。①市場競争を前提に、そこで、「失敗」した人々を、事後的かつ救済的にその「再チャレンジ」を奨励しようとするものである、②支援コストをかけずに就労をせまめることは、就労を達成できない人々に責任を転嫁し、「自己責任」ばかりを追求することになる、③労働市場への「再チャレンジ」であり、今日の労働市場の問題については、ほとんど取り組みが示されていない、などとしている。

今後、格差は正にかかわる具体的な政策構想の動向に注目していきたい。

■ 大都市への人口移動

全国的な人口減少時代の到来の中で、すべての都市がやがて人口減少局面を迎えるという時代の転換期にある。地域人口の増減に影響を及ぼす主要な要素には、出生率・死亡率の自然増に加えて、人口移動がある。人口移動は、直接に地域人口の増加・減少をもたらすばかりでなく、流入超過地域が自然増加となり、流出超過地域が自然減少になる強い傾向がある。すなわち、人口移動は、直接的な影響に加えて、自然増減を通じて間接的にも地域人口の増減に影響をもたらす。

ここでは、人口移動を取りあげる。最初に、長期的な人口動向の特徴に触れておく。住民基本台帳人口移動報告によれば、3大都市圏別では、東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）は、昭和29年の調査開始以来ほぼ一貫して転入超過が続いていたが、平成6年、7年の一時的な転出超過を経て、8年以降再び転入超過となっている。また、名古屋圏（愛知県、岐阜県、三重県）は、調査開始以来、昭和49年までは転入超過が続いている、50年以降は転入者数と転出者数にそれほど大きな差がなく推移している。大阪圏（大阪府、兵庫県、京都府、奈良県）は、調査開始以来、昭和48年までは転入超過が続いているが、49年以降は転出超過が続いている。

このような長期的な人口動向の中で、2000年以降、国内の人口移動が活発化している。3大都市圏別では、東京圏への再集中傾向が見られる、一方、名古屋圏、大阪圏への純移動は少ないことから、活発化している人口移動の大半は、東京圏と地方圏の純移動で説明される。また、都道府県別では、東京都、神奈川県、愛知県への人口集中が顕著である。これは、地域間の景気回復の違いを反映した動きと捉えることができる。①東京、神奈川では企業向けサービス業が集積していること、②愛知では地域内産業の主力である自動車、電気機械が好調であること、などを背景にしている。

地方から大都市への移動は、労働生産性の低い地域から高い地域へ人口が移動することによって、国全体でみた労働生産性を引き上げて、国際競争力を高めていく視点が強調される。その反面、地方においては、大都市圏への人口移動が進む現在の状態が続けば、人口減少に拍車がかかって、地域経済へのマイナス影響が深刻化する恐れがある。生活の質の向上を図っていくという視点から、人口の減少社会の到来を契機として、東京一極集中構造を脱して、国内に重要な都市を複数持つ群雄割拠状態を形成していこうという提案に注目したい。

■ PLC（電力線搬送通信）

Power Line Communications の頭文字から“PLC”と呼ばれる。PLCは、電力配線に電源周波に重畳して特定周波の信号を流して、データ通信を行おうというもので、原理的には電話回線を使うADSLと似ている。現在、物理層速度は最大190Mbps、実測値で最大80Mbpsの高速データ通信可能な製品が発売されており、家庭内のコンセントに機器（モデム）を接続すれば、LANを各部屋にまたがって配線する必要が無く、非常に簡単に家庭内でインターネット等の通信環境が実現する。

しかし、家電機器の稼働状況（ドライヤー、モーターを使用する掃除機等）によっては、PLC機器の通信に悪影響を及ぼす場合がある。また元来電力配線は高周波を重畳することを想定されておらず、PLCによって漏洩電磁波が発生し、その周波数が短波帯の電波と重なるため、短波ラジオ、アマチュア無線、電波天文学などに影響が出る可能性がある。このような現状から、PLC推進派（PLC推進団体・企業、一般のPLCユーザ）と既存の短波利用者を中心としたPLC反対派（短波放送

聴取者・アマチュア無線家）間で議論が絶えない。

欧米においてPLCは試験サービスや地域限定での商用サービスに限定されて許可されているのが現状である。2004年10月に米国では、連邦通信委員会（FCC）による支援により電力線搬送通信の実用化に向けた取り組みがなされているが、その一方で、既存の無線通信への影響を避けるため、電力線搬送通信装置のデータベースへの登録義務化や使用禁止地域などの措置を新規に採用した。欧州の場合はEUの「PLCフォーラム」の支援下で、2004年から2008年までOPERA（Open PLC European Research Alliance）というプロジェクトでPLCの商用化を推進している。同プロジェクトではPLC利用人口は2010年に2000万世帯に広がると予想しているという。

PLC製品を製造する企業は、これらの問題点を消費者に告知する責任が生じる。例として、周囲の医療器具への悪影響が生じるリスクや電波法により周囲の無線局の通信に妨害を与える場合、改善対策を施す義務が消費者にあることについても説明が必要である。

■美しい日本の歴史的風土100選

次世代に継承すべき美しい日本の歴史的風土が良好に保存されている全国の事例について、これらの魅力を国の内外に広く伝えるとともに、歴史的風土の保存と継承、観光立国、風格ある美しい活力に満ちた地域社会の実現等に資することを目的として「美しい日本の歴史的風土100選」選定事業が実施された。選定の実行委員会（事務局：財団法人古都保存財団【会長：平山郁夫】）では、継承すべき地域を全国の地方公共団体をはじめとする様々な組織から公募した。その結果、全国698件の応募の中から、歴史的風土に係る各界の専門家からなる「美しい日本の歴史的風土100選選定委員会」（委員長：高階秀爾・東京大学名誉教授）により、平成19年2月16日、特に優れた「美しい日本の歴史的風土」を有する100都市の選定と、それに準ずる100都市の選定がなされた。

「歴史的風土」の定義としては、歴史的な建物や庭園、古い町並み、街道、掘割や水路、古墳、遺跡、城址、社寺仏閣や社叢林、田畑や棚田、ため池や湧水等の歴史的・文化的資産が、その周りの山丘や樹林地、水辺等の自然的環境と一体となって日本らしい風情をかもし出している地域をいい、歴史的・文化的資産の成立時期は、古代

から近代に至るまで幅広い時代を対象とするとしている。「選定基準」としては、①「歴史的意義」：歴史上意義を有する歴史的・文化的資産を有する地域であること。②「一体性」：歴史的・文化的資産が周囲の自然的環境と一体となって、美しい風情をかもし出している地域であること。③「集積・広がり」：歴史的・文化的資産が複数集積し、一定の広がりを有する地域であること。④「保全活動」：地元住民等による良好な保全・管理がなされていること。⑤「永続性」：歴史的風土を将来にわたり保全するための法令・条例等に基づく適切な保全策が講じられている、または講じられる見込みであること、があげられている。

神戸では「源平合戦由来の須磨の浦、秀吉由来の有馬温泉、開港居留地として発展した歴史的街並みが残されている。」として、「須磨浦公園」「有馬温泉」「旧居留地」「北野」「六甲山麓」が、特に優れた「美しい日本の歴史的風土」を有する100都市の中に選ばれた。選定地域については、今後、記念冊子に取りまとめられ、選定記念フォーラム等において紹介されることになる。

■国民保護法と神戸市国民保護計画

ソ連軍が稚内周辺の海岸に上陸、北海道侵攻を開始。海上撃破に失敗した自衛隊が、稚内の南約80km音威子府（おといねっぶ）を絶対防衛ラインと設定し、総力をもってあたる。冷戦期、想定されたシナリオの一つである。このとき自衛隊の作戦本部を悩ませたのは、ソ連軍の大戦車隊ではなく、稚内市やその周辺の国民をいかに安全に避難させるかであった。当時、外国の武力攻撃から国民を安全に避難させるシステムが整備されておらず、これが国民保護法制の原点といわれている。

冷戦終結の約10年後、平成15年6月、武力攻撃事態等への対処について基本となる有事関連三法が成立した。翌年6月、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」いわゆる「国民保護法」が成立し、我が国ではじめて法的に国民を守るシステムが整備された。

ところが冷戦が終結し、国家間、とりわけ我が国を巻き込む本格的な侵略戦争が起きる可能性はきわめて低くなった。一方、平成13年9月11日の米国同時多発テロに代表される国際テロ組織の台頭、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散といった新たな脅威が世界的な関心事となった。

このような背景で成立した国民保護法は、その国会審議の過程でも、その後の国の説明でも、非国家組織によるテロへの備えが前面に押し出されたものとなった。

ともあれ国民保護法は、国の行政機関と地方自治体に、武力攻撃や大規模テロから、国民の生命、身体及び財産を保護する措置を実施する責務を定めた。特に地方自治体には、国の基本指針にしたがって、国民の避難、救援等についての行動計画を、国民保護計画としてあらかじめ作成することが義務づけられた。平成17年度には、都道府県が、平成18年度には市町村が、各々の計画作成を進めている。

神戸市でも、平成18年6月に計画作案を審議する神戸市国民保護協議会を設置し、パブリックコメントを経て、19年3月、県知事との協議・市議会への報告を終え、国民保護計画を作成した。この計画は、阪神・淡路大震災の経験を凝縮した防災計画上の規定を随所に取り入れ、神戸のような大都市での発生が危惧される大規模テロへの対策を重視した点が特徴である。19年度からは事態別の実施マニュアルを作成し、図上訓練を重ねることで、市や関係機関の対応能力の強化を図る。

国家の役割と漫然ととらえられていた武力攻撃やテロへの対策だが、国民の安全を守る責務が地方自治体にも付与された。自然災害に較べさらに可能性が低い有事、万が一に備えた対策にどれだけ実効性を持たせることができるか、地方自治体の今後の取組みに注目が集まっている。

「デザインをまちづくりに生かすための研究会」 報告書（概要）

平成19年2月
神戸市企画調整局

[問い合わせ先：デザイン都市推進室 TEL 078-322-6573]

- 個性あるライフスタイルを創出する文化創生都市を築くことをめざし、デザインを生かしたまちづくりの方策を検討するため、「デザインをまちづくりに生かすための研究会」が平成18年4月に設置された。このたび報告書がまとめられ、平成19年2月6日に神戸市長に提出されたので、その概要を報告する。 —

1. なぜ、今デザインをまちづくりに生かそうということになったか

かつて神戸は先駆的な創造的文化都市であった。ファッション都市、アーバンリゾート都市など、全国の都市の先頭をきって都市デザインを確立しようとしてきたといえる。

しかし、神戸が阪神・淡路大震災の復興に取り組んできた間、他都市は競って魅力的なまちづくりを進めてきた。相対的に減衰せざるを得なかった神戸にとって、震災から12年が経過した今、新たな都市戦略が求められている。

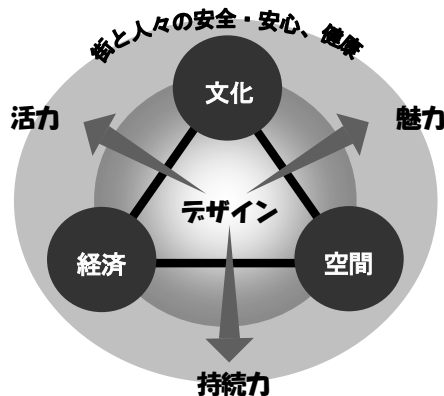
そこで、国内外の事例も参考にして、デザインの力が都市の再創造の推進力となるという認識のもと、まちづくりに活かすための視点や方向性などについて研究会で検討を行った。

2. 創造都市戦略としての「デザイン都市・神戸」

アーバンリゾート都市の理念も入れながら、今ある神戸らしさを守るだけでなく、新たな神戸らしい都市デザインを生み出し、都市の価値を上げる必要がある。

「空間」「経済」「文化」のデザインがそれぞれ関係性を創りながら、新たなものを生み出すエネルギーを持つことが、創造都市戦略となる。

この創造都市戦略は、市民にとっては、神戸の街に住むことが快適であり、誇りを持って、幸せと感ずることができること、来訪者にとっては訪れたくなる魅力的な街になることを目指すものである。



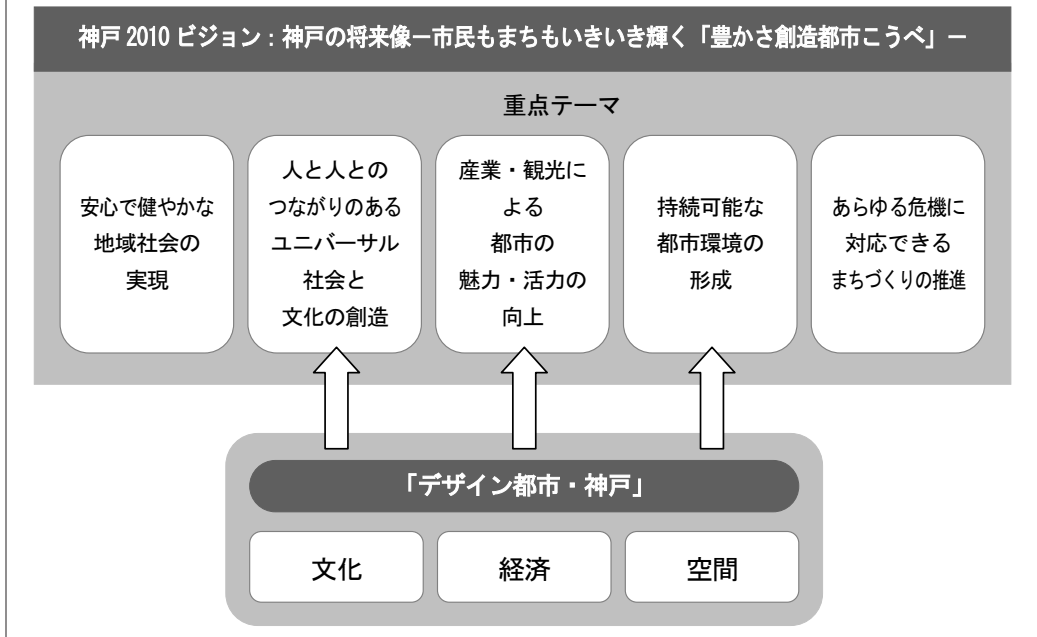
神戸2010ビジョンで将来像として位置づけた「市民もまちもいきいき輝く「豊かさ創造都市こうべ」」は、将来に向けて目指す新しい価値として「クオリティ・オブ・ライフ（市民生活の豊かさ）」の観点に立った“神戸らしい豊かさ”を位置づけ、それを創造的に実現していこうとする都市づくりの考え方である。

“神戸らしい豊かさ”は、「神戸を共有するひと」すべて（市民、大学、経済界など）が神戸を基盤とする活動の中で生み出していく新たな価値である。

「デザイン都市・神戸」の創造都市戦略は、神戸2010ビジョンの5つの重点テーマのうち、

- ①人と人とのつながりのあるユニバーサル社会と文化の創造（ユニバーサル社会・文化）
- ②産業・観光による都市の魅力・活力の向上（産業・観光）
- ③持続可能な都市環境の形成（環境・都心）

の分野を中心として進めるものである。



3. 施策展開の視点と方向性

(1) 「空間」のデザイン

都市空間の画一化と個性の希薄化が進行している。また、高層建築物などにより、海や山への眺望が街中から遮られている。都心における街と海とのつながりを回復し、都心ウォーターフロントの再生や眺望の確保などにより、海と山のコントラストが特徴的な神戸らしい空間をつくるのが課題である。

地域におけるわが街の空間に関しては、個性を大切に、特色ある街が地域の力でつくられてきたことが特徴であり、さまざまな地域でさらに広めていくことが課題である。

このため、

① [山と街と海をつなぐ]

山と海に近い都心の特性を活かした回遊性の向上や街中において山と海を感じることで眺望軸など新たな景観施策の検討、新たな夜景スポットの開拓と演出、公共物のデザイン性の向上

② [山のみどりと街のみどりをつなぐ]

街中においてみどりが実感でき、みどりの中に息づく街を戦略的に推進し、快適で心地よい空間の提供

③ [地域の思いをつなぐ]

景観法を活用した協働による景観まちづくりを推進するなど、美しく誇りの持てるわが街デザインの推進

④ [思いやりをつなぐ]

人と人とのつながりを大切に、支えあい、主体的にまちづくりに関わる姿勢から発展した神戸のユニバーサルデザインなどの推進などを提案している。

(2) 「経済」のデザイン

海外では製品の付加価値を高めるため、デザインを活用する戦略を採用する政府機関や企業がある。神戸の特徴である生活文化産業やものづくり産業において、技術を活かした新製品の開発や第二創業などの取り組みに対し、デザイン性の観点から製品の付加価値を高め、自社ブランドの確立と神戸発のメッセージを発信することが重要である。

また、市内のデザインに関する教育機関は、市内でデザインを担う人材を育成するとともに、産学連携など実践的な取り組みも徐々に進めることが重要である。

このため、

① [ものづくりの技とデザイン、生活文化と産業をつなぎ、世界へつなぐ]

デザインに関するセミナーの開催、相談機能の充実、試作品、製品開発などへの支援の充実や大学生や専門学校生がデザイン事務所もしくは企業で実務を学ぶ機会を提供、デザインに関する賞の創設、デザイン性の向上の取り組み事例などの紹介

② [人材の活躍の場を創り、ビジネスにつなぐ]

デザイナーやクリエイターと企業との出会いを促進し、ビジネスチャンスにつながる機会をつくるための取り組みの拡大などを提案している。

(3) 「文化」のデザイン

新しいものを受け入れる自由で進取の気質は神戸市民の特性である。外国人居住者も多く、文化は多様であり、震災の経験をばねとし、新たな力に変える知恵を持ち合わせているのも神戸市民である。市内の大学数は政令指定都市第2位であり、新たな知識・知恵の創造の場、知恵袋としてその役割が期待されている。

また、市内に点在する歴史的な建築物を活用して、市民の創造的活動の輪が広がっている。

これらの取り組みをさらに進めるため、

① [歴史を未来へつなぐ]

歴史的資産の保存・活用を推進する仕組みの検討や身近にある歴史的資産を知り、考える機会を持つこと。

② [神戸の文化をアジアへ、世界へつなぐ]

神戸のセンスある暮らしぶりを紹介し神戸のライフスタイルを提案することや神戸フィルムオフィスの取り組みをさらに進めることで映像による情報発信などの取り組みを推進。ユネスコの創造都市ネットワークである「デザイン都市」の指定を目指すこと。などを提案している。

<ユネスコのデザイン都市について>

ユネスコは2002年、文化的多様性のための世界同盟を結成し、その世界同盟の中で創造都市ネットワークを承認している。これには、文学、映画、音楽、民俗芸術、デザイン、メディアアート、グルメの7つのテーマが設定されている。

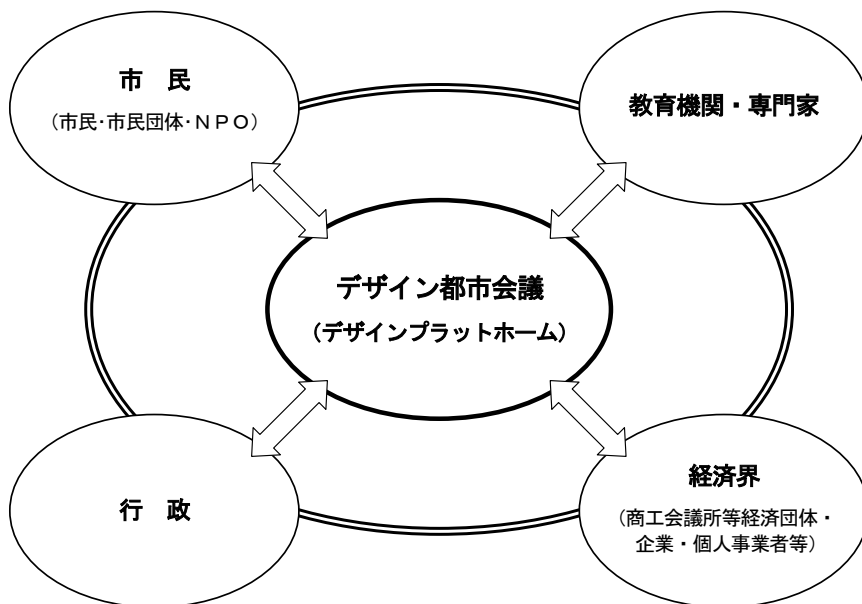
デザインの分野では、ブエノスアイレス、ベルリン、モントリオールがすでに指定されている。

4. 「デザイン都市・神戸」を進めるための「ひと」「場」「しくみ」づくり

「ひと」と「ひと」との出会いとつながりの「場」から新しい発想が生まれ、新しい「しくみ」をつくることで「デザイン都市・神戸」が動き始める。

(1) 「デザイン都市会議」の設立

神戸の街のデザインを総合的にプロデュースするため、市民、教育機関・専門家、経済界、行政が思いを共有しながら事業を進めることが大切であり、デザインに関する事業の企画、セミナーや啓発イベントなど情報発信事業、デザインに関する具体的提言や啓発を行う「デザイン都市会議」の設立を提案する。



(2) 各事業主体の取り組み（行政）

行政としては、報告書を踏まえてデザイン施策の基本方針を定めるとともに、デザインに関する施策を統括する責任者を設置し、規制、誘導、支援などの施策の検討、施策の調整や連携を進める。また、専門的見地から統括責任者を補佐し、基本方針や重要なプロジェクトに関する助言を行うアドバイザーボードを設置する。

(3) リーディングエリアー神戸らしさを先導するエリアーの設定

新たな交流、創造の場としての可能性が大きく効果が期待できる都心及びウォーターフロント（南北は新神戸から神戸空港まで、東西はHAT神戸からハーバーランドまで）をリーディングエリアーとして設定し、集中的に施策を実施し、効果を検証しつつエリアーを拡大する。

神戸を代表する地域のひとつであるこの地区で、総力をあげてデザイン化を進めることにより、神戸のイメージの向上と活性化を図り、他地区の先進事例とする。



都心及びウォーターフロント

5. おわりに

都市デザインは、その都市の自然環境、その都市がこれまでにつくりあげてきた社会・経済環境、科学技術および芸術・文化環境などの中から生まれ、進展するものであり、その際、都市を構成する諸要素はバランスがとれ、調和が図られなければならない。今神戸は、第二次世界大戦前後の経済・政治構造の変化と阪神・淡路大震災による過酷な試練を乗り越え、世界の人々からの賞賛の言葉さえある震災復興をなしとげつつある。

課題はまだ無数に残っているが、人に伝えたい明確な意図や考えのもとに工夫された都市デザインは、人を引きつけ、人を動かす力を持っている。この大震災から立ち上がった経験を生かして、21世紀の日本と世界の都市のモデルになるような都市デザインを造り上げることができれば、神戸は再び新しい形での創造的文化都市になることができるであろう。

(参考)「デザインをまちづくりに生かすための研究会」委員名簿(順不同・敬称略)

座長	新野 幸次郎	神戸都市問題研究所理事長
副座長	喜多 俊之	プロダクトデザイナー
副座長	岩田 弘三	神戸商工会議所副会頭
	浅木 隆子	北野・山本地区をまもり、そだてる会会長
	大田 尚作	神戸芸術工科大学教授
	神戸 一生	NPO 法人神戸デザイン協会理事長
	下村 治生	神戸都心商業青年協議会会長
	杉山 知子	C.A.P. 代表
	高田 恵太郎	ファッション・プロデューサー
	田中 まこ	神戸フィルムオフィス代表
	矢崎 和彦	神戸商工会議所神戸都市再生委員会副委員長
	安田 丑作	神戸大学教授
	吉川 稔	神戸商工会議所ファッション部会副部長
	大塚 博範	神戸市企画調整局長
	村戸 靖男	神戸市都市計画総局長

神戸市中小企業活性化プログラム

－価値を創造する元気な産業のまちを目指して－

(概要)

平成19年2月
神戸市産業振興局

[問い合わせ先：庶務課 TEL 078-322-5323]

1. 策定の背景

全国的な景気回復の影響が神戸にも波及し、業種や企業の規模による格差は依然として大きいものの、次第に産業全体に景気回復の影響が広がりつつある。

しかし中長期的には、少子高齢・人口減少社会の到来、グローバル化による国際競争の激化、原材料価格の高騰など、国内外の競争環境は次第に厳しさを増していく。

こうした状況の中、今後の神戸経済が、景気の波に過度に左右されず、時代の変化に自律的に対応して安定的に成長を続けるうえで最大の鍵となるのは、事業所数で市内全体の98.9%、従業員数でも79.5%を占め、あらゆる産業分野において不可欠な存在となっている「中小企業」であり、本プログラムの策定により、中小企業のさらなる活性化を図る。

2. 策定の意義

- ・中小企業活性化の理念や方向性を、民・学・産と行政で共有する。
- ・中小企業活性化施策の整理・体系化及びさらなる拡充を図る。

3. 計画の位置づけ

「神戸2010ビジョン」と相互に補完・連携する部門別計画として策定する。

4. 計画期間

平成19（2007）年度から平成22（2010）年度の4年間

5. 全体構成

本プログラムは、次の2つのアクションプランから構成する。

- ・中小企業活性化の3つの柱として位置づけた「人財」「資財」「ネットワーク」の充実を図る『総合アクションプラン』
- ・神戸らしさを生かした様々な産業分野の活性化を図る『テーマ別アクションプラン』

[1] 総合アクションプラン

(1) 「人財」の確保・育成のためのアクションプラン

中小企業の挑戦や成長を支える「人材」はまさに「財（たから）」である。中小企業にとって、まず意

欲と能力を備えた人材を適切に確保することが必要であり、確保した人材については、技術や経営における能力を高める取り組みが求められる。関係機関との連携による雇用の促進、分野に応じたきめ細かい育成支援等の取り組みを通じて、中小企業を支える人材の確保・育成を目指す。

■ 「人財」の確保

- ① 中小企業の採用力強化
 - ・採用力強化のためのセミナー開催
- ② 中小企業と人材のマッチング支援
 - ・企業を知る機会づくり（カンパニー・ビジット）
 - ・就業体験の促進（インターンシップ）
 - ・企業との出会いの場づくり
- ③ 多様な人材の活用
 - ・女性，高齢者等の能力活用

■ 「人財」の育成

- ① 企業人材の育成
 - ・講座・セミナー等の充実
 - ・ものづくり，ファッション，商業など分野ごとの人材育成
- ② 職業観の育成
 - ・子どもへのキャリア教育
 - ・若年者へのカウンセリングによる自立支援
- ③ 就業に必要な技能の習得
 - ・若年者の職業訓練促進
 - ・職人技術の伝承

(2) 「資財」の充実のためのアクションプラン

中小企業が事業を展開していくためには、必要となる資金の調達や設備の充実が不可欠である。企業の資金繰りは全体として改善状況にあるが、中小企業は、信用力や担保の不足などから厳しい状況に置かれているケースも多く、公的な面からの資金調達等の支援が必要となる。

また、中小企業にとって、公的に整備する基盤的なインフラや産業振興施設も貴重な「資財」であり、それらの有効な活用を促進することで、中小企業の活性化を目指す。

■ 資金の円滑な調達

- ① 資金調達の多様化
 - ・自治体，民間金融機関，政府系金融機関との連携による融資メニュー充実
- ② 市制度融資の拡充
 - ・小規模企業向けの融資の充実
 - ・融資要件の緩和
- ③ 円滑な資金調達の推進
 - ・会計の透明性の向上
 - ・技術や将来性に着目した融資検討の働きかけ
- ④ ファンドの運営
 - ・地域密着型のベンチャーファンド運営
- ⑤ 補助制度の活用
 - ・神戸挑戦企業等支援補助制度の拡充

■ 基盤や施設等の充実

- ① 神戸空港の利用促進
 - ・空港の利用促進によるビジネスチャンスの拡大
- ② 神戸港の活性化
 - ・スーパー中核港湾実現への取り組みなど，西日本のハブ港としての機能強化
- ③ 産業団地等への企業進出の促進
 - ・誘致体制の充実，民間や関係機関との連携
- ④ 卸売市場の活性化
 - ・市場機能の充実・高度化，事業者支援
- ⑤ 産業振興施設の活用促進
 - ・各施設の運営の充実，活用促進
- ⑥ 市内投資の促進
 - ・工場の新増設や設備投資への補助制度

(3) 「ネットワーク」の構築のためのアクションプラン

自社内の人材や資財などに制約の多い中小企業にとって、企業間や大学など研究機関と連携、専門家や企業OBなど知識・経験が豊富な人材との結びつきなど、様々な形での民・学・産と行政のネットワークを形成し、外部資源を効果的に活用することが不可欠である。ネットワークの構築を支援することで、新たな「知」や「情報」との結びつきを深めていくことが必要である。

また、海外とのネットワークを強めることによるビジネスの発展や、地域や社会とのネットワークを深めることによる中小企業の存立基盤の安定につなげていくことも重要である。

■ 「知」「情報」とのネットワーク

① 「知」のネットワーク

- ・技術向上・経営力向上のための民・学・産と行政の連携
- ・専門家・企業 OB の活用
- ・異分野コラボレーションの推進
- ・「場」の提供

② 「情報」のネットワーク

- ・相談窓口の充実
- ・情報発信の強化
- ・新たな販路開拓の推進

③ 企業間のネットワーク

- ・企業間ネットワーク構築の促進

■ 海外とのネットワーク

① 国際ビジネス人材の確保・育成

- ・研修機会の提供
- ・研修生の受け入れ

② 国際ビジネスの展開支援

- ・専門家のアドバイス等
- ・販路開拓の支援
- ・経済ミッションの受け入れ・派遣

③ 外国・外資系企業等の集積促進

- ・外国・外資系企業誘致
- ・日中ビジネス関連企業の集積促進

■ 地域、社会とのネットワーク

① 中小企業の社会貢献の推奨

- ・防災、まちづくり、福祉等の社会貢献を行う企業の表彰

② 環境問題への対応の促進

- ・ISO14001 認証取得支援
- ・KEMS の活用

③ ユニバーサル社会の実現

- ・UD 商品の開発・普及促進
- ・ユニバーサルサービスの促進

④ 魅力づくり・賑わいの創出

- ・地域力向上支援

⑤ 社会的企業の活動促進

- ・社会的企業の発掘、顕彰

[2] 神戸らしさを活かしたテーマ別アクションプラン

中小企業の活性化を目指すための方向性として、上に掲げた「人材」「資財」「ネットワーク」の3つの柱とあわせて、分野ごとの特色ある展開が求められる。

本プログラムでは、神戸の中小企業としての強みを活かす視点から、「神戸らしさ」をいくつかのポイントで整理し、そこから中小企業活性化の重点テーマを導き出し、「テーマ別アクションプラン」として定めている。

(1) ものづくり振興プラン

神戸の臨海部には、開港以来、鉄鋼、輸送用機械、一般機械などの製造業関連の企業が数多く立地し、その中にはわが国を代表する主要企業の事業所も含まれている。これらの大企業との取引を通じてものづくりの技術を磨いてきた幅広い中小企業が集積している。

これらの高い技術を備えたものづくり中小企業の集積を活かして、技術のさらなる向上や人材育成、情報発信の強化、デザイン性の観点からの付加価値向上等を図り、ものづくり産業の振興を目指す。

① 技術人材の育成・技術力の向上

- ・「神戸ものづくりクラスター支援センター」の充実
- ・神戸高専など教育機関との連携強化
- ・医療機器開発中核人材の育成
- ・技術移転の促進

② 情報発信・販路開拓

- ・優れた技術を有するものづくり企業情報の発信強化
- ・ユニバーサルデザイン商品の情報発信
- ・企業間のマッチング支援

③ 新たな挑戦への支援

- ・市内投資の促進
- ・挑戦企業への支援の拡充
- ・新事業展開のためのネットワーク等の推進

(2) 「ファッション都市・神戸」の展開プラン

神戸は、海外への窓口として開港して以来、多様な国際的文化が混在し、特色ある生活文化が育まれてきた。この生活文化に、ハイカラでファッションナブルな神戸らしい魅力が結びつき、市民生活の質を高め、洗練されたライフスタイルを創造・提案してきた。

こうした背景を活かして、衣食住の各方面にわたってライフスタイルを豊かにするファッション産業の振興を目指す。

① 人材の発掘・育成

- ・イベント等を活用した人材発掘
- ・拠点施設等を活用した人材育成

② 情報発信・販路開拓

- ・TV・雑誌・インターネット等の媒体を組み合わせた広報戦略
- ・イベントや拠点施設の活用による情報発信
- ・上海など海外での展開支援

③ 新たな挑戦への支援

- ・助成制度の充実
- ・ブランド力の強化支援
- ・異分野コラボレーションの推進

(3) 人が集う賑わいまちづくりプラン

独自の生活文化に加え、六甲山・瀬戸内海の豊かな自然、港や夜景などの美しい景観、異国情緒あふれる北野・南京町・旧居留地を有する都心などの恵まれた観光資源が融合し、おしゃれでハイセンスな街、訪れてみたい街、国際性豊かな街としての神戸の良好な都市イメージが形成されている。

こうした都市イメージを積極的に活用して、効果的な情報発信を行い、観光産業の活性化を目指す。

① 観光人材の育成（おもてなしの向上）

- ・都心商業者の取り組みへの支援
- ・美しいまちづくり
- ・マナーの向上

② 観光資源の充実

- ・ファッションツーリズム
- ・産業観光の促進
- ・コンベンションの振興

③ 観光情報の効果的、戦略的な発信

- ・広域的なPR活動
- ・映像プロジェクトの誘致推進

(4) 地域に根ざす商店街・小売市場振興プラン

阪神・淡路大震災を経験した神戸市では、震災復興の過程で市民の主体的なまちづくり活動が活発化し、地域づくりの重要性が改めて強く認識された。

地域に密着した商業、サービス業がコミュニティづくりにおいて果たしうる役割の重要性を再確認し、商店街・小売市場等の振興を目指す。

① 商業者の育成

- ・研修機会の提供
- ・リーダー・若手商業者・意欲的な商業者の育成支援
- ・異業種・異地域間の交流促進
- ・新規創業者の育成

② 地域と一体となった魅力・賑わいづくりの支援

- ・施設整備・イベント等への支援
- ・中心市街地活性化
- ・地域力向上支援
- ・大型店の地域連携の促進

③ 空き店舗の活用

- ・商業者が空き店舗を活用して行う取り組みへの支援
- ・事業の目的や内容、段階に応じたきめ細かなメニューによる空き店舗対策

(5) 新たな分野への挑戦支援プラン

内外に開かれた港町として発展してきた神戸には、常に新しい文物を積極的に採り入れる進取の気性があり、企業活動の中でも、新しい分野等に意欲的に挑戦する風土として現れている。

こうした背景を踏まえ、神戸医療産業都市構想、神戸 RT（ロボットテクノロジー）構想、情報通信関連産業など、今後大きな成長が期待される分野の発展を目指す。また、ベンチャーなど新規創業や、新分野への挑戦を行う第二創業など人・企業のさらなる発展を目指す。

◆ 神戸医療産業都市構想関連

① ライフサイエンス分野のスーパークラスター形成

- ・国内外の医療・福祉・健康関連の企業、研究機関、大学等を積極的に誘致
- ・地元企業や進出企業への事業化支援
- ・人材の育成や情報発信の充実

② 市内中小企業等の事業化支援

- ・地元中小企業等のバイオメディカル分野参入に寄与する人材の育成
- ・地元中小企業向けの窓口を設置し相談に対応
- ・研究開発・事業化等への総合的支援
- ・医療関連企業と市内中小企業の取引機会の拡大

◆ 神戸 RT（ロボットテクノロジー）構想

① 人材の確保・育成

- ・RT ビジネス創出セミナーの実施
- ・教育機関との連携による、PR 活動や人材育成活動等の支援

② 産業化の促進

- ・異業種交流等の場づくり
- ・中小企業への導入支援
- ・研究開発支援

③ 情報の発信

- ・ロボット関連イベントの開催等による広域的な情報発信

◆ 情報通信関連産業

- ① 人材の育成・マッチング
 - ・地域全体で情報通信技術を有する人材を育成する仕組みづくり
 - ・市内企業と人材のマッチング
- ② 情報通信関連企業の誘致
 - ・情報通信産業の集積地における誘致活動の強化
- ③ 業務拡大の支援
 - ・ビジネスのネットワークづくり
 - ・プロモーション強化
- ④ デジタルコンテンツに関する資源の活用
 - ・「アニメーション神戸」の継続開催
 - ・映像プロジェクトの誘致推進

◆ 起業・ベンチャー・第二創業

- ① 「最初の一步」の支援
 - ・起業，第二創業に向けて踏み出すための情報提供や専門的な相談等
- ② 総合的な起業・第二創業支援
 - ・「KOBE ドリームキャッチプロジェクト」の拡充による，有望企業の発掘と，自立に向けた事業化支援
- ③ ベンチャー企業の誘致促進
 - ・市外からの有望ベンチャー企業の誘致
- ④ 新商品に対する市からの発注の推進
 - ・新商品の審査・認定を経て，市が随意契約できる仕組みを構築

6. プログラムの推進

このプログラムを着実に実行に移し，真に効果あるものにするため，「協働」「PDCA」「連携」の観点から，推進していく。また，ワーキング・グループや研究会等における検討を継続的に行い，施策内容のさらなる充実を目指す。

(1) 協働による推進

- ・多様な中小企業の意見やニーズを常に取り入れ，中小企業の立場に立って，施策のさらなる拡充，利便性向上を図る。

(2) PDCA サイクルの確立

- ・各施策の具体的な進捗状況の把握と検証評価は，「神戸2010ビジョン」と一体的に実施する。
- ・施策の拡充を進めるため，ワーキング・グループや研究会等を継続的に開催する。

(3) 関係機関との連携強化

- ・引き続き関係機関との議論を深め，事業レベルでの具体的な連携を進める。

(参考) 策定の経緯

(1) スケジュール

年月	会議名等	検討内容等
平成18年 5月2日	第1回策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム策定の趣旨について ・検討スケジュールについて ・プログラムの骨格（素案イメージ）について ・これまでの議論の蓄積の整理について（神戸経済新生会議，神戸ブレインセンター研究会，神戸2010ビジョン等）
5月～7月	ヒアリング実施	市内中小企業等を中心に，75箇所へのヒアリングを実施。
8月2日	第2回策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリング結果の報告 ・各方面の意見に基づく論点整理 ・プログラムの全体構成（案）
10月4日	第3回策定検討委員会	・プログラム（素案骨子）の検討
11月13日	第4回策定検討委員会	・プログラム（素案）の検討
11～12月	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・11月28日～12月28日実施。 ・24名から64件の意見を受理。
平成19年 1月15日	第5回策定検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントで出された意見への対応の検討 ・委員会検討とりまとめの検討
2月15日		策定・公表

(2) 策定検討委員会名簿（50音順：敬称略）

氏名	所属等	備考
大久保 裕晴	神戸大学大学院経済学研究科 教授	
加藤 恵正	兵庫県立大学経済学部 教授	委員長
神田 榮治	兵庫県信用保証協会 理事長	
佐竹 隆幸	兵庫県立大学経営学部 教授	
三條 正豊	神戸市商店街連合会 会長	
直原 美那子	株式会社ニチカ 代表取締役	
竹内 佳章	ガブルス・ジャパン株式会社 代表取締役	
田中 信吾	兵庫県中小企業家同友会 筆頭代表理事	
田中 裕子	株式会社夢工房 代表取締役	
中西 均	神戸商工会議所 専務理事	
西村 順二	甲南大学経営学部長・教授	
松井 繁朋	財団法人新産業創造研究機構 専務理事	
村上 季実子	長田神社前商店街振興組合 地域活性化部長	
森脇 俊道	神戸大学工学部 教授	副委員長

(計14名)

平成17年度 神戸ブレイン研究支援事業の報告について

平成19年4月
財団法人神戸市産業振興財団

[問い合わせ先：創業・新事業推進課 TEL 078-360-3209]

財団法人神戸市産業振興財団では、神戸経済の活性化のために、知識が交流して価値創造へとつながる「仕組み」を経済構造に組み込む必要があるとの観点から、若手研究者を対象に研究計画を受け、優秀なものに研究費の助成を行なう「神戸ブレイン研究支援事業」を実施した（平成15年度より実施）。

1. 募集概要

募集期間：平成17年6月16日(木)～7月15日(金)

研究テーマ：「地域経済活性化と中小企業」

(但し、下記の条件をすべて満たすこと。)

- ①上記研究テーマの範囲内で、個別研究テーマを設定し、実地調査の上で具体的な政策提言を必ず行うこと。
- ②神戸市産業振興局及び財団法人神戸市産業振興財団の事業として反映する可能性があるもので、神戸経済の活性化に効果が期待できるものであること。
- ③他の助成金を受けて実施する研究ではないこと。

応募対象者：35歳以下の研究者（平成17年4月1日現在）

支援内容：研究実施にかかる費用を助成（上限100万円。但し、単年度では50万円）

助成対象期間：平成17年9月上旬～平成18年6月30日まで

2. 採択研究一覧

研究者	共同研究者	テーマ	研究の目的	手法
奥井 秀樹 大阪国際大学 経営情報学部 専任講師		中小企業における 若年労働者の職場 定着率向上と後継 者育成に関する研 究	神戸の中小企業を対象に、 若年労働者の早期離職や職 場不適應の問題の構造を明ら かにし、彼らが、雇用する側 とされる側の双方にとって望 ましいキャリアを形成し、質 の高い職務遂行能力を身につ けていけるように、具体的な 提案を行うことを目的とする。	本研究では、インタビューと アンケートを実施し、神戸の 中小企業支援を考えていくた めの基礎的資料の作成、お よび若年労働者に関する問 題の構造の分析を行うととも に、行政としての支援策と各 企業でのマネジメントのあり 方についての提言を行った。
西井 進剛 兵庫県立大学 経営学部 准教授	池田 潔 兵庫県立大学 経営学部教授 當間 克雄 兵庫県立大学 経営学部教授	中小企業のビジネス モデル革新と地 域経済活性化 ～神戸市の中小企 業を主対象とし て～	神戸市内に存立する中小企業の 第二創業をビジネスモデル革新 として捉え、その実態（実現可 能な要素ならびに課題）を明ら かにすることで、今後、多くの 中小企業がビジネスモデル革新 を実現していくことに貢献する。	文献研究によるビジネスモ デル革新概念の提示と、ビ ジネスモデル革新を実現し ている神戸市内中小企業へ のアンケート調査とヒアリ ング調査

※採択研究者の所属先は、平成19年4月現在のもの。

中小企業における若年労働者の職場定着率向上と後継者育成に関する研究

大阪国際大学経営情報学部 専任講師 奥井秀樹

1. 研究の目的

「7・5・3離職」ともいわれるように、若年労働者には早期離職者が多く存在する。

こうしたキャリアの初期段階における離職には、理想と現実のギャップ等により衝動的に行われる離職が多く、良い転職等の機会に出会ったからというポジティブなケースはまれである。また彼らを雇用する組織や社会全体にとっても損失であるといえる。

本研究では、こうした若年労働者の早期離職の原因を解明し、効果的な支援策についての議論と政策提言、経営の現場に対する提言を行う。

2. 研究結果

学卒の若年労働者と、その予備軍である大学生に対するアンケート調査の結果、職業について考えなくてはこの気持ちと、職業の決定は難しいという気持ちの間で循環する形となり、そうした抽象的な悩みから抜け出して具体的な行動につなげることができないという傾向が若年者の間に広く存在することが見出された。

また、インタビュー調査から得られた知見とあわせて考察した結果、若年者にそうした傾向が見られる背景には、学校選択・企業選択中心のキャリア教育が大きな要因として存在し、そのために職業決定への抽象的な悩みを抱くようになり、職業選択への具体的準備の不足やそれに伴うイメージによる職業決定を行う者が増え、その結果として職場への不適応・早期離職が多くなるという構造が存在するとの結論に至った。

3. 政策提言

職業について考えなくてはならないという気持ちを持っているが、おそらく卒業のタイムリミットや年齢等により職業を決定するように強いプレッシャーを受けるまで具体的な行動を起こさないであろう若者に、いかにしてそれ以前の段階でキャリアについての教育・支援を行うかということが一つの重要な課題である。ここでは、そうした課題をクリアする案として、中小企業・行政・大学が連携して、大学での講義の場等を利用して中小企業で働く人々と学生の交流の場を設ける仕組みを作るということを提案している。

具体的には、そうした交流の仕組みについて、①行政において地域内の中小企業と大学をリストアップする、②それらの中小企業に対して講演や企業見学、学生との懇談会、企業の情報など中小企業が提供可能なサービスを調べる、③大学に対して、ゼミや講義、研修等でどのような時間を設けたり講義内容を設定したりできるかを調べる、④行政がつなぎ役となり中小企業や大学からの要望のマッチングを図る（要望にあう企業・大学を調べて情報提供する、場合によっては中小企業と大学の相談の場を設ける）という手順をとることによって実現可能であるとの提案を行っている。(図1)

4. 経営の現場に対する提言

3で示した政策提言と並行して、中小企業の経営の現場に対する提言として、①若年労働者の採用段階と②職場への適応段階の2つの段階において、企業側として特に留意すべき事項を抽出し、若年労働者の職場不適応と早期離職防止のためのガイドラインと、簡単に使用可能なツールとして重要なチェック項目を示したチェックシートの開発を行った。

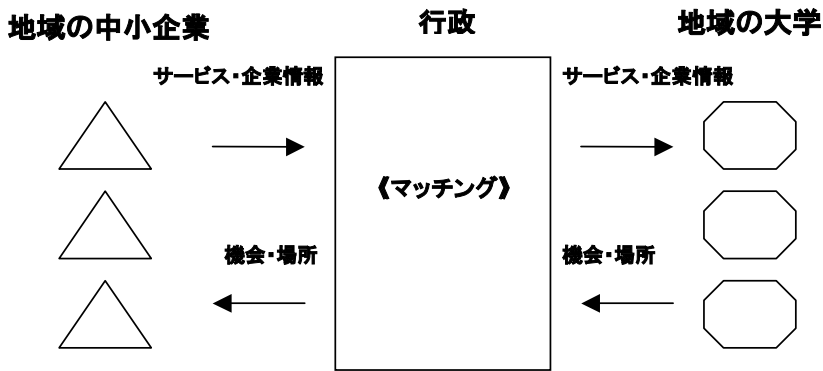


図1. 連携のイメージ

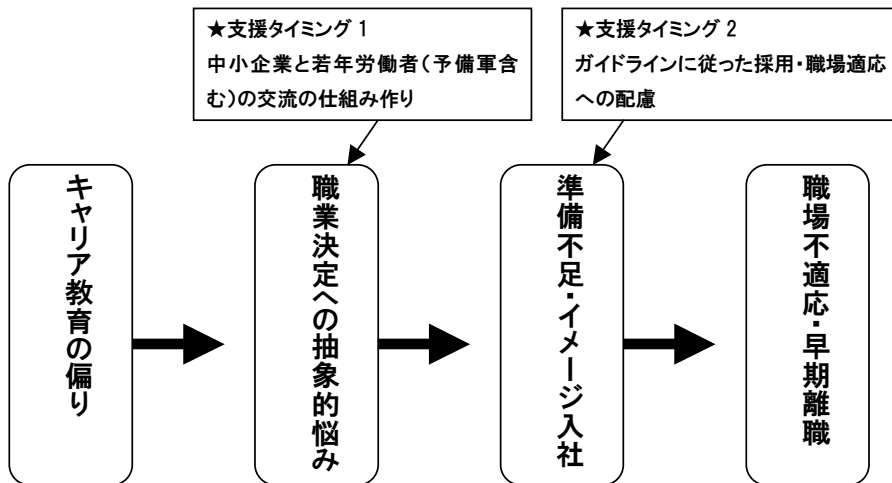


図2. 問題の構造と支援課題

参考文献

清水和秋 (1989)「中学生を対象とした進路不決断尺度の因子的不変性について—COSAN を使用して」『関西大学社会学部紀要』, Vol.21(1), pp.143-176.

中小企業のビジネスモデル革新と地域経済活性化

～神戸市の中小企業を主対象として～

兵庫県立大学 経営学部 事業創造学科 准教授 西井進剛
 兵庫県立大学 経営学部 事業創造学科 教授 池田 潔
 兵庫県立大学 経営学部 組織経営学科 教授 當間克雄

研究の背景・目的について

従来、中小企業と地域経済との関係については、「中小企業は地域経済の活性化に貢献する」という、多くの研究における前提として、半ば自明のごとくとらえられてきた。しかし、中小企業が真に地域経済の活性化に貢献するためには、より多くの中小企業が良好な経営成果を達成する必要がある。そのために

は、「第二創業」という概念に象徴される経営革新の実現が重要となる。そして、近年、実際に多くの中小企業の経営者が経営革新の実現に大きな関心を寄せ、かつその実現に向けて尽力しているケースが報告されている。

しかし、ここに大きな問題がある。それは、経営革新、とりわけ「第二創業」という概念の持つ曖昧性である。「第二創業」は、多くの場合、①事業承継を契機とした新事業への取り組み、②経営革新（新市場への進出、新商品・サービスの提供等）、③異業種への進出、業種転換等での新事業への挑戦、といった意味で使用されている。だが、第二創業の実施における関係者間（経営者／従業員／コンサルタント／研究者）の間で必ずしも共通の認識が共有されているとは限らない。むしろ、「第二創業はいいことである」といった感覚的にポジティブな側面だけが共有され、その厳密な意味領域においては、認識のズレが目立つように思われる。その結果、第二創業の成功事例、あるいは失敗事例は各社各様ということになってしまい、何が成功要因だったのか、失敗要因だったのかという要因の抽出、並びにそれらの要因の科学的な検証は十分になされてこなかった。

そこでわれわれは、「第二創業」という概念を「ビジネスモデル革新」という概念から再定義し、より精緻化を行うことで、その実態（実現可能な要素並びに課題）を明らかにし、今後、多くの中小企業がビジネスモデル革新を実現していくことに貢献することを研究目的として定めた。

研究の方法について

研究の方法は、第1に分析フレームワークの構築から着手した。ビジネスモデルに関する先行研究のレビュー、並びにパイロット調査（インタビュー調査）を踏まえ、質的・量的調査に使用できる分析フレームワークの構築を目指した。その結果、われわれは、Morris, Michael, Minet Schindehutte and Jeffrey Allen (2005) “The Entrepreneur’s Business Model: Toward a Unified Perspective,” *Journal of Business Research*, Vol.58, No.6, Jun, pp.726-735. の研究成果に注目した。Morris 他は、ビジネスモデルを「ベンチャーの戦略、アーキテクチャー、経済的領域における一連の相互関係にある決定変数がどのようにして所定の市場において持続的な競争優位を創造するために、どのように取扱われるかについて簡潔に表現したものである」と定義し、既存研究の広範なレビューにもとづき、ビジネスモデルの構成要素として6つの要素を特定化している。それは、①顧客への提供価値（どのような価値を創造しているのか）、②市場要因（誰のために価値を創造するのか）、③内部ケイパビリティ（競争優位の源泉は何か）、④競争戦略要因（どのような競争的ポジショニングをとっているのか）、⑤収益構造（どうやって稼いでいるのか）、⑥成長志向（どのような成長を志向しているのか）、である。

第2に、量的調査の実施である。われわれは、Morris 他によって提示されたビジネスモデルの6つの構成要素の操作化を行い、各構成要素につき5問、計30問の質問項目の作成を行った。例えば、「顧客への提供価値」については、「既存の主要な製品・サービスの改良・改善を行った。」というように、実際に第二創業の中身として何を実施したのかという点について、5点尺度（1＝全く当てはまらない、3＝どちらとも言えない、5＝とても良く当てはまる）で回答を求めた。アンケート調査の対象は、神戸市内の中小企業であり、かつ神戸の既存産業構造を十分に反映できる母集団ということから、神戸市機械金属工業会（308社）を選定した。調査方法は郵送調査とし、調査時点は、発送（2005年12月9日）、回収（2005年12月20日）とした。回収状況は、有効回答数（86件）、有効回収率（27.9%）であった。

第3に、質的調査の実施である。神戸市内の中小企業を主対象として、神戸市外、兵庫県外の中小企業におけるビジネスモデル革新の事例の収集にあたった。調査対象は、神戸市内4社〔株式会社アポロメック（現エスベックテクノ株式会社）；神戸バイオメディクス株式会社；株式会社伍魚福；神戸板金工業株式会社〕、神戸市外4社〔森合精機株式会社（明石市）；株式会社ツインテック（明石市）；ミツ精機株式会社／ミツテック株式会社（淡路市）；古野電気株式会社（西宮市）〕、兵庫県外1社〔京都試作ネット（京都市）〕、である。調査は、半構造化インタビューの形式を採用し、上述の分析フレームワークに則った共通の質問項目をベースに、各社のビジネスモデルの成立の経緯、革新の経緯、革新にあたっての問題点・課題、現行のビジネスモデルの特徴、今後のビジネスモデル革新の方向性、といった質問を行った。

分析結果について

まず、アンケート調査の分析結果からは、本研究の目的の1つであった、「第二創業」を「ビジネスモデル革新」としてとらえることの有効性が確認された（表1参照）。「第二創業」は、一般的に考えられているように、「新製品開発」「新市場開発」（あるいはその両方）というよりも、「ビジネスモデル革新」として理解できることがわかった。すなわち、ビジネスモデルの一部の構成要素ではなく、複数の構成要素にまたがる全体的、包括的な革新が良好な経営成果につながっていることがわかった。

表1 t検定の結果

構成要素	HP, LPグループにおける違い
①顧客への提供価値	<u>—違いなし(両者とも手をつけている)</u>
②市場要因	・既存市場での新しい販売先の開拓に乗り出した。 ・市場の地理的な拡大(例:全国展開, 海外展開)を行った。
③内部ケイパビリティ	・オペレーション, 業務効率の改善を行った。
④競争戦略要因	・より一層親密な顧客関係の構築を目指した。 ・革新的な製品開発を行い, 業界内でのイメージを高めようとした。
⑤収益構造	・親会社への依存度を下げ, 自立性を高めようとした。 ・特定の取引相手に依存するのではなく収益源の多様化をねらった。 ・業界の景気に左右されない収益源の確保を目指した。
⑥成長志向	・従来と比べて収益性を重視する経営方針へ転換をはかった。 ・従来と比べて売上高の拡大を重視する経営方針へ転換をはかった。 ・従来と比べて会社の規模拡大を重視する経営方針へ転換をはかった。

注:分析手順について

第二創業の成果によるグループ間の比較を行うために、①合計スコアの算出[成果変数(14項目)(5点尺度)], ②平均値の算出(47.1), ③グループ分け[HP:High Performer(47.1超)/LP:Low Performer(47.1以下)], グループ間比較(t検定, 有意水準5%), を行った。

インタビュー調査の分析結果からは、「ビジネスモデル革新」の成否を握る鍵が、「ビジネスモデルの整合性」にあることが示唆された。第二創業（ビジネスモデル革新）を実現している企業のビジネスモデルは、ビジネスモデルの各構成要素間の整合性が上手く保たれている場合が多かった。とりわけ、今回の調査でとりあげた企業の多くは、全く新しいビジネスモデルを構築したというよりも、コア技術活用型の企業が目立った結果となった。

政策的提言について

以上の研究成果から、政策的提言として、第1に、ビジネスモデルからみた経営革新企業の選定の重要性が指摘できる。従来、経営革新の認定に際し、新製品・サービス開発に重点が置かれてきた。しかし、今回の研究成果から、第二創業を実施し、成果のあった企業では、新製品・サービスの開発は当然のこととして行われていた。それよりも、包括的な経営方針についての革新、「どのようにして利益を上げるのか」といった収益構造の見直し、あるいは新製品開発を行うためのオペレーションのあり方など、ビジネスモデルの再構築を行っていたことが明らかとなった。したがって、経営革新企業を選定するにあたっては、「ビジネスモデル」という観点から選定基準、評価基準を設けることが重要になると考えられる。

第2に、ビジネスモデルについてのセミナー等の開催の有効性が指摘できる。今回の研究成果から、ただ単に新製品・サービス開発を行った企業が「儲かる」のではなく、ビジネスモデルを全体的に再構築した企業が良好な経営成果をあげていることが明らかとなった。この発見事実について、セミナー等で既存の経営者、あるいは潜在的な企業家（BI施設入居者）に対して伝えるとともに、より効果的な研修プログラム [例：①ビジネスモデルの概念についての理解, ②自社のビジネスモデルの分析, ③ケーススタディ（インタビュー調査の成果）の活用] を提供することが重要であると考えられる。



自治体の人材マネジメント

田尾 雅夫著



学陽書房
本体2,400円＋税

自治体を取り巻く環境は大きく変化している。そのため労働集約的な対人サービスを行う自治体が、経営資源として最も必要とする「ヒト」についてのマネジメントも抜本的に変えていく必要がある。本書はサブタイトル「経営センスある職員をいかに確保・育成し、活用するか」をメインテーマに、自治体の「人的資源管理（HRM）」による人材マネジメント」についての理論、方法、留意点、方向性や課題などについて論じた書である。

バブル崩壊後、民間企業における人材マネジメントは、能力実績主義やコンピテンシー制度の導入など、厳しい経営環境に対応して少数精鋭による効率的経営を実現するため積極的に展開されてきた。一方、自治体を含む公的セクターにおいては基本的には従来どおり終身雇用、年功序列制度等が継続されてきた。その結果、危機的な財政状況による採用数削減、団塊世代の大量退職、職務の専門・複雑性の進展、公民の役割分担による公務員としての役割の変化などにより、従来の「一律的・画一的な人事」では十分に変化に対応できなくなりつつある。

著者はこうした状況変化を踏まえ、まずは自治体の人材マネジメントとして、権威的な「人事管理」ではなく、限られた資源を有効に使う「資源管理」を基本的な考え方に据えることを主張している。またこれから求められる職員像として「政策官庁化の中で単なる組織の駒ではなく、自分の判断や創意工夫で業務をマネジメントできるポリティカルマネージャー」（広的かつ中長期的に大所高所の戦略を立案し組織を仕切れる人材）と圧倒的に現場で専門的な力を発揮する「スペシャリスト」を代表例として挙げている。その中でも、従来の人事運営に関して定期的に人事異動を行う「ゼネラリスト偏重」への批判が根強くなされてきたものの、著者の言葉を借りればむしろ本当に必要なゼネラリストであるポリティカルマネージャーの欠如こそが、組織のパフォーマンスを低下

下につなげているということを描いている。そしてポリティカルマネージャーが備えるべき素養として「経営センス」（合理的利得の算定、パワーポリティクスへの配慮）を挙げている。

著者はポリティカルマネージャーの育成を急務としているが、一朝一夕に育成には至らない。しかしその欠如は自治体経営に致命的な打撃を与える。NPMなど単なる理論を唱える自治体改革の時代は終わった。本書は、待たなしの状況の中で、まずは最も優先されるべき「実践」として、組織を挙げて人材育成に取り組むべきことを明確に示している。



ソーシャル・インクルージョン 格差社会の処方箋 日本ソーシャルインクルージョン推進会議編



中央法規
本体3,000円＋税

本書は、格差社会の処方箋として、ソーシャル・インクルージョンを基軸に、理論と実践の両面から提言を行っている。ソーシャル・インクルージョンという用語が、我が国の政府文書で最初に使用されたのは、平成12年12月に厚生労働省から出された「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」の報告書である。すべての人々を社会の構成員として含み支え合う（ソーシャル・インクルージョン）のための社会福祉の模索が強調された。

ソーシャル・インクルージョンの理念は、欧州（特にフランス）から生み出されたもので、現在では欧州各国共通の最も重要な国内政策に位置づけられている。EUの報告書によれば、社会的疎外とは、人々が社会の周辺に追いやりられた過程であり、その対語であるソーシャル・インクルージョンとは、貧困や社会的疎外の危険にある人々が経済・社会・文化的な生活に十分に参加する可能性および必要な所得を獲得すること、ならびにその生活する社会にあって一般的な生活水準や厚生することが保障される過程であると定義されている。

本書は、こうしたヨーロッパの状況が我が国にそのままあてはまるわけではないが、次のような我が国の状況からすれば、示唆を得ることができる。①所得格差を示すジニ係数が増大する我が国において、社会の二極化等を通じて社会的疎外が発生する可能性が皆無でないこと、②我が国のニートやフリーターの問題は、欧州の若年失業の問題と親和性が感じられること、など。

本書は、本邦最初のソーシャル・インクルージョンの専門的な啓蒙書であるといえる。



都市は誰のものか 都市の主体者を問う

日本都市問題会議編



清文社
本体2,400円＋税

本書は、日本都市問題会議がとりまとめた、都市のグランド・デザインを中心とした24の論文集で、序論には伊藤滋氏、終章には田村明氏が寄稿している。日本都市問題会議は、本書収録論文の一つ「日本都市問題会議例会の軌跡」の表現を借りれば、オイルショック経験後の昭和53年に発足した「安定成長、地方分散、資源エネルギーの限界性がいわれはじめた時代」、各界の人々による新しい都市政策・都市文化を形成しようとする都市計画サロン」であり、「都市研究者、実務家、ジャーナリストのほか、哲学者、科学者、芸術家、実業家、ボランティアなど幅広い分野の人」が参加し、30年近い間、月例会と毎年の地方集会、更に本書のような出版活動を続けている。

本書に収録された論文は、地方都市の将来像を探ることを主眼に高度成長期の終焉後から今日に至る取組みに焦点が当てられているが、その中で展開されている議論の範囲は、今日の都市が抱える課題の多種多様性を反映したものとなっている。24の論文は、「首長によるまちづくりの実験」「二十一世紀へのメッセージ」「都市の魅力を探る」「都市と国土」「日本都市問題会議三十年の軌跡」という5つの章に整理されているが、「三春町の都市計画三十年の歩み」「由布院 いやしの里の挑戦」といった個々の自治体の取組みから、戦前の都内高速道路構想や、現代中国の都市化から将来の都市化の課題を探ろうとするものもある。更に、オビに「都市のことを考えてきた人たちの次世代へのメッセージ」と記され、また、終章は二十二世紀論として、これまでの成長の延長ではなく「文明の断絶」を経ることを考慮すべきであるという主張など、これまでの都市問題の議論の方向性に概括的に触れることができることも、これからの都市問題を考察していく上で視点が豊富に含まれている。広い意味での都市計画に携わる方々、自治体の企画・計画部門の方におすすめています。



コミュニティの自立と経営

山田 晴義編著



ぎょうせい
本体1,905円＋税

近年、暮らし続けられる地域づくりにおいてコミュニティに対する期待が高まっている。その一方で、コミュニティはここ十数年、衰退を見せている。特に、過疎地では、コミュニティの維持や地域に暮らし続けることが難しくなっている。このような地域の状況の中で、本書は、コミュニティの再生を達成していくための方向を提示し、コミュニティ自立への条件や方法を、現場の取り組みを通して明らかにしていくことを主なテーマとしている。特に、中間支援組織を含めたパートナーシップによる解決方向を模索することに力点を置いている。

現在、英国では、地域の再生に関係する自治体、住民、企業等が参加するパートナーシップ方式が、持続可能な地域づくりを支える仕組みとして普及し始めたところである。このパートナーシップ方式は地域再生を始めとして、個別の福祉や教育、安全等の各分野の施策実施においても用いられるようになってきている。パートナーシップの意義は、多様な立場、能力、役割を有する主体が組み合わせることで、互いの強みを生かして課題を解決する、相互補完と相乗効果の協働を実現することである、とされている。パートナーシップの活動においては、地域住民の努力だけではなく、

直接の主体ではないが、それを補助する中間支援組織が大きな役割を果たしている。本書でも、英国のブレア政権が進めるコミュニティ政策とコミュニティの自立を支える中間支援組織の概要が紹介されている。

本書は、コミュニティの自立を、パートナーシップ方式で検討する上で、よい素材を提供している。



元気なまちのスゴイしかけ 地域経済を活性化する全国24の実例に学ぶ 佐々木 陽一編



PHP研究所
本体1,600円＋税

日本経済が堅調な企業設備投資や個人消費を背景に回復・拡大する中で、地域別にみると、その度合いにはバラツキが見られ、地域間の格差は広がっている。また、企業誘致に代表されるように、都市間競争も激化している。

本書では、編者の「疲弊した地域経済を元気づけたい」という強い思いから、第1部で、地域経済の活性化に挑戦した「元気なまち」の24の実例を紹介している。いずれの事例においても、それぞれ直面する課題や抱える悩みを、地域資源を活用しながら、見事に地域の強みや魅力に変えて、地域経済活性化の足がかりとしている。また、関係者が、低迷する地域経済を何とかしたいという熱い情熱を持ち続けて、前例にとらわれず、思い切った決断もしながら、試行錯誤の中で、地道な努力を続けた結果の賜物でもある。なお、この第1部では、「ビジネス中華街で海外からの投資を呼び込む」と題して、神戸市の「上海・長江交易促進プロジェクト」も紹介されている。

そして、第2部では、事例に共通するエッセンスを抜き出し、地域経済活性化のための8つの「極意」として、まとめてある。それぞれの地域を取り巻く事情は異なるが、成功事例から得られた「極意」をもとに、それぞれに適した具体策を考えていくことを編者は薦めている。

自治体に求められるニーズが多様化する中で、本書は、産業関連部門に属する、属さないにかかわらず、自治体職員にとって、日頃の業務改善や新たな事業立案に取り組む上で、何らかのヒントを与えてくれる一冊である。



国際都市神戸の系譜 開港・外国人居留地・領事館・弁天浜御用邸 楠本 利夫著



公人の友社
本体3800円＋税

神戸がいかに国際都市として発展してきたかを論考した書。1868年に開港した神戸には日本全国から多くの人がビジネスチャンス求めて移り住んできた。城下町のような「しがらみ」がない神戸では、新たな住民は素直に受け入れられ、同時に入ってきた欧米の文明と一体となって、新たな独自の文化を形成してきた。

本書では、①明治政府が神戸を港都として発展させ、日本の課題解決を果たそうとしてきたことを考察し、②市制町村制施行を前に神戸市の発展の方向性をどう考えていたかを明らかにし、③開港が神戸のまちの将来にどのような影響を与えたのかを論考している。神戸の近代化には、神戸を西日本の文明の都として「ショーウィンド」化することで、外国側に日本の文明化をアピールしようという政府の考えがあり、また外国の新しい産業を移植することで、国づくりを強固にする「殖産興業」の実践場を目指していたのである。こういった視点のもと、第1章で安政条約から神戸開港までのいきさつを詳しく紹介し、第2章で神戸・大阪の外国領事館の歴史を振り返り、第3章で外国人居留地の概要とその外交上の役割、あわせて開港・領事館・居留地が神戸の運命をどう方向づけてきたのかを論じ、第4章で明治19年に提言された神戸の将来事業プロジェクトの意義を考察している。第5章では、概要がほとんど分らなかった「弁天浜の明治天皇御用邸」についてほぼ全貌を解明している。そして終章で明治政府の神戸開港の意図と意義を論じ、今後の神戸の発展について、その資源である開港から積み重ねられた「神戸文化」について簡潔に整理がされている。神戸のDNA、まちのアイデンティティを考える上での必読の書であろう。なお、著者は神戸市の元国際部長で、現在は芦屋大学教育学部教授。

編 集 後 記

- ◎今回のテーマである「ソーシャルキャピタル」は、近年、世界的に注目を集めつつある概念ですが、定義に関して明確な合意が存在するわけではありません。直訳すると社会资本となり、いわゆるインフラストラクチャーを連想させるため、「社会関係資本」「人間関係資本」「社交資本」など幾つもの意識が用いられています。そのようなことが逆に、コミュニティづくりや地域活動とは別世界の言葉という印象を与えているのかもしれない。しかし、今回紹介した活動事例に加えて神戸市では、地域福祉の分野における「ふれあいのまちづくり協議会」、安全都市分野における「防災福祉コミュニティ」などがそれにあたると考えられ、私たちに身近な地域社会の共同体意識といえる資源なのかもしれない。
- ◎また、ソーシャルキャピタルは、甚大な被害をもたらした阪神・淡路大震災から復興を遂げる過程で得られた教訓であり、ここから我々が学び、持続可能な地域社会への礎となることを願ってやみません。
- ◎次号は、「神戸医療産業都市構想」を特集します。ご期待下さい。

【問い合わせ先】

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通5丁目1-14 神戸商工貿易センタービル18F FAX 078-252-0877
神戸都市問題研究所内 季刊「都市政策」編集部宛

次号128号予告 (2007年7月1日発行予定)

— 特集 神戸医療産業都市構想 —

(敬称略)

巻頭言	井 村 裕 夫
アジアのメディカルセンターへ	家 次 恒
再生医療ベンチャー企業の取り組み	中 島 憲 三
地元中小企業の医療分野への参入	鶴 井 孝 文
クラスター推進センターの活動	矢 野 良 治
クラスター形成による効果	三 木 孝

季 刊 都 市 政 策

第127号

印 刷 平成19年3月20日 発 行 平成19年4月1日

発行所 財団法人神戸都市問題研究所 発行人 新野幸次郎

☎651-0083 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号(神戸商工貿易センタービル18F)
電話 (078) 252-0984

発売元 勁 草 書 房

☎112-0005 東京都文京区水道2の1の1

振替口座 00150-2-175253 電話 (03) 3814-6861

印 刷 田中印刷出版株式会社

地方自治を語るみんなの広場

【月刊】自治フォーラム

2007.4 VOL.571

定価600円（本体571円）

特集 自治体とNPOの連携

- 視 点 自治体とNPOの連携で何が可能となるのか？ ……山岡 義典
解 説 自治体とNPOの連携による効果と課題について ……中村 陽一
自治体とコミュニティ・NPOの連携 ……中川 幾郎
—地域組織との協働の観点から—
NPOにおける人材・財政・情報の諸課題 ……粉川 一郎
事 例 九州一のボランティア都市づくり ……宮 崎 市
市民提案による市民と行政との協働について ……鎌ヶ谷市
NPOとともにすすめる協働事業ふりかえりのしくみ ……三 重 県
エッセイ 自治大OBが語る地方自治 ……野口 聖

（タイトルについては、変更になることがあります。）

編 集 財団法人自治研修協会
(〒190-8581)東京都立川市緑町10-1 電話042(540)4438
協 力 自治大学校

発行所 第一法規株式会社
(〒107-8560)東京都港区南青山2-11-17
電話 03(3404)2251 振替口座：東京3-133197

政策研究情報誌

地域政策

2007・春季号 No.23 2007年3月下旬発行 定価650円（本体619円）

特集 談合列島

法政大学法学部教授 五十嵐敬喜／公正取引委員会経済取引局企画室長 岩成 博夫
桐蔭横浜大学法科大学院教授 鈴木 満／(株)日本土木工業協会会長 葉山 莞児
岩手県知事 増田 寛也

インタビュー 岡山県知事 石井 正弘

ニュース／ルポ がんばる自治体 山形県大江町／栃木県日光市／熊本県阿蘇市・郡、
大分県竹田市

三重発 ほか

企画・編集：三重県職員研修センター
「地域政策—三重から」
(〒514-0004)三重県津市栄町1-891
電話 059-224-2767

発行所： (株) 公人の友社
(〒112-0002)東京都文京区小石川5-26-8
電話 03-3811-5701



自治体政策形成の必携本！

月刊「地方自治職員研修」

毎月15日発行、B 5判130頁、定価800円（最寄りの書店より取り寄せてできます）
直接送付・年間定期購読：8,880円（税送料込み、前払い）

臨時増刊号：A 5判258頁、定価1,680円、年3回発行

最新号「めざせ！ できる公務員」 絶賛発売中！

「できる公務員」のノウハウを実践的に解説！

- 最近号 4月号 自治の歩みと前途を展望する《40周年特別インタビュー》松下圭一
の特集 3月号 「格差」時代の自治体の役割＋個人情報はいま…
2月号 提言“教育改革の道標”＋当世選挙事務事情



公職研 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-20

<http://www.koshokuken.co.jp>

tel.03-3230-3701 / fax.03-3230-1170 / e-mail:hello@koshokuken.co.jp

新修 神戸市史

第8巻

「産業経済編Ⅲ 第三次産業」

A 5版 全898ページ 定価6,000円(税込)

- 構成 第1章 開港から第一次世界大戦まで
第2章 第一次世界大戦から第二次世界大戦まで
第3章 戦後復興から高度成長期まで
第4章 高度成長期以後

内容 幕末の開港以来、貿易と共に急速に発展し、第二次世界大戦と高度経済成長期を経た神戸の「第三次産業」盛衰の歴史を、年代ごとに、貿易業、交通業、港湾運送・倉庫業、金融業、流通業といった業種別に横断的に解説。

既刊（定価は税込み）

「歴史編Ⅰ自然・考古」、「産業経済編Ⅰ第一次産業」、「歴史編Ⅲ近世」、「歴史編Ⅳ近代・現代」（以上、定価各5,000円）、「産業経済編Ⅱ第二次産業」、「行政編Ⅰ市政のしくみ」「行政編Ⅱくらしと行政」「行政編Ⅲ都市の整備」（以上、定価各6,000円）

◎市史の詳細・目次は神戸市文書館ホームページをご参照ください

<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/06/014/kankoubutu/kankoubutu.html>

発行 神戸市 新修神戸市史編集室（神戸市文書館内）

☎651-0056 神戸市中央区熊内町1-8-21 ☎078 (232) 3437 FAX078 (232) 3840

申込先 田中印刷出版(株)内 みるめ書房（主要書店にても発売中）

☎657-0845 神戸市灘区岩屋中町3-1-4 ☎078 (871) 0551 FAX078 (871) 0554

都市政策バックナンバー

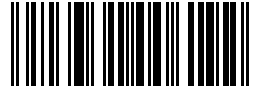
- 第100号 特集 第100号記念 21世紀の神戸の都市像 2000年7月1日発行
- 第101号 特集 地方自治と都市経営 故宮崎辰雄氏追悼集 2000年10月1日発行
- 第102号 特集 阪神・淡路大震災復興・生活再建の総括 2001年1月1日発行
- 第103号 特集 IT革命と地方自治体 2001年4月1日発行
- 第104号 特集 阪神・淡路大震災と司法の課題 2001年7月1日発行
- 第105号 特集 災害における住宅等の被害認定基準 2001年10月1日発行
- 第106号 特集 少子・高齢化への対応 2002年1月1日発行
- 第107号 特集 新産業の創出に向けて 2002年4月1日発行
- 第108号 特集 コミュニティ・ビジネスの振興と課題 2002年7月1日発行
- 第109号 特集 公営住宅のあり方と今後の課題・方向性 2002年10月1日発行
- 第110号 特集 大都市制度のこれから 2003年1月1日発行
- 第111号 特集 都市の活性化と地域連携 2003年4月1日発行
- 第112号 特集 行政コスト分析の課題 2003年7月1日発行
- 第113号 特集 第三セクターの課題と展望 2003年10月1日発行
- 第114号 特集 福祉と民間活力 2004年1月1日発行
- 第115号 特集 震災復興の都市政策的検証Ⅰ 2004年4月1日発行
- 第116号 特集 震災復興の都市政策的検証Ⅱ 2004年7月1日発行
- 第117号 特集 ユニバーサルデザイン 2004年10月1日発行
- 第118号 特集 阪神・淡路大震災10年 2005年1月1日発行
- 第119号 特集 地域におけるセクター間の連携 2005年4月1日発行
- 第120号 特集 地方自治体の人事・給与 2005年7月1日発行
- 第121号 特集 集客観光都市の創造 2005年10月1日発行
- 第122号 特集 空港が開く都市の未来 2006年1月1日発行
- 第123号 特集 パブリックガバナンス—外部監査と外部評価— 2006年4月1日発行
- 第124号 特集 地域の力を活かした防災・防犯力の強化 2006年7月1日発行
- 第125号 特集 大学と地域・産業との連携によるまちづくり 2006年10月1日発行
- 第126号 特集 デザインを生かしたまちづくり 2007年1月1日発行

ISBN978-4-326-96151-1
C3331 ¥619E



9784326961511

定価650円(本体619円)



1923331006192



発売元

勁草書房

東京都文京区水道2の1の1
振替口座00150-2-175253

☎03-3814-6861



R100

古紙リサイクル配合率100%再生紙を使用(本文)